

第1 一般会計2月補正予算

1 歳入歳出予算

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 議会費	△ 41,255	1,979,629	
第 1 項 議会費	△ 41,255	1,979,629	
第 1 目 議会総務費	△ 22,549	1,423,535	
(財源内訳) 一般歳入	△ 22,549		(節内訳)
(1) 議員報酬	△ 15,413	1,065,246	(1) 報酬 △ 8,852 (2) 給料 △ 2,834 (3) 職員手当等 △ 10,676 (4) 共済費 △ 187 県議会議員の person 費の補正である。 ・報酬 △ 8,852 ・職員手当等 △ 4,984 期末手当 △ 4,984 ・共済費 △ 1,577 地方職員共済組合等負担金 △ 1,577
(2) 職員給与費	△ 7,136	358,289	議会事務局職員の person 費の補正である。 ・給料 △ 2,834 一般職給 △ 2,834 ・職員手当等 △ 5,692 扶養手当 △ 491 地域手当 △ 127 住居手当 405 通勤手当 941 管理職手当 1 時間外勤務手当 △ 3,430 期末手当 △ 1,166 勤勉手当 △ 885 児童手当 △ 940 ・共済費 1,390 地方職員共済組合等負担金 1,390
第 2 目 事務局費	△ 18,706	556,094	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	4,347 △ 23,053		(節内訳)
			(9) 旅費 △ 11,779 (11) 需用費 △ 400 (12) 役務費 △ 380 (13) 委託料 △ 819 (14) 使用料及び賃借料 △ 250

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 議会運営費	△ 18,706	556,094	(15) 工事請負費 △ 756 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 4,322 県議会の運営及び活動に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 款 危機管理費	1,547,463	8,705,923	
第 1 項 危機管理費	1,547,463	8,705,923	
第 1 目 危機管理総務費	△ 3,789	1,269,824	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 5,366		(2) 給料 △ 686
一般歳入	1,577		(3) 職員手当等 △ 4,270
			(4) 共済費 1,167
(1) 危機管理総務費	△ 3,789	1,269,824	危機管理部職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 686
			一般職給 △ 686
			・職員手当等 △ 4,270
			扶養手当 △ 1,201
			住居手当 △ 143
			通勤手当 295
			管理職手当 1,340
			特殊勤務手当 △ 91
			時間外勤務手当 52
			休日勤務手当 18
			宿日直手当 406
			期末手当 △ 7,845
			勤勉手当 3,607
			地域手当 △ 122
			児童手当 △ 10
			単身赴任手当 △ 576
			・共済費 1,167
			地方職員共済組合等負担金 1,167
第 2 目 危機管理費	1,551,252	7,436,099	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	2,393,463		(1) 報酬 △ 1,184
繰入金	100		(4) 共済費 △ 847
県債	29,000		(8) 報償費 △ 439
一般歳入	△ 871,311		(9) 旅費 △ 428
			(11) 需用費 △ 7,913
			(12) 役務費 △ 3,790
			(13) 委託料 64,132
			(14) 使用料及び賃借料 643
			(15) 工事請負費 △ 151,510
			(18) 備品購入費 △ 52,421
			(19) 負担金、補助及び交付金 1,705,490
			(27) 公課費 △ 481
(1) 危機管理対策費	△ 54,312	1,494,477	
ア 危機管理総合調整費	△ 19,607	740,482	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
イ	危機管理部調整費	△ 11,478	10,522	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	大規模な広域防災拠点整備事業費	△ 2,330	51,670	事業費の確定に伴う補正である。
エ	下田総合庁舎危機管理機能移転整備事業費 (防災棟無線設備整備)	△ 19,540	430,460	事業費の確定に伴う補正である。
オ	静岡県デジタル防災通信システム定期部品交換事業費	△ 1,357	8,743	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	緊急地震・津波対策等交付金	△ 760,670	2,339,330	事業計画の決定に伴う補正である。
(3)	地域防災対策活性化事業費	△ 8,862	129,367	
ア	地震防災センター機能強化事業費	△ 2,000	52,500	事業費の確定に伴う補正である。
イ	県民防災啓発強化事業費	△ 443	57,058	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	富士山火山防災対策推進事業費	△ 6,419	5,581	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	消防体制強化事業費	△ 23,099	200,401	
ア	一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業費	△ 22,803	57,197	事業計画の決定に伴う補正である。
イ	消防団加入促進支援事業費	△ 296	2,204	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5)	原子力発電等対策費	2,398,195	3,255,824	
ア	原発防災対策事業費	2,484,402	2,913,215	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	原発安全対策推進費	△ 86,207	342,609	
(ア)	環境放射能対策事業費	△ 70,367	234,164	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ)	原子力発電広報対策事業費	△ 11,340	34,309	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ)	原子力安全対策広報強化事業費	△ 4,500	7,400	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 款 経営管理費	22,240,362	59,738,608	
第 1 項 知事戦略・地域外交費	19,815,408	22,354,333	
第 1 目 知事戦略・地域外交総務費	△ 91,485	1,367,139	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	265		(2) 給料 △ 90,562
一般歳入	△ 91,750		(3) 職員手当等 △ 3,165
(1) 職員給与費	△ 91,485	1,367,139	(4) 共済費 2,242
			特別職及び知事直轄組織職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 90,562
			一般職給 △ 90,562
			・職員手当等 △ 3,165
			扶養手当 △ 1,048
			地域手当 6,723
			住居手当 △ 1,038
			通勤手当 △ 8,862
			管理職手当 1,243
			時間外勤務手当 219
			期末手当 △ 622
			勤勉手当 △ 1,746
			児童手当 448
			単身赴任手当 1,518
			・共済費 2,242
			地方職員共済組合等負担金 2,242
第 2 目 知事戦略・地域外交管理費	20,000,016	20,000,040	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	16		(25) 積立金 20,000,016
一般歳入	20,000,000		
(1) 基金積立金	20,000,016	20,000,040	
ア 社会環境基盤整備資金積立金	2	5	基金運用益の確定に伴う補正である。
イ ふじのくにづくり推進基金積立金	20,000,014	20,000,035	総合計画の基本計画に基づき、重点的に取り組む事業に要する経費に充てるため、基金の積み増し等を行う。
第 4 目 知事戦略費	△ 1,305	18,556	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 1,305		(8) 報償費 △ 446

科	目	補正額	現計額	説明
				(9) 旅費 △ 224 (11) 需用費 △ 295 (12) 役務費 △ 194 (14) 使用料及び賃借料 △ 146
(1)	知事戦略事務費	△ 1,305	18,556	事業費の確定に伴う補正である。
第5目	総合計画費	△ 49,237	32,327	(節内訳) (9) 旅費 △ 737 (12) 役務費 △ 415 (13) 委託料 △ 48,071 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 14
	(財源内訳) 一般歳入	△ 49,237		
(1)	総合計画推進費	△ 49,237	32,327	
ア	県政推進調整費	△ 48,000	4,000	事業費の確定に伴う補正である。
イ	企画調査事務費	△ 1,166	26,110	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	土地利用基本計画策定 調査事業費	△ 71	929	事業費の確定に伴う補正である。
第6目	広聴広報費	△ 19,816	338,136	(節内訳) (8) 報償費 △ 6 (9) 旅費 △ 1,123 (11) 需用費 △ 186 (12) 役務費 △ 16,569 (13) 委託料 △ 1,533 (14) 使用料及び賃借料 △ 268 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 131
	(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	△ 14,000 △ 3,145 △ 2,671		
(1)	広報事業費	△ 18,250	307,113	
ア	重点広報推進費	△ 719	53,781	事業費の確定に伴う補正である。
イ	県民広報推進事業費	△ 3,279	221,721	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	「県民の日」事業費	△ 146	1,814	事業費の確定に伴う補正である。
エ	広報・報道推進費	△ 106	15,797	事業費の確定に伴う補正である。
オ	“ふじのくに”静岡魅力発信事業費	△ 14,000	14,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	広聴事業費	△ 1,566	31,023	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 県政情報提供事業費	△ 1,250	18,366	事業費の確定に伴う補正である。
イ 開かれた県政推進事業費	△ 316	5,984	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 目 地域外交費	△ 22,765	577,109	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 3,144		(4) 共済費 △ 530
財産収入	△ 929		(7) 賃金 △ 1,775
一般歳入	△ 18,692		(8) 報償費 △ 56
			(9) 旅費 △ 1,274
			(11) 需用費 △ 337
			(12) 役務費 △ 1,314
			(13) 委託料 △ 8,118
			(14) 使用料及び賃借料 △ 5,361
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 4,000
(1) 地域外交推進費	△ 12,173	345,492	
ア 地域外交展開事業費	△ 7,868	84,332	事業費の確定に伴う補正である。
イ 浙江省友好提携 35 周年記念事業費	△ 4,305	19,064	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 多文化共生事業費	△ 6,462	130,103	
ア 多文化共生推進事業費	0	21,500	財源更正に伴う補正である。
イ 県民国際理解推進費	△ 6,462	108,603	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 東京事務所運営費	△ 4,130	83,825	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 経営管理費	3,147,792	20,629,302	
第 1 目 一般総務費	243,523	13,081,562	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 384		(1) 報酬 △ 37,932
諸収入	△ 17,392		(2) 給料 88,028
県債	477,000		(3) 職員手当等 232,761
一般歳入	△ 215,701		(4) 共済費 △ 25,704
			(7) 賃金 △ 13,630
(1) 職員給与費	243,523	13,081,562	経営管理部職員の人件費及び知事部局職員の退職手当等の補正である。
			・報酬 △ 37,932
			・給料 88,028
			一般職給 88,028
			・職員手当等 232,761

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			扶養手当 △ 3,602 地域手当 △ 7,710 住居手当 △ 813 通勤手当 50,936 管理職手当 △ 467 特殊勤務手当 △ 1,853 時間外勤務手当 79,008 休日勤務手当 △ 5,323 期末手当 △ 11,628 勤勉手当 △ 21,838 退職手当 155,893 児童手当 △ 3,775 単身赴任手当 △ 33 管理職員特別勤務手当 3,966 ・ 共済費 △ 25,704 地方職員共済組合等負担金 28,872 社会保険料 △ 54,576 ・ 賃金 △ 13,630
第 2 目 文書費	△ 10,909	102,383	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 1		(1) 報酬 △ 1,295
諸収入	△ 522		(4) 共済費 △ 969
一般歳入	△ 10,386		(7) 賃金 △ 13
			(8) 報償費 △ 1,485
			(9) 旅費 △ 1,735
			(11) 需用費 △ 46
			(12) 役務費 △ 5,660
			(13) 委託料 △ 1,962
			(14) 使用料及び賃借料 △ 96
			(18) 備品購入費 2,386
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 34
(1) 法令審査等事業費	△ 1,262	31,973	
ア 法令審査等事業費	△ 578	23,330	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県公報発行事業費	△ 8	227	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 県例規データベース管理事業費	△ 676	8,416	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 文書事務費	△ 9,523	67,583	
ア 文書収発事業費	△ 5,311	25,988	事業費の確定に伴う補正である。
イ 文書管理運営事業費	△ 4,212	41,595	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 情報公開推進事業費	△ 124	2,827	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 目 人事管理費	△ 15,927	160,286	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	46		(1) 報酬 △ 65
一般歳入	△ 15,973		(4) 共済費 △ 76
			(7) 賃金 △ 287
			(8) 報償費 △ 1,537
			(9) 旅費 △ 9,821
			(11) 需用費 △ 846
			(12) 役務費 △ 737
			(13) 委託料 △ 709
			(14) 使用料及び賃借料 △ 692
			(18) 備品購入費 △ 100
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,057
(1) 赴任旅費	△ 4,106	43,456	職員の人事異動に伴う赴任旅費の補正である。
(2) 人事給与管理費	△ 1,509	27,073	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 職員研修事業費	△ 7,813	64,767	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 行政経営事業費	△ 2,499	7,490	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 職員厚生費	△ 39,310	674,315	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 55		(1) 報酬 △ 1,413
諸収入	△ 89		(4) 共済費 △ 171
財産収入	△ 7,711		(5) 災害補償費 1,250
県債	△ 3,000		(8) 報償費 △ 1,179
一般歳入	△ 28,455		(9) 旅費 △ 1,206
			(11) 需用費 △ 1,208
			(12) 役務費 △ 2,949
			(13) 委託料 △ 19,239
			(14) 使用料及び賃借料 △ 4,206
			(15) 工事請負費 △ 13,967
			(19) 負担金、補助及び交付金 4,978
(1) 非常勤職員等災害補償費	1,250	3,190	静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等に基づく災害補償に要する経費の補正である。
(2) 職員健康指導事業費	△ 9,014	142,156	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 職員被服等貸与費	△ 396	7,192	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 職員厚生事業費	2,157	206,753	
ア 共済組合事務費負担金	7,003	64,280	地方職員共済組合静岡県支部に対する事務費等負担金の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ もくせい会館管理運営費	△ 2,417	110,888	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 職員福利厚生対策事業費	△ 2,429	31,585	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 職員住宅等維持管理費	△ 11,704	89,426	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 職員住宅等建設費	△ 21,603	218,098	
ア 職員住宅等建設費償還金	0	162,147	財源更正に伴う補正である。
イ 職員住宅解体等事業費	△ 21,603	55,951	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 財政管理費	2,810,762	2,860,772	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 20		(1) 報酬 △ 77
財産収入	137		(4) 共済費 △ 21
一般歳入	2,810,645		(9) 旅費 △ 49
			(11) 需用費 △ 138
			(12) 役務費 △ 9
			(13) 委託料 △ 17,014
			(14) 使用料及び賃借料 △ 71
			(19) 負担金、補助及び交付金 4
			(25) 積立金 2,828,137
(1) 財政管理運営費	△ 361	11,557	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 基金積立金	2,828,137	2,828,937	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 経営管理部企画調整費	△ 17,014	19,686	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 目 管財費	△ 224,194	2,798,710	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 1,747		(1) 報酬 78
諸収入	△ 1,700		(4) 共済費 △ 23
財産収入	△ 513		(8) 報償費 △ 1,758
県債	163,000		(9) 旅費 △ 88
一般歳入	△ 383,234		(11) 需用費 △ 128,039
			(12) 役務費 △ 1,588
			(13) 委託料 △ 29,319
			(14) 使用料及び賃借料 △ 309
			(15) 工事請負費 △ 61,950
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,198
(1) 財産管理費	△ 17,583	302,215	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 県有財産管理費	△ 16,815	48,485	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県有資産所在市町村交付金	△ 768	253,730	交付金の確定に伴う補正である。
(2) 県庁舎等管理費	△ 134,449	1,003,657	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 県庁舎等施設改修費	△ 28,311	864,689	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 下田総合庁舎危機管理機能移転整備事業費	△ 43,851	628,149	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 目 営繕費	△ 774	17,080	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 30		(1) 報酬 △ 230
一般歳入	△ 744		(4) 共済費 △ 50
			(9) 旅費 △ 260
			(12) 役務費 △ 78
			(13) 委託料 △ 10
			(14) 使用料及び賃借料 △ 146
(1) 営繕推進事業費	△ 774	17,080	事業費の確定に伴う補正である。
第 8 目 恩給及び退職年金費	△ 621	8,929	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 621		(6) 恩給及び退職年金 △ 621
(1) 一般職員恩給費	△ 621	8,929	退職職員及びその遺族に支給する恩給費の補正である。
第 9 目 諸費	385,242	925,265	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	385,242		(10) 交際費 △ 1,895
			(11) 需用費 △ 628
			(23) 償還金、利子及び割引料 387,765
(1) 過年度支出金	387,765	911,028	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 各部共通経費	△ 2,523	14,237	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 徴税费	△ 124,438	8,400,608	
第 1 目 賦課徴收費	△ 124,438	8,400,608	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 7,576		(1) 報酬 △ 9,600
一般歳入	△ 116,862		(4) 共済費 △ 3,200

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(8) 報償費 23,989 (9) 旅費 △ 1,801 (11) 需用費 △ 672 (12) 役務費 △ 5,728 (13) 委託料 △ 6,154 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,998 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 119,274
(1) 県税賦課徴収費	△ 34,996	826,750	
ア 県税賦課徴収事務費	△ 30,394	513,392	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県税電算処理費	△ 3,293	275,407	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地方税務行政高度化推進事業費	△ 1,309	37,951	
(ア) 地方税務行政高度化推進事業費	△ 1,309	4,951	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県税取扱費	△ 89,442	7,573,858	
ア 特別徴収義務者等報償金	29,000	1,007,000	ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務者等へ交付する報償金の補正である。
イ 自動車税等証紙売りさばき手数料	400	33,500	(一社) 静岡県自動車会議所へ交付する取扱手数料の補正である。
ウ 県民税徴収市町交付金	△ 116,842	6,236,158	交付金の確定に伴う補正である。
エ 地方消費税徴収取扱費	△ 2,000	293,000	徴収取扱費の確定に伴う補正である。
第 4 項 地域振興費	△ 87,048	1,733,071	
第 1 目 地域振興費	△ 60,340	1,222,910	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 6,750		(8) 報償費 △ 1,450
一般歳入	△ 53,590		(9) 旅費 △ 1,525
			(13) 委託料 △ 12,796
			(14) 使用料及び賃借料 △ 596
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 43,973
(1) 地域振興推進費	△ 4,123	119,047	
ア 調査分析事業費	△ 123	1,836	事業費の確定に伴う補正である。
イ 地域支援局企画調査費	△ 4,000	16,000	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 生涯活躍のまち構想推進事業費	△ 6,750	6,750	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 内陸のフロンティア推進事業費	△ 5,494	18,706	事業費の確定に伴う補正である。
(4) コミュニティづくり推進費	△ 18,385	57,615	
ア コミュニティ施設整備費助成	△ 18,385	36,615	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(5) 市町村振興宝くじ交付金	△ 25,588	1,017,212	交付金の確定に伴う補正である。
第 2 目 市町行財政費	△ 26,708	510,161	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 216		(1) 報酬 △ 325
諸収入	△ 8		(9) 旅費 △ 154
一般歳入	△ 26,484		(11) 需用費 204
			(12) 役務費 △ 152
			(13) 委託料 △ 12,374
			(14) 使用料及び賃借料 △ 50
			(18) 備品購入費 △ 101
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 13,756
(1) 市町行財政等支援費	△ 23,988	136,763	
ア 市町振興事務費	△ 108	18,393	事業費の確定に伴う補正である。
イ 住民基本台帳ネットワークシステム維持管理費	△ 23,880	110,620	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県営事業市町負担金軽減交付金	△ 2,504	37,096	交付金の確定に伴う補正である。
(3) 自衛官募集事務費	△ 216	322	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 5 項 選挙費	△ 370,628	2,698,230	
第 1 目 選挙管理委員会費	△ 6,524	25,136	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 140		(1) 報酬 △ 4,382
諸収入	96		(2) 給料 △ 117
一般歳入	△ 6,480		(3) 職員手当等 △ 1,421
			(4) 共済費 △ 520
			(9) 旅費 △ 16

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 職員給与費	△ 6,524	23,804	(11) 需用費 △ 68
ア 職員給与費	△ 6,474	20,233	選挙管理委員会委員等の人件費の補正である。 ・報酬 △ 4,424 ・給料 △ 117 一般職給 △ 117 ・職員手当等 △ 1,421 扶養手当 △ 335 地域手当 △ 15 通勤手当 △ 625 時間外勤務手当 △ 28 期末手当 △ 110 勤勉手当 △ 53 児童手当 △ 255 ・共済費 △ 512 地方職員共済組合等負担金△ 512
イ 選挙管理委員会運営費	△ 50	3,571	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 選挙啓発費	△ 3,103	59,495	(節内訳)
(財源内訳)			(9) 旅費 △ 43
国庫支出金	△ 2,914		(11) 需用費 △ 2,011
一般歳入	△ 189		(13) 委託料 1,001
(1) 明るい選挙推進事業費	△ 40	2,558	(14) 使用料及び賃借料 △ 100
(2) 知事選挙臨時啓発費	△ 149	49,851	(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,950
(3) 衆議院議員選挙臨時啓発費	△ 2,914	7,086	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 県知事選挙費	△ 210,571	1,074,429	事業費の確定に伴う補正である。
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 210,571		(1) 報酬 △ 1,103
			(3) 職員手当等 △ 8,675
			(4) 共済費 △ 233
			(7) 賃金 △ 746
			(9) 旅費 △ 2,879
			(11) 需用費 △ 30
			(12) 役務費 △ 1,200
			(13) 委託料 △ 4,428
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,700
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 189,577

科	目	補正額	現計額	説明
(1)	県知事選挙執行経費	△ 210,571	1,074,429	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目	県議会議員補欠選挙費	0	39,600	(節内訳) (9) 旅費 △ 50 (12) 役務費 50
(1)	県議会議員補欠選挙執行経費	0	39,600	財源更正に伴う補正である。
第 5 目	衆議院議員選挙及び国民審査費	△ 150,430	1,499,570	(節内訳) (1) 報酬 △ 1,591 (3) 職員手当等 △ 4,857 (9) 旅費 △ 2,141 (11) 需用費 △ 13,296 (12) 役務費 △ 10,246 (13) 委託料 △ 6,416 (14) 使用料及び賃借料 △ 2,195 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 109,688
	(財源内訳) 国庫支出金	△ 150,430		
(1)	衆議院議員選挙及び国民審査執行経費	△ 150,430	1,499,570	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 項	情報統計費	△ 89,912	1,614,712	
第 1 目	情報政策費	△ 88,961	1,369,454	(節内訳) (1) 報酬 △ 65 (4) 共済費 37 (11) 需用費 △ 2,482 (12) 役務費 △ 1,194 (13) 委託料 △ 19,848 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,338 (15) 工事請負費 △ 330 (18) 備品購入費 △ 2,063 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 61,678
	(財源内訳) 国庫支出金	2,214		
	諸収入	△ 6,328		
	財産収入	1,087		
	一般歳入	△ 85,934		
(1)	政策推進事業費	△ 28	4,668	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	高度情報化推進費	△ 61,460	242,786	
ア	高度情報化推進事業費	△ 8,556	93,890	事業費の確定に伴う補正である。
イ	光ファイバ網整備推進事業費	△ 52,904	148,896	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 電子県庁推進費	△ 15,290	674,659	
ア 電子県庁推進事業費	△ 3,824	84,310	事業費の確定に伴う補正である。
イ しずおかデジタル・オフィス運用事業費	△ 11,466	590,349	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 県庁クラウド推進事業費	△ 5,843	354,793	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 自治体情報セキュリティ推進事業費	△ 6,340	92,548	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 統計調査費	△ 951	245,258	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	1,301		(1) 報酬 △ 360
諸収入	86		(4) 共済費 188
一般歳入	△ 2,338		(7) 賃金 △ 203
			(8) 報償費 △ 133
			(9) 旅費 1,107
			(11) 需用費 739
			(12) 役務費 △ 264
			(13) 委託料 △ 59
			(14) 使用料及び賃借料 △ 235
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,731
(1) 国の委託統計調査費	△ 741	237,383	
ア 総務省関係統計調査費	1,795	166,139	
(ア) 生活関連統計調査費	△ 7	148,600	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 事業所統計調査費	42	5,389	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 統計利用事業費	1,887	9,656	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 国勢調査費	△ 127	2,494	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 教育統計調査費	△ 2	2,068	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 商工統計調査費	△ 3,015	40,371	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 労働統計調査費	481	28,805	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 県単独統計調査等事業費	△ 210	7,875	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 項 出納費	△ 51,242	1,818,213	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 目 出納総務費	△ 6,352	1,018,411	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 6,352		(2) 給料 △ 4,481 (3) 職員手当等 1,190 (4) 共済費 △ 3,061
(1) 職員給与費	△ 6,352	1,018,411	出納局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 4,481 一般職給 △ 4,481 ・職員手当等 1,190 扶養手当 612 地域手当 △ 190 住居手当 △ 1,690 通勤手当 7,967 管理職手当 △ 179 時間外勤務手当 2,659 期末手当 △ 3,941 勤勉手当 △ 4,514 児童手当 490 単身赴任手当 △ 24 ・共済費 △ 3,061 地方職員共済組合等負担金△ 3,061
第 2 目 会計費	△ 7,919	464,418	(節内訳)
(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入 一般歳入	25,000 △ 172 △ 32,747		(1) 報酬 △ 1,000 (4) 共済費 △ 217 (9) 旅費 △ 200 (12) 役務費 2,138 (13) 委託料 △ 6,458 (14) 使用料及び賃借料 △ 70 (18) 備品購入費 △ 2,112
(1) 会計運営事務費	△ 717	10,296	会計事務の運営に要する経費の補正である。
(2) 証紙売りさばき管理費	4,160	195,330	収入証紙の売りさばきに伴う手数料等の補正である。
(3) 公金取扱手数料事務費	△ 1,401	39,502	指定金融機関等が行っている公金の収納に関する手数料等の補正である。
(4) 財務会計システム運用 事業費	△ 6,915	162,576	財務会計システムの運用に要する経費の補正である。
(5) 電子収納運用事業費	△ 1,596	34,367	県税納付及び自動車保有関係手続における電子収納等に要する経費の補正である。
(6) 地域出納運営事務費	△ 1,450	20,247	出納室の運営に要する経費の補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第 3 目	集中事務費 (財源内訳) 諸収入 財産収入 一般歳入	△ 36,971	335,384	(節内訳) (1) 報酬 △ 1,030 (4) 共済費 △ 240 (9) 旅費 △ 239 (11) 需用費 △ 247 (12) 役務費 △ 19,314 (13) 委託料 △ 7,628 (14) 使用料及び賃借料 △ 108 (18) 備品購入費 △ 7,710 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 31 (27) 公課費 △ 424
(1)	集中事務管理運営費	△ 21,322	214,878	総務事務センターの運営及び本庁自動車の集中管理等に要する経費の補正である。
(2)	総合庁舎自動車管理費	△ 7,151	59,504	総合庁舎自動車の集中管理に要する経費の補正である。
(3)	庁用自動車更新事業費	△ 8,498	61,002	庁用自動車の更新に要する経費の補正である。
第 8 項	人事委員会費	3,554	230,363	
第 1 目	委員会費 (財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 1,036	18,010	(節内訳) (1) 報酬 △ 219 (3) 職員手当等 △ 634 (4) 共済費 △ 83 (9) 旅費 △ 100
(1)	委員給与費	△ 936	17,392	人事委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 219 ・職員手当等 △ 634 通勤手当 100 期末手当 △ 734 ・共済費 △ 83 地方職員共済組合等負担金 △ 83
(2)	委員活動費	△ 100	618	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目	事務局費 (財源内訳) 諸収入 一般歳入	4,590	212,353	(節内訳) (1) 報酬 △ 22 (2) 給料 2,462 (3) 職員手当等 2,392 (4) 共済費 1,275 (8) 報償費 △ 62 (9) 旅費 △ 126

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 職員給与費	6,161	195,968	(12) 役務費 △ 593 (13) 委託料 △ 448 (14) 使用料及び賃借料 △ 353 (18) 備品購入費 65 人事委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 2,462 一般職給 2,462 ・職員手当等 2,392 扶養手当 △ 200 地域手当 65 住居手当 360 通勤手当 46 管理職手当 1 時間外勤務手当 29 期末手当 1,358 勤勉手当 353 児童手当 380 ・共済費 1,307 地方職員共済組合等負担金 1,307
(2) 事務局運営活動費	△ 1,571	16,385	事業費の確定に伴う補正である。
第 9 項 監査委員費	△ 3,124	259,776	
第 1 目 委員費	△ 3,247	31,182	
(財源内訳) 一般歳入	△ 3,247		(節内訳) (1) 報酬 △ 284 (3) 職員手当等 △ 62 (4) 共済費 △ 2,650 (9) 旅費 △ 251
(1) 委員給与費	△ 2,996	30,803	監査委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 284 ・職員手当等 △ 62 通勤手当 △ 63 期末手当 1 ・共済費 △ 2,650 地方職員共済組合等負担金△ 2,650
(2) 委員活動費	△ 251	379	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 事務局費	123	228,594	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 35 158		(節内訳) (1) 報酬 △ 88 (2) 給料 △ 698 (3) 職員手当等 942 (4) 共済費 1,122

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(7) 賃金 △ 120
			(8) 報償費 150
			(9) 旅費 △ 28
			(11) 需用費 △ 5
			(12) 役務費 156
			(13) 委託料 △ 1,279
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 26
(1) 職員給与費	1,439	173,255	監査委員事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 698 一般職給 △ 698 ・職員手当等 942 扶養手当 746 地域手当 △ 9 住居手当 360 通勤手当 △ 145 管理職手当 △ 131 時間外勤務手当 △ 46 期末手当 △ 89 勤勉手当 △ 344 児童手当 600 ・共済費 1,195 地方職員共済組合等負担金 1,195
(2) 事務局運営活動費	△ 37	9,856	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 監査業務のアウトソーシング推進費	△ 1,279	45,483	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 款 くらし・環境費	△ 1,267,153	9,248,590	
第 1 項 くらし・環境費	△ 47,248	2,502,621	
第 1 目 くらし・環境総務費	△ 42,332	2,443,114	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 9,458		(2) 給料 △ 24,022
一般歳入	△ 32,874		(3) 職員手当等 △ 15,312
			(4) 共済費 △ 3,040
			(19) 負担金、補助及び交付金 42
(1) 職員給与費	△ 42,332	2,443,114	くらし・環境部職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 24,022
			一般職給 △ 24,022
			・職員手当等 △ 15,312
			扶養手当 △ 2,258
			地域手当 △ 1,037
			住居手当 1,802
			通勤手当 1,202
			管理職手当 236
			特殊勤務手当 △ 139
			期末手当 △ 7,711
			勤勉手当 △ 6,507
			児童手当 △ 900
			・共済費 △ 3,040
			地方職員共済組合等負担金△ 3,040
			・負担金、補助及び交付金 42
第 2 目 くらし・環境企画費	△ 4,916	59,507	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 418		(1) 報酬 △ 125
一般歳入	△ 4,498		(4) 共済費 △ 76
			(9) 旅費 △ 211
			(11) 需用費 △ 211
			(12) 役務費 △ 248
			(13) 委託料 △ 3,187
			(14) 使用料及び賃借料 △ 76
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 782
(1) くらし・環境企画推進費	△ 477	23,746	
ア くらし・環境企画推進費	△ 477	7,746	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 移住定住関連事業費	△ 4,439	35,761	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア ふじのくにに住みかえる事業費	△ 3,925	33,575	事業費の確定に伴う補正である。
イ お試し移住体験推進事業費	△ 514	2,186	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 県民生活費	△ 81,074	681,479	
第 1 目 県民生活費	△ 81,074	681,479	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 69,145		(1) 報酬 185
分担金及び負担金	△ 214		(4) 共済費 △ 225
諸収入	△ 71		(8) 報償費 △ 1,886
繰入金	△ 1,657		(9) 旅費 △ 3,263
県債	13,000		(11) 需用費 △ 481
一般歳入	△ 22,987		(12) 役務費 △ 1,492
			(13) 委託料 △ 24,137
			(14) 使用料及び賃借料 △ 767
			(15) 工事請負費 △ 4,298
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 44,710
(1) 県民生活事業費	△ 68,063	398,061	
ア 消費生活事業費	△ 66,338	232,145	
(ア) 消費者行政総合推進事業費	△ 1,063	77,459	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 消費者行政強化促進事業費	△ 64,936	140,151	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 賀茂広域消費生活センター運営事業費	△ 339	8,244	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県民相談事業費	△ 612	28,983	事業費の確定に伴う補正である。
ウ NPO推進事業費	△ 297	36,181	事業費の確定に伴う補正である。
エ ユニバーサルデザイン推進事業費	△ 322	5,158	事業費の確定に伴う補正である。
オ 渉外調整費	△ 170	1,090	事業費の確定に伴う補正である。
カ 県民生活センター管理運営費	△ 324	94,504	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 防犯・交通安全対策推進費	△ 2,016	50,629	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
ア 防犯まちづくり推進事業費	△ 834	10,136		
(ア) 防犯まちづくり推進事業費	△ 791	7,699	事業費の確定に伴う補正である。	
(イ) 子どもを犯罪から守るための防犯講座講師養成事業費	△ 43	2,437	事業費の確定に伴う補正である。	
イ 交通安全対策推進費	△ 1,182	40,493		
(ア) 交通安全県民運動事業費	△ 264	24,057	事業費の確定に伴う補正である。	
(イ) 交通安全対策推進事業費	△ 918	16,436	事業費の確定に伴う補正である。	
(3) 男女共同参画施策推進費	△ 10,995	232,789		
ア 男女共同参画推進事業費	△ 580	4,299	事業費の確定に伴う補正である。	
イ あざれあ運営・管理費	△ 5,089	213,811	事業費の確定に伴う補正である。	
ウ 男女共同参画活動支援・協働事業費	△ 3	14,297	事業費の確定に伴う補正である。	
エ 女性がもっと活躍できる静岡県づくり事業費	△ 5,323	382	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
第 3 項 建築住宅費	△ 218,328	2,456,356		
第 1 目 住宅対策費	△ 13,623	54,530		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	△ 210		(9) 旅費	△ 68
分担金及び負担金	△ 3,086		(11) 需用費	△ 27
一般歳入	△ 10,327		(12) 役務費	△ 312
			(13) 委託料	△ 200
			(14) 使用料及び賃借料	△ 2,816
			(19) 負担金、補助及び交付金	△ 10,200
(1) 住宅行政推進費	△ 315	5,700	事業費の確定に伴う補正である。	
(2) 特定優良賃貸住宅供給促進事業費	△ 200	503	国庫支出金の決定に伴う補正である。	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 被災者受入支援応急住宅借上げ事業費	△ 3,086	24,738	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 豊かな暮らし空間創生事業費	△ 10,000	10,000	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 空き家等対策推進事業費	△ 22	1,778	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 建築安全推進費	△ 204,705	983,826	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	34,415		(9) 旅費 △ 71
一般歳入	△ 239,120		(11) 需用費 △ 160
			(12) 役務費 △ 252
			(13) 委託料 △ 357
			(14) 使用料及び賃借料 △ 23
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 203,842
(1) 震災建築物対策事業費	△ 187	2,794	事業費の確定に伴う補正である。
(2) プロジェクト「TOUKAIO」総合支援事業費	△ 203,500	954,000	事業費の確定に伴う補正である。
(3) がけ地近接危険住宅移転事業費助成	△ 615	2,884	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 建築指導行政費(確認検査)	△ 403	14,213	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 環境費	△ 920,503	3,608,134	
第 1 目 環境政策費	△ 660,026	2,598,257	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 568,374		(1) 報酬 △ 1,018
寄附金	203		(4) 共済費 △ 500
諸収入	1,282		(7) 賃金 △ 1,676
財産収入	924		(8) 報償費 △ 702
繰入金	△ 3,297		(9) 旅費 △ 1,620
県債	44,000		(11) 需用費 △ 4,367
一般歳入	△ 134,764		(12) 役務費 △ 1,159
			(13) 委託料 △ 40,910
			(14) 使用料及び賃借料 △ 187
			(15) 工事請負費 △ 2,881
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 605,209
			(25) 積立金 203
(1) 環境企画推進費	△ 1,345	39,173	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 地球に優しい“ふじのくに”推進事業費	△ 546	11,883	事業費の確定に伴う補正である。
イ 環境教育推進事業費	△ 97	9,222	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 環境関係団体事業費助成	△ 905	17,865	事業費の確定に伴う補正である。
エ 地球環境保全等に関する基金積立金	203	203	寄付金の確定に伴う補正である。
(2) 地球環境費	△ 48	16,354	
ア 地球温暖化対策推進事業費	△ 23	4,179	事業費の確定に伴う補正である。
イ エコチャレンジ推進事業費	△ 3	9,497	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 中小企業エコアクション21推進事業費	△ 22	2,678	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 環境ふれあい費	△ 612	443,699	
ア 県民参加の森づくり推進事業費	△ 114	3,348	事業費の確定に伴う補正である。
イ 自然ふれあい施設管理費	△ 272	317,528	
(ア) 自然ふれあい施設管理運営費	△ 137	173,663	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 自然ふれあい施設再整備事業費	△ 135	143,865	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 県有林管理事業費	△ 76	27,924	事業費の確定に伴う補正である。
エ 環境緑化推進事業費	△ 150	94,899	
(ア) 緑化推進事業費	△ 118	931	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 芝生文化創造プロジェクト事業費	△ 32	9,968	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 自然保護費	△ 21,881	327,133	
ア 自然環境保護・保全対策事業費	△ 20,289	306,220	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 自然環境保全総合対策事業費	△ 241	10,972	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 野生生物保護管理推進事業費	△ 343	23,082	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 野生鳥獣緊急対策事業費	△ 14,696	211,804	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 生物多様性地域戦略策定事業費	△ 161	15,210	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 特定外来生物緊急対策事業費	△ 4,848	45,152	事業費の確定に伴う補正である。
イ 富士山浜名湖環境保全推進事業費	△ 1,592	20,913	
(ア) 富士山環境保全推進事業費	△ 1,035	18,608	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 元気な浜名湖づくり推進事業費	△ 557	2,305	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 廃棄物リサイクル費	△ 25,384	500,559	
ア 循環型社会形成推進事業費	1,407	14,729	
(ア) 循環型社会形成推進事業費	△ 93	7,229	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ふじのくに食べきりプロジェクト事業費	1,500	7,500	事業費の確定に伴う補正である。
イ 廃棄物適正処理推進事業費	△ 26,791	485,830	
(ア) 一般廃棄物適正処理推進事業費	△ 27	1,426	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 産業廃棄物適正処理・不法投棄対策事業費	△ 1,169	44,073	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) PCB廃棄物処理促進事業費	△ 67	6,883	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 県有PCB廃棄物処理管理事業費	△ 25,001	410,199	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(オ) 不法投棄対策事業費助成	△ 527	2,473	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 生活環境費	△ 6,245	141,747	
ア 環境保全推進事業費	△ 2,591	7,217	
(ア) 環境影響評価審査指導費	△ 2,200	5,471	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 公害紛争処理事業費	△ 391	1,746	事業費の確定に伴う補正である。
イ 大気環境保全対策事業費	△ 2,549	98,204	
(ア) 大気汚染・騒音等防止対策事業費	△ 1,549	61,625	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ダイオキシン類等化学物質対策事業費	△ 148	6,794	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) アスベスト対策事業費	△ 3	345	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 大気汚染自動測定器整備事業費	△ 288	5,501	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 微小粒子状物質 (PM _{2.5}) 常時監視体制整備事業費	△ 561	23,939	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 水質調査事業費	△ 1,105	36,326	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 水利用費	△ 604,511	1,129,592	
ア 水資源対策事業費	△ 253	11,843	
(ア) 水資源企画調整事業費	△ 153	5,437	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 地下水観測・調査事業費	△ 100	3,406	事業費の確定に伴う補正である。
イ 長島ダム対策事業費	△ 42,721	731,033	
(ア) 長島ダム管理費等助成	△ 42,721	417,222	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 水道指導事業費	△ 561,537	386,716	
(ア) 水道維持管理指導事業費	△ 92	4,261	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	(イ) 水道施設耐震化等事業費助成	△ 561,445	382,455	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目	環境衛生科学研究所費	△ 260,477	1,009,877	
	(財源内訳)			(節内訳)
	諸収入	△ 52,633		(1) 報酬 175
	県債	58,000		(7) 賃金 △ 457
	一般歳入	△ 265,844		(8) 報償費 △ 53
				(9) 旅費 △ 835
				(11) 需用費 △ 10,493
				(12) 役務費 △ 281
				(13) 委託料 △ 21,255
				(14) 使用料及び賃借料 △ 669
				(15) 工事請負費 △ 12,000
				(18) 備品購入費 △ 19,524
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 165
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 194,920
(1)	環境衛生科学研究所運営費	△ 260,477	1,009,877	
ア	環境衛生科学研究所運営費	△ 52,827	113,227	事業費の確定に伴う補正である。
イ	環境衛生科学研究所移転整備事業費	△ 207,650	896,650	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 款 文化・観光費	△ 704,127	14,874,186	
第 1 項 文化・観光費	△ 712	2,657,111	
第 1 目 文化・観光総務費	△ 41	2,616,303	
(財源内訳) 一般歳入	△ 41		(節内訳) (2) 給料 18,438 (3) 職員手当等 9,960 (4) 共済費 △ 27,795 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 644
(1) 職員給与費	△ 41	2,616,303	文化・観光部職員の人件費の補正である。 ・給料 18,438 一般職給 18,438 ・職員手当等 9,960 扶養手当 11,728 地域手当 △ 1,028 住居手当 852 通勤手当 2,776 管理職手当 △ 1,567 休日勤務手当 △ 250 夜間勤務手当 △ 19 期末手当 1,619 勤勉手当 △ 4,206 児童手当 △ 464 単身赴任手当 519 ・共済費 △ 27,795 地方職員共済組合等負担金△ 27,795 ・負担金、補助及び交付金 △ 644
第 2 目 文化・観光企画費	△ 671	40,808	
(財源内訳) 一般歳入	△ 671		(節内訳) (9) 旅費 △ 112 (11) 需用費 △ 105 (12) 役務費 △ 443 (14) 使用料及び賃借料 △ 11
(1) 文化・観光企画推進費	△ 572	30,907	
ア 文化・観光企画推進費	△ 572	14,407	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 東静岡周辺地区「文化力の拠点」形成検討事業費	△ 99	9,901	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 文化費	△ 87,572	5,206,927	
第 1 目 文化事業費	△ 45,825	1,655,124	

科	目	補正額	現計額	説明
	(財源内訳) 国庫支出金 県債 一般歳入	△ 5,233 24,000 △ 64,592		(節内訳) (8) 報償費 △ 150 (9) 旅費 △ 443 (11) 需用費 △ 187 (12) 役務費 △ 22 (13) 委託料 △ 14,196 (14) 使用料及び賃借料 △ 70 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 30,757
(1)	文化振興事業費	△ 33,125	289,395	
ア	文化振興推進事業費	△ 1,174	23,430	事業費の確定に伴う補正である。
イ	ふじのくに芸術回廊創出事業費	△ 3,719	63,057	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	ふじのくに芸術祭等開催事業費	△ 232	107,868	事業費の確定に伴う補正である。
エ	オリンピック文化プログラム推進事業費	△ 28,000	91,100	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	グランシップ管理運営関連事業費	△ 12,700	1,094,629	
ア	グランシップ修繕事業費	0	97,029	財源更正に伴う補正である。
イ	グランシップ特定天井対策事業費	△ 12,700	108,900	事業費の確定等に伴う補正である。
第2目	世界遺産推進費	△ 41,821	2,955,763	
	(財源内訳) 寄附金 使用料及び手数料 諸収入 財産収入 繰入金 県債 一般歳入	△ 12,953 5,455 △ 158 682 △ 6,275 556,000 △ 584,572		(節内訳) (1) 報酬 △ 5,000 (4) 共済費 △ 150 (9) 旅費 △ 5,324 (11) 需用費 △ 1,761 (12) 役務費 △ 1,593 (13) 委託料 △ 14,871 (14) 使用料及び賃借料 △ 148 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 21 (25) 積立金 △ 12,953
(1)	世界遺産推進費	△ 41,821	2,955,763	
ア	「富士山」後世への継承推進事業費	△ 10,193	142,890	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
イ	富士山世界遺産センター(仮称)管理運営事業費	△ 17,942	178,558	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	富士山世界遺産センター(仮称)整備事業費	△ 649	2,560,151	事業費の確定等に伴う補正である。
エ	富士山後世継承基金積立金	△ 12,953	68,048	寄附金等の確定に伴う補正である。
オ	「韮山反射炉」後世への継承推進事業費	△ 84	6,116	事業費の確定に伴う補正である。
第3目	美術館費	23,127	421,441	
	(財源内訳)			(節内訳)
	寄附金	31,897		(9) 旅費 △ 174
	財産収入	2		(11) 需用費 △ 823
	県債	△ 3,000		(12) 役務費 △ 153
	一般歳入	△ 5,772		(13) 委託料 △ 7,500
				(14) 使用料及び賃借料 △ 122
				(25) 積立金 31,899
(1)	美術館運営事業費	△ 8,772	389,538	事業費の確定等に伴う補正である。
(2)	美術博物館建設基金積立金	31,899	31,903	寄附金の受納等に伴う補正である。
第4目	地球環境史ミュージアム費	△ 23,053	174,599	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	△ 600		(1) 報酬 △ 16,425
	諸収入	△ 21,110		(4) 共済費 △ 5,085
	財産収入	200		(11) 需用費 △ 1,543
	一般歳入	△ 1,543		
(1)	ふじのくに地球環境史ミュージアム管理運営費	△ 23,053	174,599	
ア	ふじのくに地球環境史ミュージアム管理運営事業費	△ 23,053	174,599	事業費の確定に伴う補正である。
第3項	スポーツ費	△ 69,729	1,497,077	
第1目	スポーツ費	△ 69,729	1,497,077	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 67		(1) 報酬 △ 1,770
使用料及び手数料	△ 17		(4) 共済費 △ 490
諸収入	△ 6,477		(8) 報償費 △ 1,100
財産収入	△ 66		(9) 旅費 △ 554
一般歳入	△ 63,102		(11) 需用費 △ 411
			(12) 役務費 △ 1,391
			(13) 委託料 △ 27,345
			(14) 使用料及び賃借料 △ 2,758
			(15) 工事請負費 △ 7,760
			(18) 備品購入費 △ 162
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 25,922
			(25) 積立金 △ 66
(1) スポーツ振興管理費	△ 70	1,347	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 生涯スポーツ振興費	△ 767	18,437	
ア 生涯スポーツ振興事業費	△ 767	16,067	事業費の確定に伴う補正である。
(3) スポーツ施設管理運営費	△ 462	457,604	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 競技スポーツ振興事業費	△ 25,453	319,300	
ア 競技力向上対策事業費	△ 7,343	248,210	事業費の確定に伴う補正である。
イ 2020東京オリンピック「ふじのくに」スポーツ推進事業費	△ 18,110	50,590	事業費の確定に伴う補正である。
(5) スポーツ交流推進事業費	△ 42,977	700,389	
ア スポーツ交流推進事業費	△ 74	14,926	事業費の確定に伴う補正である。
イ ラグビーワールドカップ2019開催推進事業費	△ 7,916	590,084	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致推進事業費	△ 10,457	19,143	事業費の確定に伴う補正である。
エ サイクルスポーツ県づくり事業費	△ 364	21,636	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
オ 東京オリンピック・パラリンピック自転車競技開催推進事業費	△ 24,100	33,900	事業費の確定に伴う補正である。
カ ワールドカップ開催記念基金積立金	△ 66	700	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 4 項 観光交流費	△ 17,701	1,797,091	
第 1 目 観光費	△ 17,701	1,797,091	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 7,254		(8) 報償費 △ 68
使用料及び手数料	251		(9) 旅費 △ 545
県債	483,000		(11) 需用費 △ 324
一般歳入	△ 493,698		(12) 役務費 △ 306
			(13) 委託料 △ 519
			(14) 使用料及び賃借料 △ 125
			(15) 工事請負費 △ 10,700
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 5,114
(1) 観光交流推進費	△ 17,616	1,713,276	
ア 観光施策推進費	△ 231	11,584	事業費の確定に伴う補正である。
イ 観光交流促進事業費	△ 6,469	450,708	
(ア) 訪日外国人受入体制強化事業費	△ 2,082	106,918	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 海外誘客特別強化事業費	△ 57	75,943	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 国内誘客推進事業費	△ 226	91,409	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 国内誘客特別強化事業費	△ 2,525	9,175	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) グリーン・ツーリズム推進事業費	△ 1,014	3,686	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(カ) 伊豆半島ユネスコグローバルジオパーク推進事業費	△ 542	26,958	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(キ) おもてなし推進事業費	△ 23	76,949	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 観光施設整備事業費	△ 10,898	1,089,102	国庫支出金の決定等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 日本平山頂シンボル施設整備事業費	△ 18	161,882	事業費の確定等に伴う補正である。
(2) プラサヴェルデ管理運営事業費	△ 85	83,815	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 空港振興費	△ 528,413	3,715,980	
第 1 目 空港管理費	△ 6,171	699,529	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 19,492		(9) 旅費 △ 100
一般歳入	13,321		(11) 需用費 △ 316
			(12) 役務費 △ 223
			(13) 委託料 △ 4,419
			(14) 使用料及び賃借料 △ 113
			(15) 工事請負費 △ 1,000
(1) 空港管理運営事業費	△ 6,171	699,529	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 空港政策費	△ 509,725	2,326,928	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	△ 66		(8) 報償費 △ 56
繰入金	△ 418,000		(9) 旅費 △ 279
県債	401,000		(11) 需用費 △ 125
一般歳入	△ 492,659		(12) 役務費 △ 48
			(13) 委託料 △ 150
			(14) 使用料及び賃借料 △ 13
			(15) 工事請負費 △ 11,000
			(18) 備品購入費 △ 7,800
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 417,850
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 74,756
			(25) 積立金 2,352
(1) 空港行政費	△ 351	14,526	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 空港新運営体制構築事業費	△ 161	55,539	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 富士山静岡空港機能強化・魅力向上事業費	△ 83,601	1,723,399	事業費の確定等に伴う補正である。
(4) 航空保安関係事業費	△ 9,850	51,962	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(5) 空港本体施設維持管理事業費	0	29,000	財源更正に伴う補正である。
(6) 空港周辺地域振興推進事業費	△ 418,114	420,915	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 空港隣接地域賑わい空間創生事業費	△ 418,000	347,000	補助対象事業費等の確定に伴う補正である。
イ 空港周囲部環境保全対策事業費	△ 114	73,915	事業費の確定等に伴う補正である。
(7) 空港周辺施設維持管理事業費	0	25,000	財源更正に伴う補正である。
(8) 静岡県空港建設基金積立金	2,352	2,452	基金運用益等の確定に伴う補正である。
第 3 目 空港利用促進費	△ 12,517	689,523	
(財源内訳) 一般歳入	△ 12,517		(節内訳) (9) 旅費 △ 535 (11) 需用費 △ 166 (12) 役務費 △ 110 (14) 使用料及び賃借料 △ 23 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 11,683
(1) 空港企画広報推進事業費	△ 169	6,031	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 富士山静岡空港利用促進事業費	△ 12,348	683,492	
ア 空港競争力強化事業費	△ 12,037	371,646	事業費の確定に伴う補正である。
イ 空港定期便拡充促進事業費	△ 186	187,331	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 航空物流推進事業費	△ 40	10,280	事業費の確定に伴う補正である。
エ 空港アクセス向上事業費	△ 85	114,235	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 6 款 健康福祉費	△ 3,100,675	234,230,031	
第 1 項 健康福祉費	△ 106,393	10,124,682	
第 1 目 健康福祉総務費	△ 82,134	9,892,097	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,476		(2) 給料 △ 24,383
諸収入	43,959		(3) 職員手当等 △ 26,996
一般歳入	△ 123,617		(4) 共済費 △ 30,335
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 420
(1) 職員給与費	△ 82,134	9,892,097	健康福祉部職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 24,383
			一般職給 △ 24,383
			・職員手当等 △ 26,996
			扶養手当 710
			住居手当 △ 27
			通勤手当 2,828
			管理職手当 273
			初任給調整手当 △ 897
			特殊勤務手当 7,096
			休日勤務手当 △ 1,649
			夜間勤務手当 43
			宿日直手当 △ 1,273
			期末手当 △ 15,377
			勤勉手当 △ 20,100
			地域手当 △ 973
			児童手当 2,100
			単身赴任手当 250
			・共済費 △ 30,335
			地方職員共済組合等負担金△ 30,335
			・負担金、補助及び交付金 △ 420
第 2 目 健康福祉企画費	△ 24,259	232,585	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,635		(1) 報酬 △ 1,341
諸収入	△ 2		(4) 共済費 211
財産収入	△ 26		(8) 報償費 △ 1,792
一般歳入	△ 21,596		(9) 旅費 774
			(11) 需用費 △ 902
			(12) 役務費 △ 2,187
			(13) 委託料 △ 16,468
			(14) 使用料及び賃借料 △ 2,270
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 284
(1) 健康福祉推進費	△ 4,932	76,938	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 健康福祉企画推進事業費	△ 477	30,658	
(ア) 健康福祉企画推進費	△ 477	14,658	事業費の確定に伴う補正である。
イ 保健・医療・福祉総合情報ネットワーク運営事業費	△ 2,695	35,616	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 保健統計事業費	△ 1,760	10,664	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 健康福祉センター運営事業費	△ 8,939	138,035	
ア 健康福祉センター運営費	△ 8,939	138,035	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 社会健康医学研究推進事業費	△ 10,300	14,700	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 浙江省友好提携35周年医療・介護分野交流推進事業費	△ 88	2,912	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 福祉長寿費	△ 1,507,853	53,235,746	
第 1 目 地域福祉費	△ 157,375	2,576,117	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 66,578		(1) 報酬 98
諸収入	2		(4) 共済費 7
財産収入	1		(8) 報償費 △ 681
繰入金	3,395		(9) 旅費 △ 248
県債	6,000		(11) 需用費 △ 720
一般歳入	△ 100,195		(12) 役務費 △ 422
			(13) 委託料 △ 6,658
			(14) 使用料及び賃借料 △ 445
			(15) 工事請負費 △ 1,402
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 146,904
(1) 地域福祉推進費	△ 136,168	2,325,748	
ア 地域福祉活動費	△ 8,928	703,142	
(ア) 地域福祉活動団体活動促進事業費助成	0	173,975	財源更正に伴う補正である。
(イ) 福祉サービス利用推進事業費	△ 1,200	78,144	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 地域福祉活動支援事業費助成	0	11,000	財源更正に伴う補正である。
(エ) 民生委員・児童委員活動推進費助成	△ 702	323,479	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 総合社会福祉会館管理運営事業費	△ 1,689	96,211	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 成年後見推進事業費	△ 5,337	13,013	事業費の確定に伴う補正である。
イ 社会福祉施設等指導費	△ 118,170	680,535	
(ア) 社会福祉推進事業費	△ 300	7,390	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業費助成	△ 60,170	664,627	補助単位金額の確定等に伴う補正である。
(ウ) 社会福祉法人による多様な福祉サービスの提供体制構築支援事業費	△ 57,700	2,300	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 社会福祉施設整備費	△ 9,070	898,500	
(ア) 民間社会福祉施設整備償還金助成事業費	△ 9,070	898,500	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 福祉人材確保事業費	△ 12,929	134,776	
ア 静岡県社会福祉人材センター運営事業費	△ 234	46,971	事業費の確定に伴う補正である。
イ 福祉人材確保対策事業費	△ 12,695	87,805	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 人権・同和対策等事業費	△ 8,278	115,593	
ア 人権同和対策事業推進費	△ 556	77,038	
(ア) 人権同和対策事業推進費	△ 221	2,281	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 隣保館運営費助成	△ 335	60,799	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 人権問題啓発事業費	△ 7,722	38,555	
(ア) 人権啓発活動事業費	△ 7,472	23,547	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 人権啓発センター運営等事業費	△ 3	10,555	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 人権啓発等推進事業費	△ 247	4,453	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 生活保護費	117,733	3,891,762	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	68,235		(1) 報酬 △ 3,738
諸収入	23,779		(4) 共済費 △ 845
一般歳入	25,719		(8) 報償費 △ 13
			(9) 旅費 △ 65
			(11) 需用費 286
			(13) 委託料 △ 2,620
			(19) 負担金、補助及び交付金 3,644
			(20) 扶助費 121,084
(1) 生活援護推進費	117,733	3,891,762	
ア 社会福祉統計調査費	68	1,401	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 生活援護事業費	117,665	3,890,361	
(ア) 生活保護費	125,266	3,765,266	被保護人員の変動等に伴う補正である。
(イ) 要保護世帯法外援護等事業費	102	3,902	行旅病人及び行旅死亡人の取扱件数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 生活保護運営対策事業費	△ 335	28,935	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 住居確保給付金	△ 500	2,000	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 生活困窮者自立支援事業費	△ 100	44,375	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 生活保護者就労支援事業費	△ 2,695	19,956	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) ふじのくに型学びの心育成支援事業費	△ 4,073	25,927	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 長寿社会費	△ 1,467,985	46,710,392	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 10,130		(1) 報酬 28
諸収入	468,949		(4) 共済費 △ 266
繰入金	△ 1,502,340		(7) 貸金 △ 144
県債	92,000		(8) 報償費 △ 627
一般歳入	△ 516,464		(9) 旅費 △ 4,044

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(11) 需用費 △ 1,930 (12) 役務費 △ 484 (13) 委託料 △ 3,982 (14) 使用料及び賃借料 △ 2,133 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,454,403
(1) 高齢者健康いきいき県づくり推進費	314,597	2,184,120	
ア 高齢社会総合対策費	△ 341	31,941	
(ア) 高齢社会総合対策推進費	△ 341	23,691	事業費の確定に伴う補正である。
イ 介護予防推進費	322,649	1,888,954	
(ア) 地域支援事業費県交付金	322,649	1,868,649	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 認知症総合対策推進事業費	△ 7,711	58,464	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 介護保険制度推進費	△ 1,782,582	44,522,272	
ア 介護サービス推進事業費	△ 1,496,673	2,995,296	
(ア) 介護サービス向上促進事業費	△ 1,465	5,004	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 介護保険関連施設整備事業費助成	△ 1,483,708	2,990,292	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 医療療養病床転換整備事業費助成	△ 11,500	0	事業費の確定に伴う補正である。
イ 介護保険事業費	△ 268,809	41,321,576	
(ア) 介護給付費等県負担金	△ 236,712	40,461,288	市町の介護給付費執行見込額の変更に伴う補正である。
(イ) 軽費老人ホーム事務費助成	△ 17,303	699,343	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 介護保険制度施行運営費	△ 8,046	67,093	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 介護保険低所得者利用者負担金助成	△ 6,748	93,752	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 介護人材確保対策事業費	△ 17,100	205,400	
(ア) 介護人材就業・定着促進事業費	△ 7,027	63,573	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 介護事業所キャリアパス制度導入・発展化事業費	△ 2,069	12,131	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 介護人材育成事業費	△ 4	98,996	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 介護職経験者復職・代替職員雇上事業費	△ 8,000	11,500	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 遺家族等援護費	△ 226	57,475	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 108		(1) 報酬 225
諸収入	△ 118		(4) 共済費 △ 266
			(7) 貸金 △ 115
			(8) 報償費 △ 70
(1) 戦没者遺族及び戦傷病者等援護事業費	△ 226	57,475	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 こども未来費	667,125	37,542,554	
第 1 目 こども未来費	667,125	37,542,554	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 319,384		(1) 報酬 △ 3,043
諸収入	26,304		(4) 共済費 △ 2,525
財産収入	65		(7) 貸金 △ 225
繰入金	△ 336,120		(8) 報償費 △ 3,583
県債	68,000		(9) 旅費 △ 635
一般歳入	1,228,260		(11) 需用費 △ 3,664
			(12) 役務費 △ 2,205
			(13) 委託料 △ 66,987
			(14) 使用料及び賃借料 △ 636
			(15) 工事請負費 △ 73,215
			(18) 備品購入費 △ 2,388
			(19) 負担金、補助及び交付金 729,732
			(20) 扶助費 96,321
			(25) 積立金 200
			(27) 公課費 △ 22
(1) 少子化対策推進費	△ 154,363	160,537	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア ふじのくに少子化突破 戦略応援事業費	△ 25,938	74,062	事業費の確定に伴う補正である。
イ ふじのくに少子化対策 特別推進事業費	△ 106,377	54,923	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 少子化対策計画推進費	△ 848	2,752	事業費の確定に伴う補正である。
エ 結婚新生活支援事業費 助成	△ 21,200	28,800	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 保育サービス推進費	369,054	13,776,857	
ア 質の高い保育の確保推 進費	1,039,153	9,766,656	
(ア) 保育士登録制度事業費	1,733	10,620	申請件数の変動に伴う補正である。
(イ) 保育士等確保対策事業 費	△ 17,194	23,806	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 子ども・子育て支援給 付費負担金	1,055,314	9,676,314	保育所等入所児童数の変動等に伴う補正である。
(エ) 保育士処遇改善推進事 業費	△ 700	15,600	事業費の確定に伴う補正である。
イ 保育サービス推進費	△ 670,099	4,010,201	
(ア) 保育対策等促進事業費 助成	△ 73,440	402,560	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(イ) 多様な保育推進事業費 助成	△ 28,000	700,000	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 認定こども園等整備事 業費助成	△ 552,659	2,837,641	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(エ) 年度途中入所サポート 事業費助成	△ 16,000	70,000	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(3) 地域における子育て支 援推進費	△ 342,799	13,416,691	
ア 地域における子育て支 援推進費	△ 30,126	985,874	
(ア) しずおかふじさんっこ 推進事業費	△ 1,332	25,968	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 安心こども基金積立金	200	235	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) ファミリーサポートセンター支援事業費	△ 475	811	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 子育て支援事業費助成	△ 28,355	946,245	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 子育て支援員養成事業費	△ 164	12,615	事業費の確定に伴う補正である。
イ 放課後児童対策費	△ 175,673	1,377,947	
(ア) 放課後児童クラブ運営費助成	△ 92,925	1,192,075	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 子育て支援施設整備費助成	△ 82,748	174,352	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 子育て家庭の経済的支援費	△ 137,000	11,050,000	
(ア) 児童手当給付費負担金	△ 120,000	8,980,000	支給対象児童数の変動に伴う補正である。
(イ) こども医療費助成	△ 17,000	2,070,000	給付件数の変動等に伴う補正である。
(4) 母子保健推進費	89,897	1,203,920	
ア 未熟児養育医療扶助費	751	52,751	給付件数の変動等に伴う補正である。
イ 小児慢性特定疾病医療費	50,000	470,000	給付件数の変動等に伴う補正である。
ウ 不妊治療費助成	39,500	498,500	給付件数の変動等に伴う補正である。
エ 不妊・不育総合支援事業費	△ 354	19,661	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 要保護児童等対応推進費	705,336	8,984,549	
ア 児童虐待防止対策費	945,183	6,566,965	
(ア) 児童相談所等活動推進費	△ 1,062	43,329	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 児童家庭支援センター運営費助成	69	43,503	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 児童虐待防止対策事業費	△ 572	38,428	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) 一時保護児童収容費	7,749	112,106	一時保護児童数の変動等に伴う補正である。
(オ) 児童入所措置費	938,999	6,320,999	措置児童数の変動等に伴う補正である。
イ 社会的養護体制推進費	△ 150,019	1,211,640	
(ア) 県立児童福祉施設運営費	△ 20,582	193,363	入所児童数の変動等に伴う補正である。
(イ) 里親養育援助事業費	△ 255	37,045	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 被措置児童等支援事業費	998	8,560	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 児童養護施設入退所児童等自立支援事業費	△ 7,600	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(オ) 社会的養護入所者環境改善事業費	△ 6,000	27,000	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(カ) 施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業費	△ 9,738	18,262	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 吉原林間学園改築整備事業費	△ 82,283	852,717	事業費の確定に伴う補正である。
(ク) 三方原学園耐震整備事業費	△ 159	19,841	事業費の確定に伴う補正である。
(ケ) 社会的養護自立支援事業費	△ 24,400	14,600	事業費の確定に伴う補正である。
ウ DV防止対策費	700	97,972	
(ア) 婦人一時保護所・婦人保護施設運営費	825	86,875	入所者数の変動等に伴う補正である。
(イ) 民間シェルター活用促進事業費	△ 125	3,314	事業費の確定に伴う補正である。
エ ひとり親家庭自立支援推進費	△ 90,528	1,107,972	
(ア) ひとり親家庭対策総合支援事業費	△ 7,802	37,698	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ひとり親家庭就学支援事業費	△ 4,000	8,000	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 児童扶養手当給付費	△ 58,674	753,326	支給対象者数の変動等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) 母子家庭等医療費助成	4,948	235,948	給付件数の変動等に伴う補正である。
(オ) ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成	△ 25,000	15,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 障害者支援費	138,498	19,860,553	
第 1 目 障害者支援費	138,498	19,860,553	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	238,073		(1) 報酬 △ 1,778
諸収入	189,920		(4) 共済費 △ 2,697
繰入金	△ 9,320		(8) 報償費 △ 6,085
県債	1,000		(9) 旅費 △ 7,069
一般歳入	△ 281,175		(11) 需用費 △ 16,675
			(12) 役務費 △ 5,375
			(13) 委託料 △ 27,871
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,419
			(18) 備品購入費 538
			(19) 負担金、補助及び交付金 282,638
			(20) 扶助費 △ 75,689
			(27) 公課費 △ 17
			(28) 繰出金 △ 3
(1) 障害者支援体制整備費	155,928	19,624,546	
ア 障害者相談・支援推進費	△ 36,776	331,298	
(ア) 障害者福祉推進事業費	△ 3,892	113,489	事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) 地域生活定着支援センター事業費	500	18,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 自殺総合対策事業費	△ 29,384	70,616	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) ひきこもり対策推進事業費	△ 4,000	22,432	事業費の確定に伴う補正である。
イ 障害者生活支援推進費	254,702	13,887,544	
(ア) 障害者総合支援法関連事業費	△ 137,297	12,682,010	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 障害児者ライフサポート事業費助成	△ 5,000	18,000	利用件数の変動等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 在宅重症心身障害児(者)等利用施設医療支援事業費	△ 571	4,567	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 在宅重症心身障害児者短期入所利用確保事業費助成	△ 2,609	1,891	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 在宅重症児者対応多職種連携研修事業費	△ 1,320	3,480	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 重症心身障害児施設等援護費	△ 530	3,578	措置人員の変動等に伴う補正である。
(キ) 県立障害児(者)施設運営費	△ 47,631	202,252	利用人員の変動等に伴う補正である。
(ク) 県立障害者施設整備事業費	0	53,300	財源更正に伴う補正である。
(ケ) 県立磐田学園改築整備事業費	△ 5,000	7,000	事業費の確定に伴う補正である。
(コ) 障害者施設等整備費助成	454,660	892,760	事業費の確定等に伴う補正である。
ウ 発達障害支援推進費	△ 3,524	56,307	
(ア) 発達障害者支援センター運営費	△ 2,800	26,760	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 東部地域発達障害者支援体制強化事業費	△ 724	26,547	事業費の確定に伴う補正である。
エ 医療保護対策推進費	△ 45,285	2,364,531	
(ア) 精神障害者措置・通院医療費負担金	△ 45,285	2,260,715	措置入院者及び通院者の変動等に伴う補正である。
オ 障害者(児)手当等給付費事業費	△ 13,189	2,984,866	
(ア) 身体障害児(者)援護費負担金	△ 19,186	976,814	受給件数の変動等に伴う補正である。
(イ) 特別障害者手当等給付費事業費	△ 2,000	60,000	受給者数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 重度障害者(児)医療費助成	8,000	1,820,000	受給件数の変動等に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	(エ) 心身障害者扶養共済事業特別会計繰出金	△ 3	126,542	保険料納付金等の確定に伴う補正である。
(2)	自立と社会参加促進費	△ 17,430	236,007	
ア	地域生活移行促進費	△ 10,458	4,592	
	(ア) 精神障害者地域移行支援事業費	△ 10,458	4,592	事業費の確定に伴う補正である。
イ	雇用・就労対策推進費	△ 1,614	77,086	
	(ア) 障害者働く幸せ創出事業費	△ 1,614	47,386	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	社会参加促進費	△ 5,358	154,329	
	(ア) 障害者スポーツ振興事業費助成	△ 5,358	41,780	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項	医療健康費	△ 2,272,706	113,049,334	
第 1 目	医務福祉費	△ 2,239,650	13,871,975	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 790,507		(1) 報酬 △ 4,051
	諸収入	32		(4) 共済費 △ 1,203
	財産収入	110		(8) 報償費 △ 4,402
	繰入金	△ 929,217		(9) 旅費 △ 1,690
	一般歳入	△ 520,068		(11) 需用費 △ 7,444
				(12) 役務費 △ 8,253
				(13) 委託料 △ 39,970
				(14) 使用料及び賃借料 △ 1,206
				(18) 備品購入費 △ 59,540
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,228,428
				(20) 扶助費 △ 373,392
				(21) 貸付金 △ 217,228
				(25) 積立金 △ 292,844
				(27) 公課費 1
(1)	医療従事者確保対策推進費	△ 400,119	1,764,022	
ア	医師確保対策推進費	△ 277,900	1,070,975	
	(ア) ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ運営事業費	△ 245,796	999,204	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	(イ) ふじのくに女性医師支援センター事業費	△ 3,486	14,514	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 県立病院医師派遣事業費	△ 18,170	14,725	事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) 医療従事者確保支援事業費助成	△ 1,898	7,802	事業費の確定に伴う補正である。
	(オ) 指導医確保支援事業費助成	△ 8,550	3,450	事業費の確定に伴う補正である。
イ	看護職員確保対策推進費	△ 122,219	693,047	
	(ア) 看護職員確保対策事業費	△ 8,208	128,792	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 看護職員指導者等養成事業費	△ 2,156	26,639	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 医療関係人材養成事務費	△ 41	4,835	事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) 病院内保育所運営費助成	△ 41,566	158,434	事業費の確定に伴う補正である。
	(オ) 医療勤務環境改善支援センター事業費	△ 1,341	2,659	事業費の確定に伴う補正である。
	(カ) 看護師勤務環境改善施設整備費助成	△ 31,371	7,097	事業費の確定に伴う補正である。
	(キ) 看護の質向上促進研修事業費	△ 8,405	7,195	事業費の確定に伴う補正である。
	(ク) 看護職員養成所運営費助成	△ 7,485	149,915	事業費の確定に伴う補正である。
	(ケ) 県立看護専門学校運営費	△ 6,001	80,072	事業費の確定に伴う補正である。
	(コ) 東部看護専門学校助産師養成課程設置準備費	△ 7,332	35,668	事業費の確定に伴う補正である。
	(サ) 東部看護専門学校備品整備推進事業費	0	9,000	事業費の確定に伴う補正である。
	(シ) 病院内保育所施設・設備整備費助成	△ 7,085	0	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ス) 看護職員修学資金貸付金	△ 1,228	77,772	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 医療提供体制確保対策推進費	△ 1,245,092	6,741,857	
ア 救急医療対策推進費	△ 165,095	976,911	
(ア) 救急医療施設運営費等助成	△ 89,910	375,067	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ドクターヘリ夜間運航検討事業費	△ 707	293	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 救急救命士病院実習受入促進事業費助成	△ 3,833	8,488	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 緊急医療施設等運営費	△ 70,645	69,907	事業費の確定に伴う補正である。
イ 災害医療対策推進費	△ 4,963	8,563	
(ア) 災害医療救護推進事業費	△ 4,963	6,963	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 周産期医療対策推進費	△ 198,354	581,671	
(ア) 小児救急医療対策事業費助成	△ 7,881	100,406	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 周産期医療体制整備支援事業費	△ 65,762	279,865	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 小児救命救急センター運営事業費等助成	△ 43,028	27,510	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 小児救急電話相談事業費	△ 10,944	69,056	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 産科医療確保事業費	△ 16,828	83,745	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 産科医療施設等整備事業費助成	△ 53,911	21,089	事業費の確定に伴う補正である。
エ ヘき地医療対策推進費	△ 7,521	163,849	
(ア) ヘき地医療対策事業費助成	△ 7,521	12,829	事業費の確定に伴う補正である。
オ 医療連携推進費	△ 478,801	4,324,802	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 在宅療養・介護支援事業費	△ 156,734	91,266	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 地域医療連携推進事業費助成	△ 29,223	4,777	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 地域医療介護総合確保基金積立金	△ 292,844	4,107,156	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 医療関係対策事業費	△ 6,505	91,665	
(ア) 救急医療情報センター運営事業費	△ 6,054	77,774	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 医療関係対策事業費	△ 443	7,528	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 医療安全相談体制づくり推進事業費	△ 8	3,683	事業費の確定に伴う補正である。
キ 医療機関整備充実費	△ 383,853	594,396	
(ア) 医療施設設備等整備事業費助成	△ 48,018	177,231	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 医療施設等スプリンクラー等整備事業費助成	△ 77,038	342,962	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 病床機能分化促進事業費助成	△ 258,797	74,203	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 難病・感染症等対策推進費	△ 594,439	5,366,096	
ア がん総合対策推進事業費	△ 183,914	360,601	
(ア) がん総合対策推進事業費	△ 5,614	195,649	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) がん医療均てん化推進事業費助成	△ 178,300	164,952	事業費の確定に伴う補正である。
イ 難病・原爆被爆者等対策費	△ 233,735	4,451,901	
(ア) 難病医療費等事業費助成	△ 222,500	3,987,500	患者医療費の変動等に伴う補正である。
(イ) 在宅難病患者一時入院支援事業費助成	△ 1,000	1,000	利用者数の変動等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 原爆被爆者健康管理事業費	△ 10,235	283,011	各種手当支給件数の変動等に伴う補正である。
ウ 感染症対策事業費	△ 176,790	553,594	
(ア) 感染症患者入院医療費負担金	6,543	30,843	患者医療費の変動等に伴う補正である。
(イ) 感染症指定医療機関運営費助成	△ 35,674	44,562	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 感染症等対策事業費	0	49,355	財源更正に伴う補正である。
(エ) 予防接種健康被害救済事業費助成	2,341	30,641	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業費	△ 7,200	1,100	利用者数の変動等に伴う補正である。
(カ) 肝炎患者医療費負担金	△ 140,000	320,000	患者医療費の変動等に伴う補正である。
(キ) B型肝炎ワクチン接種緊急対策事業費	△ 2,800	600	利用者数の変動等に伴う補正である。
第 2 目 健康増進費	△ 96,843	361,296	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,522		(1) 報酬 △ 363
諸収入	668		(4) 共済費 △ 51
繰入金	△ 85,867		(8) 報償費 △ 1,606
一般歳入	△ 9,122		(9) 旅費 △ 1,828
			(11) 需用費 △ 1,922
			(12) 役務費 △ 127
			(13) 委託料 △ 1,711
			(14) 材料及び賃借料 497
			(15) 工事請負費 △ 3,790
			(18) 備品購入費 △ 100
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 85,842
(1) ふじのくに健康増進計画推進事業費	△ 96,843	361,296	
ア ふじのくに健康増進計画推進事業費	△ 3,104	44,621	事業費の確定に伴う補正である。
イ 健康長寿日本一推進事業費	△ 792	8,508	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ しずおかまるごと健康 経営プロジェクト推進 事業費	△ 2,500	13,500	事業費の確定に伴う補正である。
エ 静岡県総合健康センタ ー指定管理事業費	△ 3,790	104,330	
(ア) 静岡県総合健康センタ ー指定管理事業費	△ 3,790	104,330	事業費の確定に伴う補正である。
オ 在宅歯科医療連携体制 整備事業費助成	△ 85,867	44,133	
(ア) 在宅歯科医療連携体制 整備事業費助成	△ 85,867	44,133	事業費の確定に伴う補正である。
カ 健康増進指導推進事業 費	△ 790	8,493	
(ア) 健康増進指導事業費	△ 790	6,633	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 国民健康保険費	50,901	37,872,073	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 33,480		(1) 報酬 △ 207
諸収入	10,093		(4) 共済費 △ 58
財産収入	17		(9) 旅費 △ 350
繰入金	444,376		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 359,397
一般歳入	△ 370,105		(23) 償還金、利子及び割引料 444,376
			(25) 積立金 △ 33,463
(1) 国民健康保険事業費	50,901	37,872,073	
ア 国民健康保険事業費	△ 16,012	529,139	
(ア) 国民健康保険等推進事 業費	△ 615	12,682	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 国民健康保険特定健康 診査・特定保健指導負 担金	△ 15,397	494,603	負担対象経費の変動に伴う補正である。
イ 国民健康保険静岡県調 整交付金	△ 130,000	18,420,000	負担対象経費の変動に伴う補正である。
ウ 国民健康保険保険基盤 安定負担金	△ 24,000	10,372,000	負担対象経費の変動に伴う補正である。
エ 国民健康保険高額医療 費共同事業費負担金	△ 190,000	2,400,000	負担対象経費の変動に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
オ 国民健康保険広域化等 支援基金積立金（償還 金）	9	40,015	基金運用益の確定に伴う補正である。
カ 国民健康保険財政安定 化基金積立金	△ 33,472	5,666,543	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
キ 国民健康保険広域化等 支援基金返還金	444,376	444,376	基金の廃止に伴う補正である。
第 4 目 老人医療費	54,600	37,903,694	
（財源内訳）			（節内訳）
諸収入	250,360		(19) 負担金、補助及び交付金 58,616
財産収入	△ 4,016		(25) 積立金 △ 4,016
一般歳入	△ 191,744		
（ 1 ） 後期高齢者医療対策事 業費	54,600	37,903,694	
ア 後期高齢者医療給付費 負担金	27,512	30,465,512	負担対象経費の変動に伴う補正である。
イ 後期高齢者医療制度関 連事業費	27,088	7,438,182	
（ア）後期高齢者医療保険基 盤安定負担金	27,540	5,319,540	負担対象経費の変動に伴う補正である。
（イ）後期高齢者医療高額医 療費負担金	3,564	1,651,564	負担対象経費の変動に伴う補正である。
（ウ）後期高齢者医療財政安 定化基金積立金	△ 4,016	467,078	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 5 目 県立病院費	△ 41,714	23,040,296	
（財源内訳）			（節内訳）
一般歳入	△ 41,714		(9) 旅費 △ 112
			(12) 役務費 △ 52
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 41,550
（ 1 ） 静岡県立病院機構関係 事業費	△ 164	16,234,705	
ア 静岡県立病院機構評価 委員会運営費	△ 78	989	事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡県立病院機構関係 事務運営費	△ 86	716	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) がんセンター事業会計 繰出金	△ 41,550	6,805,591	県立静岡がんセンター事業会計に対する、負担 区分に基づく繰出しに要する経費の補正である。
第 6 項 生活衛生費	△ 19,346	417,162	
第 1 目 食品衛生費	△ 11,833	292,125	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,655		(1) 報酬 △ 564
諸収入	△ 1,334		(4) 共済費 △ 442
一般歳入	△ 8,844		(8) 報償費 △ 581
			(9) 旅費 △ 215
			(11) 需用費 △ 2,920
			(12) 役務費 △ 2,168
			(13) 委託料 △ 1,368
			(18) 備品購入費 △ 3,557
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 18
(1) 動物愛護管理対策事業 費	△ 3,010	133,926	
ア 人と動物との共生推進 事業費	△ 3,010	127,813	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 食品・食肉衛生事業費	△ 8,823	107,503	
ア 食の安全・安心推進事 業費	△ 8,691	100,298	
(ア) 食の安全・安心向上事 業費	△ 4,882	53,598	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 食中毒等防止対策事業 費	△ 2,300	16,308	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) と畜・食鳥検査事業費	△ 1,509	23,254	事業費の確定に伴う補正である。
イ 食品表示適正化推進事 業費	△ 132	4,568	
(ア) 食品表示適正化・活用 普及事業費	△ 132	868	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 薬務費	△ 7,513	125,037	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,539		(1) 報酬 235
諸収入	31		(4) 共済費 92
一般歳入	△ 6,005		(8) 報償費 △ 784
			(9) 旅費 △ 60

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(11) 需用費 △ 737
			(12) 役務費 △ 658
			(13) 委託料 △ 2,030
			(14) 使用料及び賃借料 △ 817
			(18) 備品購入費 △ 1,280
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,474
(1) 先進医薬普及促進事業費	△ 1,474	23,445	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 医薬品等安全・安心確保事業費	△ 6,017	91,281	
ア 薬事関係指導費	△ 4,222	62,389	
(ア) 医薬品国家検定等事務費	△ 1,542	18,603	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 薬事総合対策事業費	△ 1,763	22,182	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 登録販売者試験等実施事業費	△ 917	6,294	事業費の確定に伴う補正である。
イ 保健所・環境衛生科学研究所検査精度管理事業費	△ 1,795	23,818	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 薬物乱用防止対策費	△ 22	10,311	
ア 危険ドラッグ撲滅対策事業費	△ 22	6,596	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 7 款 経済産業費	△ 1,138,705	48,626,224	
第 1 項 経済産業費	△ 39,928	13,129,913	
第 1 目 経済産業総務費	△ 54,534	11,984,240	
(財源内訳) 国庫支出金	14,177		(節内訳) (2) 給料 △ 4,451
諸収入	14,336		(3) 職員手当等 △ 64,676
一般歳入	△ 83,047		(4) 共済費 14,593
(1) 職員給与費	△ 54,534	11,984,240	経済産業部職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 4,451 一般職給 △ 4,451 ・職員手当等 △ 64,676 扶養手当 △ 12,800 地域手当 △ 3,006 住居手当 △ 439 通勤手当 7,372 管理職手当 742 特殊勤務手当 △ 6,006 時間外勤務手当 △ 507 休日勤務手当 △ 2,546 夜間勤務手当 △ 279 宿日直手当 △ 66 期末手当 △ 15,607 勤勉手当 △ 24,643 農林漁業普及指導手当 △ 1,643 児童手当 △ 4,748 単身赴任手当 △ 500 ・共済費 14,593 地方職員共済組合等負担金 14,593
第 2 目 経済産業企画費	14,606	1,145,673	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 1,530		(節内訳) (1) 報酬 △ 135
財産収入	2		(9) 旅費 △ 494
一般歳入	16,134		(11) 需用費 △ 346
			(12) 役務費 △ 245
			(14) 使用料及び賃借料 △ 104
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 3,060
			(25) 積立金 18,990
(1) 経済産業企画推進事業費	△ 1,018	27,810	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 新分野産業創出支援事業費	△ 3,060	56,940	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 森の力再生基金積立金	18,990	1,017,995	もりづくり県民税の収入の見込みによる基金への積立額の補正である。
(4) 農協等団体検査費	△ 306	9,683	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 産業革新費	△ 260,019	5,698,355	
第 1 目 産業革新費	△ 175,808	2,555,542	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 134,922		(1) 報酬 20
諸収入	△ 1,050		(8) 報償費 △ 5,793
一般歳入	△ 39,836		(9) 旅費 △ 4,188
			(11) 需用費 △ 1,761
			(12) 役務費 △ 121
			(13) 委託料 △ 19,664
			(14) 使用料及び賃借料 311
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 144,612
(1) 産業成長戦略推進事業費	△ 2,750	16,850	事業費の確定に伴う補正である。
(2) マーケティング費	△ 18,953	229,852	
ア 産業振興施策推進事業費	△ 523	11,762	事業費の確定に伴う補正である。
イ 6次産業化推進事業費	△ 10,101	124,299	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
ウ 「食の都」づくり推進事業費	△ 1,101	16,319	
(ア) 「食の都」づくり推進事業費	△ 387	14,913	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 多様な食文化に対応した「食」の提供促進事業費	△ 714	1,406	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
エ マーケティング戦略費	△ 6,630	70,820	
(ア) 県産品輸出促進機能形成事業費	△ 2,270	31,530	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 県産品国内販路開拓支援事業費	△ 1,201	16,499	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 県産品輸出促進事業費	△ 304	19,646	国庫支出金の決定等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) 首都圏アンテナショップ開設準備事業費	△ 2,855	3,145	事業費の確定に伴う補正である。
オ 浙江省との食の交流事業費	△ 598	6,652	事業費の確定に伴う補正である。
(3) エネルギー政策費	△ 154,105	2,308,840	
ア 新エネルギー等導入促進事業費	△ 38,279	304,278	
(ア) 地産エネルギー創出支援事業費	△ 26,912	259,588	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 次世代エネルギー産業構築支援事業費	△ 4,159	22,341	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(ウ) ふじのくにバーチャルパワープラント構築事業費	△ 7,208	21,892	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
イ 原子力等経済合理性検証事業費	△ 776	439	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 次世代自動車普及促進事業費	△ 620	4,681	事業費の確定に伴う補正である。
エ 発電施設等周辺地域対策事業費	△ 114,430	1,999,442	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
第 2 目 研究開発費	△ 84,211	3,142,813	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 39,563		(1) 報酬 5,316
使用料及び手数料	30		(4) 共済費 △ 1,426
諸収入	△ 20,529		(7) 賃金 △ 4,795
財産収入	16,053		(8) 報償費 △ 198
県債	277,000		(9) 旅費 △ 12,887
一般歳入	△ 317,202		(11) 需用費 △ 51,915
			(12) 役務費 △ 1,322
			(13) 委託料 △ 6,853
			(14) 使用料及び賃借料 △ 410
			(15) 工事請負費 49,281
			(18) 備品購入費 △ 57,590
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,460
			(27) 公課費 48
(1) 技術研究費	△ 13,221	1,677,203	
ア 管理運営費	△ 6,905	897,909	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 技術研究所管理運営費	△ 5,274	784,076	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 技術研究所庁舎等維持補修費	△ 1,631	86,833	事業費の確定に伴う補正である。
イ 試験研究費	△ 6,316	779,294	
(ア) 技術研究所試験研究費	△ 7,090	354,692	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 公募競争型資金活用研究事業費	△ 72,863	37,970	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(ウ) 技術研究所依頼試験費	13,143	61,143	依頼試験件数の確定に伴う補正である。
(エ) 技術研究所施設備品等整備事業費	△ 52,150	92,845	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(オ) 競争力・生産性向上のための試験機器高度化事業費	△ 24,956	95,044	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 中小企業の生産性向上のための IoT 対応機器整備事業費	17,600	17,600	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 17,600 千円) 中小企業の生産性向上に必要な IoT 対応の試験機器を整備する。
(キ) 次世代自動車開発支援拠点整備事業費	120,000	120,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 120,000 千円) 次世代自動車用の電子機器及び部品等の開発に必要な試験施設を整備する。
(2) 試験研究機関耐震化対策事業費	△ 70,990	1,156,010	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 就業支援費	△ 596,822	1,594,199	
第 1 目 就業支援費	△ 34,227	554,958	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 17,067		(1) 報酬 △ 105
諸収入	△ 3,182		(4) 共済費 △ 312
一般歳入	△ 13,978		(7) 賃金 △ 778
			(8) 報償費 △ 1,000
			(9) 旅費 △ 2,840
			(11) 需用費 △ 1,030
			(12) 役務費 △ 1,118
			(13) 委託料 △ 19,660
			(14) 使用料及び賃借料 △ 185
			(15) 工事請負費 △ 5,783
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,416

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
(1) 労働福祉推進費	△ 8,658	73,534		
ア 労働政策総合推進事業費	△ 515	16,812	事業費の確定に伴う補正である。	
イ 労政会館運営費	△ 1,038	24,562	事業費の確定に伴う補正である。	
ウ 労政会館施設整備事業費	△ 7,010	19,905	事業費の確定に伴う補正である。	
エ 働く女性の活躍応援事業費	△ 95	2,705	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
(2) いきいき職場づくり推進事業費	△ 132	1,987	事業費の確定に伴う補正である。	
(3) 産業人材確保・育成プラン策定事業費	△ 3,978	1,022	事業費の確定に伴う補正である。	
(4) 雇用対策推進費	△ 21,459	367,516		
ア 産業人材確保緊急対策事業費	△ 11,421	88,579	事業費の確定に伴う補正である。	
イ 地域企業人材確保事業費	△ 2,797	74,017	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
ウ 地方創生インターンシップ等推進事業費	△ 106	12,894	事業費の確定に伴う補正である。	
エ プロフェッショナル人材戦略拠点事業費	△ 6,675	67,325	事業費の確定に伴う補正である。	
オ しずおかジョブステーション運営事業費	△ 164	60,880	事業費の確定に伴う補正である。	
カ U I J ターン地方就職支援事業費	△ 296	8,404	事業費の確定に伴う補正である。	
第 2 目 職業能力開発費	△ 562,595	1,039,241		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	△ 492,856		(1) 報酬	△ 19,760
使用料及び手数料	△ 1		(4) 共済費	△ 4,935
諸収入	△ 6,090		(5) 災害補償費	600
財産収入	△ 226		(8) 報償費	△ 8,243
一般歳入	△ 63,422		(9) 旅費	△ 6,629
			(11) 需用費	△ 15,816
			(12) 役務費	△ 19,775
			(13) 委託料	△ 418,518

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(14) 使用料及び賃借料 △ 6,350 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 63,169
(1) 専門校等運営指導事業費	△ 127,110	482,902	
ア 職業能力開発総合推進事業費	△ 73,434	250,301	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
イ 技術専門校障害者再就職支援事業費	△ 47,352	57,893	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 定住外国人職業能力開発推進事業費	△ 454	2,651	事業費の確定に伴う補正である。
エ 専門校等指導員養成事業費	△ 37	371	事業費の確定に伴う補正である。
オ 成長産業分野人材育成支援事業費	△ 1,502	10,527	事業費の確定に伴う補正である。
カ 専門校等庁舎管理費	△ 618	76,961	事業費の確定に伴う補正である。
キ 技術専門校等施設改修事業費	△ 1,317	17,887	事業費の確定に伴う補正である。
ク 県立技術専門校等施設整備事業費	△ 2,396	66,311	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 離職者等再就職支援事業費	△ 368,917	197,651	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 認定訓練事業費助成	△ 19,713	120,185	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(4) 技能評価向上推進費	△ 2,905	105,552	
ア 技能の場力強化事業費	△ 1,063	20,794	事業費の確定に伴う補正である。
イ 外国人技能実習生定着支援事業費	△ 40	5,160	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 職業能力開発協会事業費助成	△ 1,802	76,838	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 職業訓練手当支給事業費	△ 41,104	126,497	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 職業能力開発短期大学校基本計画策定事業費	△ 2,846	6,454	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 項 商工業費	△ 955,296	12,073,339	
第 1 目 商工業費	△ 955,296	12,073,339	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 336,587		(1) 報酬 △ 68
諸収入	1,244		(8) 報償費 370
県債	26,000		(9) 旅費 △ 3,866
一般歳入	△ 645,953		(11) 需用費 △ 685
			(12) 役務費 △ 497
			(13) 委託料 △ 9,110
			(14) 使用料及び賃借料 △ 377
			(15) 工事請負費 △ 2,687
			(18) 備品購入費 △ 114
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 598,988
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 104,137
			(28) 繰出金 △ 235,137
(1) 商工業総合振興対策費	△ 2,484	52,286	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 新事業創出支援事業費	△ 980	35,450	
ア 創業者成長支援事業費助成	△ 980	26,520	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(3) ふじのくにCNFプロジェクト推進事業費	△ 6,280	63,720	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 産業経済会館管理運営費	△ 3,654	37,946	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 新成長産業分野育成推進費	△ 17,032	984,295	
ア 先端企業育成プロジェクト推進事業費助成	△ 3,000	227,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 静岡型航空産業育成事業費助成	△ 7,192	77,808	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ 成長産業における共同受注体支援事業費助成	△ 602	1,598	補助対象経費の確定に伴う補正である。
エ 静岡新産業集積クラスター推進費	△ 6,238	447,889	
(ア) ファルマバレープロジェクト推進事業費	△ 6,238	136,946	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) ファルマバレープロジェクト機能強化事業費	0	110,000	財源更正に伴う補正である。
(6) 産業技術交流推進費	△ 500	27,481	
ア 知的財産活用促進事業費	△ 500	10,000	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 計量検定所費	△ 436	28,397	
ア 計量検定所費	△ 436	16,925	事業費の確定に伴う補正である。
(8) 企業立地対策費	△ 161,000	5,995,400	
ア 新規産業立地事業費助成	200,000	4,100,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 地域産業立地事業費助成	160,000	1,260,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ 工業用地安定供給促進事業費助成	△ 225,000	201,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
エ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費助成	△ 296,000	414,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(9) 中小企業国際化推進費	△ 2,995	56,255	
ア 海外経済交流促進事業費	△ 625	19,375	事業費の確定に伴う補正である。
イ 海外成長力活用強化事業費	△ 1,500	4,500	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 県内企業国際化支援事業費助成	△ 870	20,130	事業費の確定に伴う補正である。
(10) 中小企業向制度融資促進費	△ 350,823	1,395,671	
ア 中小企業向制度融資促進費助成	△ 246,686	1,095,808	利子補給金額の確定に伴う補正である。
イ 信用保証協会損失補償費	△ 104,137	240,863	損失補償額の確定に伴う補正である。
(11) 産業成長促進費助成	△ 85,511	25,000	大企業及び中堅企業の設備投資を促進するための融資にかかる利子補給に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(12) 中小企業高度化資金貸付事業等特別会計繰出金	△ 235,137	58,527	事業費の確定に伴う補正である。
(13) 中小企業経営力強化支援事業費	△ 81,760	2,852,696	
ア 小規模事業経営支援事業費	△ 80,771	2,579,805	
(ア) 小規模事業経営支援事業費助成	△ 70,738	2,349,838	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(イ) 小規模企業経営力向上支援事業費助成	△ 633	199,367	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(ウ) 広域サポートセンター設置事業費助成	△ 9,400	30,600	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 中小企業連携組織対策事業費助成	△ 989	234,511	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(14) 中小企業IoT活用促進事業費	△ 4,288	4,212	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(15) デザイン産業振興事業費	△ 2,140	7,260	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(16) 商業振興対策費	△ 276	16,724	
ア 魅力ある個店から始まるまちづくり推進事業費	△ 276	6,724	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 農業費	△ 296,333	4,341,109	
第 1 目 農業費	△ 288,679	4,140,175	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	12,067		(4) 共済費 △ 167
諸収入	△ 1,567		(7) 賃金 △ 504
財産収入	16		(8) 報償費 △ 4,548
繰入金	△ 333,804		(9) 旅費 △ 6,000
県債	92,000		(11) 需用費 △ 8,656
一般歳入	△ 57,391		(12) 役務費 △ 1,086
			(13) 委託料 △ 14,866
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,571
			(15) 工事請負費 201,967
			(18) 備品購入費 △ 1,728
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 450,046

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(24) 投資及び出資金 △ 1,500 (25) 積立金 26
(1) 農業戦略対策費	700,115	2,059,374	
ア 農業振興総合推進費	△ 2,596	102,076	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
イ 地域が潤う直売先進モデル創出事業費助成	△ 10,000	8,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ 強い農業づくり対策費	532,244	1,374,557	
(ア) 強い産地づくりパワーアップ事業費助成	642,000	1,155,790	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 210,000 千円) 産地の収益力強化や合理化を図るための施設整備等に対して助成する。
(イ) 経営体育成支援事業費助成	△ 109,756	218,767	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 201,000 千円) 地域農業の中心と位置付けられた経営体等が融資を受けて農業機械等を整備する場合に対して助成する。
エ 先端農業推進費	180,467	564,767	
(ア) 先端農業プロジェクト推進事業費	△ 31,533	279,167	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 先端農業推進拠点整備事業費	212,000	212,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 212,000 千円) A O I - P A R C の拠点機能を強化し、プロジェクトの更なる推進を図るため、研究成果等の実証研究を行う施設の整備等を行う。
(2) 農業ビジネス対策費	△ 975,554	1,143,741	
ア 担い手対策費	△ 166,675	442,277	
(ア) 農を支える元気な担い手支援事業費	△ 6,000	27,443	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 青年就農促進定着支援事業費助成	△ 160,675	408,625	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 農林大学校管理運営費	△ 10,158	135,319	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 「ふじのくにアグリカレッジ」(仮称) 運営事業費	△ 3,400	9,100	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 経営基盤強化推進費	△ 771,821	434,945	
(ア) 農業委員会等活動強化事業費助成	△ 296,595	146,966	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 耕作放棄地解消総合対策事業費助成	△ 102,330	52,800	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(ウ) 農地中間管理機構体制整備費	△ 36,416	169,474	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 農地中間管理総合支援事業費助成	△ 326,504	30,775	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(オ) 茶園集積推進事業費助成	△ 10,000	15,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(カ) 静岡県農業構造改革支援基金積立金	24	30	基金運用益の確定に伴う補正である。
オ 農業振興資金利子補給金	△ 22,000	72,600	利子補給金額の確定等に伴う補正である。
カ 静岡県農業信用基金協会特別準備金出捐金	△ 1,500	4,000	出捐額の確定に伴う補正である。
(3) 地域農業対策費	△ 49,409	503,140	
ア 中山間地域等直接支払事業費助成	△ 6,458	182,042	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 中山間地域農業振興整備事業費助成	△ 3,999	7,001	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ 鳥獣被害防止総合対策事業費助成	△ 29,336	172,000	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
エ 環境保全型農業推進費	△ 9,616	28,303	
(ア) 安全・安心な農業推進事業費	△ 3,276	9,224	受託費の確定等に伴う補正である。
(イ) 環境保全型農業直接支払事業費助成	△ 6,340	19,079	補助対象経費の確定等に伴う補正である。
(4) 茶業振興対策費	△ 3,920	282,220	
ア 茶生産振興・消費拡大対策費	△ 2,486	257,054	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 静岡抹茶生産拡大支援事業費	△ 1,986	8,014	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 静岡茶愛飲促進事業費	△ 500	2,800	事業費の確定に伴う補正である。
イ 浙江省友好提携35周年茶の文化・産業交流事業費	△ 1,434	1,566	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 農芸振興対策費	40,089	151,700	
ア 米麦等生産対策事業費	△ 18,221	56,642	
(ア) 水田農業経営所得安定対策推進事業費助成	△ 18,221	54,454	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ みかん需給調整対策事業資金造成費助成	66	1,432	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ 野菜価格安定対策事業費助成	58,242	65,363	補助対象経費の確定に伴う補正である。
エ 花き生産振興等対策費	2	16,903	
(ア) 浜名湖花博開催記念基金積立金	2	3	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 2 目 畜産業費	△ 7,654	200,934	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,922		(4) 共済費 △ 70
諸収入	△ 989		(7) 賃金 △ 147
一般歳入	△ 3,743		(9) 旅費 △ 1,387
			(11) 需用費 △ 1,061
			(12) 役務費 △ 139
			(13) 委託料 △ 1,384
			(14) 使用料及び賃借料 △ 154
			(18) 備品購入費 △ 702
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,610
(1) 畜産振興対策費	△ 1,404	71,843	
ア 畜産振興対策事業費助成	1,206	52,028	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 畜産経営安定対策事業費	△ 2,610	19,815	
(ア) 畜産物価格安定対策事業費助成	△ 2,610	15,765	補助対象経費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
(2) 家畜衛生対策費	△ 6,250	129,091		
ア 家畜衛生対策事業費	△ 6,250	112,631		
(ア) 畜産業振興総合推進費	△ 2,341	41,140	国庫支出金の決定等に伴う補正である。	
(イ) 家畜衛生検査機器整備事業費	△ 702	3,827	事業費の確定に伴う補正である。	
(ウ) 特定家畜伝染病対策事業費	△ 3,207	67,664	国庫支出金の決定等に伴う補正である。	
第 6 項 森林・林業費	1,072,997	10,376,121		
第 1 目 森林・林業費	961,464	9,911,588		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	1,010,224		(2) 給料	7,371
分担金及び負担金	9,259		(3) 職員手当等	△ 1,071
諸収入	144		(4) 共済費	1,820
財産収入	△ 8,350		(7) 賃金	603
繰入金	△ 35,940		(8) 報償費	△ 1,382
県債	308,000		(9) 旅費	△ 161
一般歳入	△ 321,873		(11) 需用費	△ 8,228
			(12) 役務費	△ 5,210
			(13) 委託料	△ 142,447
			(14) 使用料及び賃借料	△ 7,560
			(15) 工事請負費	129,529
			(18) 備品購入費	△ 545
			(19) 負担金、補助及び交付金	987,323
			(22) 補償、補填及び賠償金	31
			(23) 償還金、利子及び割引料	366
			(25) 積立金	1,033
			(27) 公課費	△ 8
(1) 森林計画費	1,077,140	3,612,871		
ア 森林計画事業費	1,077,140	2,603,871		
(ア) 森林・林業再生推進事業費	△ 2,860	19,140	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
(イ) 森林整備事務費	△ 3,027	28,665	事業費の確定に伴う補正である。	
(ウ) 次世代林業基盤づくり交付金事業費	1,236,276	1,370,400	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,301,400 千円) 間伐材生産、路網整備、高性能林業機械の導入等を実施する事業者等に対して助成する。	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) 農山漁村地域整備交付金事業費 (森林)	△ 143,019	1,129,981	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(オ) 県単独森林整備事業費助成	△ 10,230	34,625	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 林業振興費	△ 12,279	312,572	
ア 林業人材等育成推進費	△ 7,337	88,063	
(ア) 林業を支える元気な担い手支援事業費	△ 5,900	9,200	事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) ビジネス林業促進事業費	△ 2,470	19,330	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 森林を守り育てる人づくり推進事業費助成	0	25,000	財源更正に伴う補正である。
(エ) 森林を守り育てる人づくり基金積立金	1,033	1,033	事業費の確定に伴う補正である。
イ 林業近代化資金利子補給金	△ 9	0	利子補給金額の確定に伴う補正である。
ウ 生産流通支援事業費	△ 4,933	224,509	
(ア) 林業振興総合推進費	△ 703	12,239	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 県産材販路拡大事業費	△ 4,230	3,270	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 森林整備費	△ 102,985	2,652,236	
ア 造林事業費	△ 141,826	953,343	
(ア) 苗木需給安定基金返還金	366	20,366	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 次世代種苗生産体制整備事業費	△ 20,000	15,700	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 水土保全森林緊急間伐対策事業費助成	△ 28,862	31,209	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 造林事業費	△ 86,525	782,475	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 165,000 千円) 人工造林、間伐等を行う森林組合等に助成する。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(オ) 県単独森林病虫害獣総合対策事業費	△ 6,458	42,140	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 海岸防災林再生苗木供給体制構築事業費	△ 347	153	事業費の確定に伴う補正である。
イ 路網整備事業費	92,004	1,558,004	
(ア) 県営林道整備事業費	113,600	696,600	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 147,000 千円) 森林整備保全事業計画に基づく林道（森林基幹道）の開設及び過疎地域振興特別措置法等に基づく県代行の林道の開設を行う。
(イ) 団体営林道事業費	△ 21,596	172,404	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 県単独林道事業費	0	349,000	財源更正に伴う補正である。
(エ) 集落間林道整備事業費	0	66,000	財源更正に伴う補正である。
(オ) 中山間地域林業整備事業費(山村道路網整備)	0	147,000	財源更正に伴う補正である。
(カ) 社会環境基盤重点林道整備事業費	0	127,000	財源更正に伴う補正である。
ウ 森林経営事業費	△ 53,163	140,889	
(ア) 資源循環林地整備事業費	△ 2,000	21,051	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 森林整備地域活動支援事業費	△ 51,163	18,837	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 森林保全費	△ 412	3,333,909	
ア 保安林整備事業費	△ 914	17,407	
(ア) 保安林整備事業費	△ 914	15,935	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 治山事業費	502	3,316,502	
(ア) 治山事業費	440,821	1,603,821	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 549,000 千円) 治山事業により、安全で住み良い県土づくりを推進する。
(イ) 緊急治山事業費	△ 437,319	63,681	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 林地崩壊対策事業費	△ 3,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(エ) 県単独治山事業費	0	771,000	財源更正に伴う補正である。
(オ) 豪雨災害等緊急対策事業費(治山)	0	878,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 国直轄事業費負担金	111,533	464,533	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	147,000		(19) 負担金、補助及び交付金 111,533
一般歳入	△ 35,467		
(1) 国直轄治山事業費負担金	111,533	464,533	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
第 7 項 水産業費	△ 56,416	1,314,200	
第 1 目 水産業費	△ 54,978	1,307,416	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 25,242		(1) 報酬 24
諸収入	709		(2) 給料 △ 249
財産収入	△ 6,494		(3) 職員手当等 △ 195
県債	1,000		(4) 共済費 147
一般歳入	△ 24,951		(7) 賃金 △ 28
			(9) 旅費 △ 732
			(11) 需用費 △ 1,437
			(12) 役務費 △ 24
			(13) 委託料 △ 1,103
			(15) 工事請負費 △ 17,470
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 33,516
			(28) 繰出金 △ 395
(1) 職員給与費(委員会事務局人件費)	525	24,105	海区漁業調整委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 184 一般職給 184 ・職員手当等 62 扶養手当 14 地域手当 10 通勤手当 1 期末手当 65 勤勉手当 △ 28 ・共済費 279 地方職員共済組合等負担金 279
(2) 水産業振興対策費	△ 1,088	87,236	

科	目	補正額	現計額	説明
ア	駿河湾深層水総合利用 促進事業費	△ 1,143	30,724	事業費の確定に伴う補正である。
イ	水産業担い手対策費	55	31,122	
	(ア) 漁業高等学園管理運営 費	55	27,452	事業費の確定等に伴う補正である。
(3)	水産流通対策費	△ 30,936	749,997	
ア	水産業振興資金利子補 給金	△ 15,689	96,554	利子補給金額の確定等に伴う補正である。
イ	水産物産地流通加工施 設高度化対策事業費助 成	△ 9,550	225,750	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ	沿岸漁業漁村振興構造 改善事業費助成	△ 712	227,824	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ	県単独水産業振興事業 費助成	△ 4,590	131,618	補助対象経費の確定に伴う補正である。
オ	沿岸漁業改善資金特別 会計繰出金	△ 395	718	繰出金額の確定に伴う補正である。
(4)	水産資源対策費	△ 23,479	446,078	
ア	水産業振興総合推進費	△ 2,594	54,531	事業費の確定等に伴う補正である。
イ	魚介類種苗生産施設運 営費	10,000	238,568	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	漁業用無線施設費負担 金	△ 1,985	9,315	事業費の確定に伴う補正である。
エ	沿岸漁場整備開発事業 費	△ 28,900	99,100	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第2目	海区漁業調整委員会費	△ 1,257	4,968	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	325		(1) 報酬
	一般歳入	△ 1,582		△ 1,257
(1)	海区漁業調整委員会費	△ 1,257	4,968	
ア	海区漁業調整委員会委 員人件費	△ 1,257	4,133	海区漁業調整委員会委員の 人件費の補正である。 ・報酬
				△ 1,257

科	目	補正額	現計額	説明
第 3 目	内水面漁場管理委員会費	△ 181	1,816	
	(財源内訳) 一般歳入	△ 181		(節内訳) (1) 報酬 △ 181
(1)	内水面漁場管理委員会費	△ 181	1,816	
ア	内水面漁場管理委員会委員人件費	△ 181	1,371	内水面漁場管理委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 181
第 8 項	労働委員会費	△ 6,888	98,988	
第 1 目	委員会費	△ 6,331	22,710	
	(財源内訳) 一般歳入	△ 6,331		(節内訳) (1) 報酬 △ 6,181 (9) 旅費 △ 150
(1)	委員給与費	△ 6,180	20,625	労働委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 6,180
(2)	委員活動費	△ 151	2,085	不当労働行為の審査等に要する経費の補正である。
第 2 目	事務局費	△ 557	76,278	
	(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 20 △ 537		(節内訳) (1) 報酬 △ 99 (2) 給料 92 (3) 職員手当等 △ 158 (4) 共済費 73 (8) 報償費 △ 450 (9) 旅費 △ 20 (11) 需用費 △ 205 (12) 役務費 170 (14) 使用料及び賃借料 △ 50 (18) 備品購入費 130 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 40
(1)	職員給与費	47	68,845	労働委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 92 一般職給 92 ・職員手当等 △ 158 扶養手当 △ 291 地域手当 △ 7 通勤手当 242 管理職手当 1

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 事務局運営活動費	△ 604	7,433	時間外勤務手当 △ 1
			期末手当 △ 89
			勤勉手当 △ 13
			・ 共済費 113
			地方職員共済組合等負担金 113
			不当労働行為の審査等に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 8 款 交通基盤費	5,584,507	130,344,015	
第 1 項 交通基盤管理費	△ 279,196	8,958,817	
第 1 目 交通基盤総務費	△ 259,945	8,913,250	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	5,949 △ 265,894		(節内訳) (2) 給料 △ 91,107 (3) 職員手当等 △ 147,627 (4) 共済費 △ 21,225 (19) 負担金、補助及び交付金 14
(1) 職員給与費	△ 259,945	8,913,250	交通基盤部及び収用委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 91,107 一般職給 △ 91,107 ・職員手当等 △ 147,627 扶養手当 △ 16,832 地域手当 △ 3,597 住居手当 △ 882 通勤手当 △ 5,471 管理職手当 690 特殊勤務手当 1,459 時間外勤務手当 △ 12,324 休日勤務手当 15 期末手当 △ 53,204 勤勉手当 △ 51,154 児童手当 △ 4,815 単身赴任手当 △ 1,512 ・共済費 △ 21,225 地方職員共済組合等負担金△ 21,225 ・負担金、補助及び交付金 14
第 2 目 交通基盤企画費	△ 1,516	35,336	
(財源内訳) 寄附金 財産収入 一般歳入	△ 1,000 △ 468 △ 48		(節内訳) (9) 旅費 △ 45 (11) 需用費 △ 3 (25) 積立金 △ 1,468
(1) 交通基盤企画行政費	△ 48	868	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 静岡県津波対策施設等整備基金積立金	△ 1,468	3,032	静岡県津波対策施設等整備寄附金の収入の見込みによる基金の積立額の補正である。
第 3 目 収用委員会費	△ 17,735	10,231	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 11,644 △ 6,091		(節内訳) (1) 報酬 △ 4,406 (8) 報償費 △ 355

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 収用委員会費 (人件費)	△ 4,406	5,608	(9) 旅費 △ 1,001 (11) 需用費 △ 208 (12) 役務費 △ 11,575 (14) 使用料及び賃借料 △ 190 収用委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 4,406
(2) 収用委員会運営事業費	△ 13,329	4,623	収用委員会の運営に要する経費の補正である。
第 2 項 建設支援費	△ 430	89,716	
第 1 目 建設支援費	△ 430	89,716	(節内訳)
(財源内訳)			(1) 報酬 △ 78
国庫支出金	90		(8) 報償費 △ 30
一般歳入	△ 520		(9) 旅費 △ 297
(1) 建設業指導管理事業費	△ 231	29,647	(11) 需用費 △ 73
(2) 公共用地対策事業費	△ 199	5,254	(12) 役務費 54
			(13) 委託料 △ 6
第 3 項 道路費	1,999,417	42,676,285	事業費の確定に伴う補正である。
第 1 目 道路橋りょう維持管理費	△ 41	5,736,827	事業費の確定に伴う補正である。
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 220		(1) 報酬 △ 379
諸収入	28		(8) 報償費 △ 200
県債	648,000		(9) 旅費 △ 225
一般歳入	△ 647,849		(12) 役務費 △ 20
(1) 道路行政費	△ 41	1,827	(23) 償還金、利子及び割引料 783
(2) 道路等維持修繕費	0	5,735,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 道路橋りょう新設改良費	1,643,795	31,010,795	財源更正に伴う補正である。
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	496,005		(1) 報酬 △ 3,605
分担金及び負担金	32,383		(2) 給料 9,824
諸収入	△ 260,482		(3) 職員手当等 4,521
県債	4,499,000		(4) 共済費 1,588

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	△ 3,123,111		(7) 賃金 △ 578 (8) 報償費 △ 236 (9) 旅費 3,220 (11) 需用費 16,740 (12) 役務費 11,699 (13) 委託料 △ 214,834 (14) 使用料及び賃借料 13,469 (15) 工事請負費 1,843,276 (17) 公有財産購入費 △ 490,630 (18) 備品購入費 △ 535 (19) 負担金、補助及び交付金 673,777 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 223,733 (27) 公課費 △ 168
(1) 道路関係国庫補助事業費	1,445,474	3,355,474	
ア 道路改良費	1,454,250	3,344,250	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 2,100,000 千円) バイパスの建設を行う。
イ 交通調査費	△ 7,800	10,200	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 市町指導監督事務費	△ 976	1,024	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 演習場地区道路事業費	△ 38,610	31,390	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 社会資本整備総合交付金事業費(道路)	△ 433,626	18,326,374	
ア 道路改築費	△ 2,224,657	6,761,343	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 231,000 千円) 現道の拡幅を行う。
イ 橋りょう改築費	249,808	1,125,808	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 基幹市町道整備費	△ 159,300	77,700	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 道路補修費	4,722,568	5,558,568	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 災害防除費	△ 24,850	436,150	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 265,000 千円) 落石等の災害対策を行う。
カ 交通安全施設整備費	△ 552,890	2,397,110	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 電線共同溝整備	△ 73,054	186,946	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ク 長寿命化対策	△ 2,351,630	1,773,370	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
ケ	効果促進事業	△ 10,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
コ	市町指導監督事務費	△ 9,621	9,379	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4)	県単独道路整備事業費	0	1,821,000	財源更正に伴う補正である。
(5)	県単独交通安全施設整備事業費	0	1,487,000	財源更正に伴う補正である。
(6)	「安全・快適の道」緊急対策事業費	0	2,500,000	財源更正に伴う補正である。
(7)	重点道路整備事業費	780	496,780	
ア	原子力発電所関連道路整備事業費	780	286,780	事業費の確定に伴う補正である。
(8)	伊豆地域振興対策道路整備事業費	0	150,000	財源更正に伴う補正である。
(9)	東京五輪会場アクセス道路整備事業費	0	910,000	財源更正に伴う補正である。
(10)	地震・津波対策促進費交付金	673,777	1,916,777	事業費の確定に伴う補正である。
(11)	道路関係受託事業費	△ 4,000	16,000	事業費の確定に伴う補正である。
第3目	国直轄事業費負担金	355,663	5,928,663	
	(財源内訳)			(節内訳)
	県債	913,000		(19) 負担金、補助及び交付金 355,663
	一般歳入	△ 557,337		
(1)	国直轄道路事業費負担金	355,663	5,928,663	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 368,000千円) 国が直轄で行う道路の改築に要する経費の一部を負担する。
ア	改築費	617,663	5,295,663	
イ	交通安全施設整備費	△ 262,000	633,000	
	(ア) 交通安全施設一種	36,000	371,000	
	(イ) 交通安全施設二種	△ 298,000	262,000	
第4項	河川砂防費	1,914,314	41,129,610	
第1目	河川砂防管理費	50	901,671	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	146 18,333 △ 18,429		(節内訳) (9) 旅費 △ 96 (11) 需用費 146
(1) 河川行政費	146	4,002	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 河川維持管理費	0	895,300	
ア 防災情報センター管理費	6,953	366,953	事業費の確定に伴う補正である。
イ 河川工作物等管理費	△ 3,603	236,397	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 河川敷調査費	△ 2,268	1,332	事業費の確定に伴う補正である。
エ 環境保全費	△ 1,082	120,318	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 砂防管理費	△ 96	2,369	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 河川改良費	1,533,856	19,463,156	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 県債 一般歳入	944,022 △ 418,148 2,714,000 △ 1,706,018		(節内訳) (1) 報酬 △ 4,778 (2) 給料 25,584 (3) 職員手当等 15,589 (4) 共済費 5,485 (7) 賃金 △ 974 (8) 報償費 △ 29 (9) 旅費 2,669 (11) 需用費 14,108 (12) 役務費 9,896 (13) 委託料 9,547 (14) 使用料及び賃借料 8,467 (15) 工事請負費 821,431 (17) 公有財産購入費 337,765 (18) 備品購入費 △ 2,479 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 80,257 (22) 補償、補填及び賠償金 371,832
(1) 河川関係国庫補助事業費	△ 300,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会資本整備総合交付金事業費(河川)	2,776,324	10,876,324	
ア 広域河川改修費	39,243	3,348,393	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 987,000千円) 風水害への対応として、河川等を改修する。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 都市基盤河川改修費	△ 22,000	11,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 流域治水対策河川事業費	296,793	653,793	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 357,000千円) 風水害への対応として、河川等を改修する。
エ 総合治水対策特定河川事業費	1,603,788	3,622,188	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,950,588千円) 風水害への対応として、河川等を改修する。
オ 地震・高潮対策河川事業費	77,700	613,200	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 210,000千円) 津波等への対応として、河川等を改修する。
カ 特定構造物改築	△ 182,553	548,247	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 105,000千円) 津波等への対応として、河川等を改修する。
キ 流域貯留浸透事業費	176,400	242,550	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 138,600千円) 風水害への対応として、河川等を改修する。
ク 総合流域防災事業費	812,962	1,736,962	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 809,812千円) 風水害への対応として、河川等を改修する。
ケ 堰堤改良事業費	△ 26,009	99,991	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 21,000千円) ダム管理機能を強化するため、管理用小水力発電設備を設置する。
(3) 河川等災害関連事業費	△ 904,930	100,070	
ア 災害関連費	△ 811,330	100,070	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 特定関連費	△ 93,600	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 演習場地区河川事業費	△ 3,937	494,063	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 県単独河川事業費	0	4,936,700	
ア 河川維持修繕費	△ 7,642	1,737,358	事業費の確定に伴う補正である。
イ 河川海岸愛護事業費助成	△ 1	18,999	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 河川調査費	7,643	441,643	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 準用河川等改修費助成	0	115,000	財源更正に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(7) 豪雨災害等緊急対策事業費 (河川)	0	2,622,000	財源更正に伴う補正である。
(8) 河川管理権限移譲費助成	△ 8,001	8,999	事業費の確定に伴う補正である。
(9) 水害減災対策支援事業費	△ 25,600	304,400	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 海岸費	△ 280,001	7,841,374	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	510,000		(2) 給料 11,150
諸収入	△ 552,101		(3) 職員手当等 9,976
繰入金	△ 800,000		(4) 共済費 9,460
県債	675,000		(9) 旅費 2,049
一般歳入	△ 112,900		(11) 需用費 10,493
			(12) 役務費 7,318
			(13) 委託料 △ 510,641
			(14) 使用料及び賃借料 6,271
			(15) 工事請負費 173,923
(1) 社会資本整備総合交付金事業費 (海岸)	1,072,100	2,318,100	
ア 高潮対策費	823,800	1,933,800	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 913,200 千円) 風水害への対応として、防潮堤等を整備する。
イ 侵食対策費	258,300	384,300	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 289,800 千円) 風水害への対応として、海岸の養浜等を行う。
ウ 効果促進事業	△ 10,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 県単独海岸事業費	0	356,000	
ア 海岸改良費	20,000	106,000	事業費の確定に伴う補正である。
イ 海岸維持修繕費	5,000	110,000	事業費の確定に伴う補正である。
ウ なぎさクリーン事業費	△ 5,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
エ 海岸養浜事業費	△ 20,000	50,000	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 「静岡モデル」防潮堤整備促進事業費	△ 552,101	295,899	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 津波対策施設等整備事業費 (海岸)	△ 800,000	4,800,000	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第4目	砂防費	△ 136,230	7,753,770	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 289,526		(1) 報酬 △ 2,004
	分担金及び負担金	△ 6,825		(2) 給料 14,316
	諸収入	△ 2,000		(3) 職員手当等 9,191
	県債	239,000		(4) 共済費 3,357
	一般歳入	△ 76,879		(7) 賃金 △ 263
				(8) 報償費 △ 31
				(9) 旅費 △ 6,992
				(11) 需用費 △ 32,765
				(12) 役務費 △ 24,073
				(13) 委託料 400,115
				(14) 使用料及び賃借料 1,908
				(15) 工事請負費 △ 538,998
				(17) 公有財産購入費 13,281
				(22) 補償、補填及び賠償金 26,728
(1)	社会資本整備総合交付金事業費(砂防)	1,310,568	5,770,568	
ア	通常砂防費	511,499	1,168,799	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 642,500千円) 土砂災害防止施設等を整備する。
イ	火山砂防費	283,500	598,500	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 252,000千円) 土砂災害防止施設等を整備する。
ウ	火山噴火緊急減災対策費	△ 5,289	20,961	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ	地すべり対策費	29,400	363,300	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 84,000千円) 地すべり防止施設等を整備する。
オ	急傾斜地崩壊対策費	88,258	2,354,408	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 478,800千円) 急傾斜地崩壊防止施設等を整備する。
カ	総合流域防災事業費	403,200	1,264,200	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 371,700千円) 土砂災害警戒区域の指定に向けた調査等を行う。
(2)	砂防等災害関連緊急事業費	△ 1,431,550	383,450	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3)	演習場地区砂防事業費	△ 15,248	14,752	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4)	県単独砂防事業費	0	1,487,000	財源更正に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
(5)	急傾斜地崩壊対策費助成	0	98,000	財源更正に伴う補正である。
第 5 目	農林地すべり対策費	8,735	650,735	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 6,636		(2) 給料 1,255
	県債	46,000		(3) 職員手当等 882
	一般歳入	△ 30,629		(4) 共済費 364
				(7) 賃金 32
				(9) 旅費 151
				(11) 需用費 3,248
				(12) 役務費 1,985
				(13) 委託料 24,348
				(14) 使用料及び賃借料 △ 181
				(15) 工事請負費 △ 22,650
				(17) 公有財産購入費 793
				(18) 備品購入費 △ 36
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 1,456
(1)	農地地すべり対策事業費	115,842	332,842	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 133,000 千円) 農地地すべり防止施設等を整備する。
(2)	災害関連緊急農地地すべり対策事業費	△ 23,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(3)	治山地すべり防止事業費	△ 19,107	180,893	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4)	災害関連緊急治山地すべり防止事業費	△ 65,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 6 目	国直轄事業費負担金	787,904	4,518,904	
	(財源内訳)			(節内訳)
	県債	1,161,000		(19) 負担金、補助及び交付金 787,904
	一般歳入	△ 373,096		
(1)	国直轄河川事業費負担金	208,236	1,458,236	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 167,000 千円) 国が直轄で行う河川の改修事業に要する経費の一部を負担する。
ア	河川改修費	123,273	1,125,273	
イ	河川環境整備費	82,200	157,200	
ウ	河川工作物関連応急対策費	△ 6,969	47,031	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 河川総合開発事業費	9,732	128,732	
(2) 国直轄海岸事業費負担金	8,220	883,220	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 100,000 千円) 国が直轄で行う海岸の改修事業に要する経費の一部を負担する。
(3) 国直轄砂防事業費負担金	571,448	2,177,448	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 434,000 千円) 国が直轄で行う砂防設備等の整備に要する経費の一部を負担する。
ア 砂防費	392,971	564,971	
イ 火山砂防費	89,980	956,980	
ウ 地すべり対策費	88,497	655,497	
第 5 項 港湾費	883,667	9,964,156	
第 1 目 港湾管理費	△ 4,598	872,058	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 167		(9) 旅費 △ 405
分担金及び負担金	4,500		(11) 需用費 △ 436
使用料及び手数料	△ 805		(12) 役務費 △ 190
財産収入	△ 200		(13) 委託料 △ 716
一般歳入	△ 7,926		(14) 使用料及び賃借料 △ 151
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,700
(1) 港湾行政費	△ 3,593	30,364	
ア 港湾行政費	△ 193	5,164	事業費の確定に伴う補正である。
イ クルーズ船寄港誘致等 港湾利活用推進事業費	△ 544	2,856	事業費の確定に伴う補正である。
ウ クルーズ船を活用した 交流人口拡大推進事業 費	△ 2,856	22,344	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 港湾維持管理費	△ 1,005	766,694	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 港湾建設費	36,317	4,522,317	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 74,385		(2) 給料 1,607
分担金及び負担金	△ 14,343		(3) 職員手当等 968
諸収入	165,935		(4) 共済費 451
県債	448,000		(13) 委託料 △ 10,591

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	△ 488,890		(15) 工事請負費 63,882 (17) 公有財産購入費 △ 20,000
(1) 港湾関係国庫補助事業費	12,650	945,650	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会資本整備総合交付金事業費（港湾）	23,667	2,718,667	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 231,000 千円) 港湾の改修事業等を行う。
(3) 港湾災害関連事業費	0	44,000	財源更正に伴う補正である。
(4) 県単独港湾整備事業費	0	814,000	財源更正に伴う補正である。
第 3 目 漁港整備費	563,370	2,750,203	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	303,719		(1) 報酬 343
分担金及び負担金	4,261		(2) 給料 9,035
使用料及び手数料	△ 279		(3) 職員手当等 5,640
諸収入	24		(4) 共済費 2,374
県債	406,000		(7) 賃金 △ 1,230
一般歳入	△ 150,355		(9) 旅費 △ 1,836
			(11) 需用費 1,516
			(12) 役務費 1,005
			(13) 委託料 103,626
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,063
			(15) 工事請負費 489,002
			(17) 公有財産購入費 △ 10,000
			(18) 備品購入費 △ 546
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 34,486
			(27) 公課費 △ 10
(1) 漁港管理費	△ 278	122,929	
ア 県営漁港管理運営費	△ 255	23,712	事業費の確定に伴う補正である。
イ 焼津漁港管理事務所管理費	△ 23	2,577	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県営漁港等整備費	578,420	2,014,420	
ア 県営漁港整備事業費	530,740	1,568,740	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 346,000 千円) 漁港施設等を整備する。
イ 県営漁港海岸整備事業費	44,000	273,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 県単独県営漁港整備事業費	3,680	172,680	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 市町営漁港等整備費	△ 10,129	162,497	
ア 市町営漁港整備事業費	△ 6,449	47,551	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
イ 県単独漁港整備事業費助成	0	112,626	財源更正に伴う補正である。
ウ 県単都市町営漁港小規模局部改良事業費助成	△ 3,680	2,320	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 農山漁村地域整備交付金事業費(漁港)	357	450,357	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 漁港災害関連事業費	△ 5,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 4 目 国直轄事業費負担金	288,578	1,819,578	
(財源内訳)			(節内訳)
分担金及び負担金	34,390		(19) 負担金、補助及び交付金 288,578
県債	393,000		
一般歳入	△ 138,812		
(1) 国直轄港湾事業費負担金	288,578	1,819,578	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 198,000 千円) 国が直轄で行う港湾の改修事業に要する経費の一部を負担する。
第 6 項 都市費	△ 885,144	11,799,912	
第 1 目 都市政策費	△ 75,989	242,435	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 37,700		(13) 委託料 △ 75,713
諸収入	△ 250		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 276
一般歳入	△ 38,039		
(1) 都市計画調査費	△ 75,650	183,550	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 土地取引指導費	△ 270	7,449	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 地価調査費	△ 69	46,590	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 地域交通費	△ 60,048	1,921,767	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	5,000		(13) 委託料 △ 572

科	目	補正額	現計額	説明
	一般歳入	△ 65,048		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 59,476
(1)	公共交通対策費	△ 60,048	1,920,255	
ア	バス運行対策費助成	△ 12,000	380,600	事業費の確定に伴う補正である。
イ	静岡県バス路線維持費助成	△ 512	988	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	市町自主運行バス事業費助成	△ 25,500	268,800	事業費の確定に伴う補正である。
エ	鉄道施設緊急耐震対策事業費助成	△ 15,167	5,000	事業費の確定に伴う補正である。
オ	鉄道沿線地域交流拡大事業費	△ 572	6,428	事業費の確定に伴う補正である。
カ	運輸事業振興助成交付金	△ 394	746,606	事業費の確定に伴う補正である。
キ	インバウンド型鉄道車両設備導入緊急対策事業費助成	△ 5,603	2,733	事業費の確定に伴う補正である。
ク	伊豆地域公共交通網形成計画推進事業費	△ 300	11,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目	市街地整備費	△ 612,722	5,184,428	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 315,384		(1) 報酬 △ 244
	分担金及び負担金	△ 29,411		(2) 給料 △ 5,089
	諸収入	△ 95,518		(3) 職員手当等 △ 2,724
	県債	490,000		(4) 共済費 △ 1,860
	一般歳入	△ 662,409		(7) 賃金 △ 113
				(8) 報償費 13
				(9) 旅費 367
				(11) 需用費 △ 4,279
				(12) 役務費 △ 1,550
				(13) 委託料 30,306
				(14) 使用料及び賃借料 △ 1,730
				(15) 工事請負費 △ 14,191
				(17) 公有財産購入費 △ 31,598
				(18) 備品購入費 △ 178
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 535,425
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 44,423
				(27) 公課費 △ 4

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 組合等土地区画整理事業費助成	△ 441,991	761,009	
ア 社会資本整備総合交付金事業費（区画）	△ 441,991	761,009	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 東部拠点第二地区区画整理事業費助成	△ 17,167	7,538	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 市街地再開発事業費助成	△ 14,936	217,788	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 市町都市計画事業指導監督事務費	△ 6,832	25,168	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 社会資本整備総合交付金事業費（街路）	△ 130,633	2,766,367	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(6) 県単独街路整備事業費	69,410	1,219,410	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 都市計画街路事業費助成	△ 69,410	84,590	事業費の確定に伴う補正である。
(8) 大井川流域・牧之原大茶園地域景観形成行動計画策定事業費	△ 34	3,366	事業費の確定に伴う補正である。
(9) 伊豆半島屋外広告物緊急対策事業費	△ 1,129	48,871	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 生活排水費	△ 12,493	1,761,757	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 11,050		(2) 給料 △ 214
県債	4,000		(3) 職員手当等 △ 160
一般歳入	△ 5,443		(4) 共済費 △ 46
			(9) 旅費 △ 11
			(11) 需用費 △ 93
			(12) 役務費 △ 20
			(14) 使用料及び賃借料 △ 16
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 11,933
(1) 都市整備推進費（下水道）	△ 883	2,112	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 農山漁村地域整備交付金事業費（農業集落排水）	△ 11,610	9,390	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 浄化槽整備事業費	0	168,286	

科	目	補正額	現計額	説明
ア	生活排水改善対策推進事業費助成	0	167,800	財源更正に伴う補正である。
第5目	公園緑地費	△ 123,892	2,689,525	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 70,550		(12) 役務費 △ 387
	諸収入	△ 5,979		(15) 工事請負費 △ 123,505
	県債	23,000		
	一般歳入	△ 70,363		
(1)	都市整備推進費(公園)	△ 387	5,357	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	都市公園維持管理費	△ 37,405	1,890,168	
ア	都市公園維持補修費(整備)	△ 37,405	72,575	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3)	公園・緑化推進事業費	0	244,000	財源更正に伴う補正である。
(4)	愛鷹広域公園施設バリアフリー化事業費	△ 53,600	70,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5)	ラグビーワールドカップ2019関連公園整備事業費	△ 32,500	480,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第7項	農地費	1,951,879	15,725,519	
第1目	農地費	1,992,379	15,148,019	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	675,785		(1) 報酬 16,550
	分担金及び負担金	479,157		(2) 給料 14,213
	諸収入	9,446		(3) 職員手当等 9,686
	財産収入	△ 2,490		(4) 共済費 7,561
	繰入金	1,440		(7) 貸金 4,570
	県債	1,284,000		(8) 報償費 △ 327
	一般歳入	△ 454,959		(9) 旅費 1,589
				(11) 需用費 9,064
				(12) 役務費 12,852
				(13) 委託料 349,053
				(14) 使用料及び賃借料 1,515
				(15) 工事請負費 1,811,578
				(16) 原材料費 10,053
				(17) 公有財産購入費 36,777
				(18) 備品購入費 2,589
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 328,963
				(22) 補償、補填及び賠償金 34,074
				(23) 償還金、利子及び割引料 △ 66

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(27) 公課費 11
(1) 農地計画費	15,297	780,103	
ア 農業農村整備事業調査 計画策定費	41,583	180,011	
(ア) 県単独農業農村整備調 査費	42,430	155,392	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 農地・農業用水路等資 源保全管理推進事業費 助成	△ 97	24,469	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 国庫委託土地改良調査 費	△ 750	150	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 農村整備関連事業計画 策定費	△ 4,148	78,852	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 国土調査費助成	△ 2,238	489,540	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 内陸フロンティア企業 誘致促進農業基盤整備 事業費	△ 19,900	14,100	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 農地整備費	2,105,080	7,409,799	
ア 県営基幹農業用水利施 設機能保全向上対策事 業費	385,299	2,001,299	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 947,000 千円) 基幹的な農業用水利施設の改修並びに長寿命化 を図るための予防保全及び施設の適期更新を行う。
イ 農業地域生産力強化整 備事業費	1,784,948	4,253,948	
(ア) 県営農業地域生産力強 化整備事業費	2,006,750	4,110,141	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,770,000 千円) 企業感覚にあふれ、事業意欲旺盛な農業経営体 等の育成、確保が見込まれる地域を対象に、農業 生産基盤を整備する。
(イ) 団体営農業地域生産力 強化整備事業費助成	△ 221,802	143,807	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 土地改良事業管理費	△ 378	139,537	
(ア) 土地改良施設管理運営 費	△ 288	7,439	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 土地改良施設維持管理 適正化事業費助成	△ 24	58,170	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 大井川用水施設使用料 負担金	△ 66	2,634	事業費の確定に伴う補正である。
エ 県単独農業基盤整備事 業費	△ 11,704	393,830	
(ア) 県単独農業農村整備事 業費助成	26,519	295,358	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 県単独鳥獣害防止対策 事業費助成	3,506	20,201	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 県単独耕作放棄地解消 基盤整備事業費	△ 31,729	38,271	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 県単独担い手育成基盤 整備事業費	△ 10,000	40,000	事業費の確定に伴う補正である。
オ 土地改良事業指導推進 費	△ 25,634	13,636	
(ア) 換地清算金	△ 25,634	4,366	事業費の確定に伴う補正である。
カ 多面的機能支払助成	△ 27,451	607,549	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 農地保全費	△ 124,281	6,937,122	
ア 農村地域整備事業費	76,733	2,207,733	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 478,000 千円) 中山間地域の生産基盤及び生活環境の改善並び に農道の新設、改良等を行う。
イ 農地・農村防災対策事 業費	182,557	2,299,557	
(ア) 県営農地・農村防災対 策事業費	226,207	2,141,257	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 310,000 千円) 自然災害による被害を防止するため、農業用 排水施設等の改修及び防災施設の整備等を行う。
(イ) 団体営農地・農村防災 対策事業費助成	△ 43,650	158,300	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 県単独農地整備事業費 助成	△ 19,476	11,917	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 県営東富士演習場地区 土地改良事業費	△ 359,694	2,208,306	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 団体営東富士演習場地区 土地改良事業費	△ 3,351	186,649	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 緑と水のふるさとづくり 推進事業費	△ 1,050	22,960	
(ア) ふじのくに美しく品格 のある邑づくり推進事 業費	△ 1,050	22,960	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 農地利用管理事務費	△ 3,717	20,995	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 国直轄事業費等負担金	△ 40,500	577,500	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	4,000		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 40,500
一般歳入	△ 44,500		
(1) 国直轄等農業用水事業 費負担金	△ 40,500	577,500	国直轄事業等の県負担額の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 9 款 警察費	△ 1,127,430	77,612,608	
第 1 項 警察管理費	△ 1,073,904	74,676,356	
第 1 目 公安委員会費	△ 1,430	13,791	
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,430		(節内訳) (1) 報酬 △ 1,428 (11) 需用費 △ 2
(1) 公安委員会運営事業費	△ 1,430	13,791	公安委員の報酬等の補正である。
第 2 目 警察本部費	△ 812,851	65,241,364	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 県債 一般歳入	△ 13,566 6,487 446,000 △ 1,251,772		(節内訳) (1) 報酬 △ 2,197 (2) 給料 △ 119,892 (3) 職員手当等 △ 716,443 (4) 共済費 83,837 (5) 災害補償費 △ 1,119 (7) 賃金 △ 3,265 (8) 報償費 △ 5,666 (9) 旅費 △ 3,129 (11) 需用費 △ 20,529 (12) 役務費 1,541 (13) 委託料 △ 8,481 (14) 使用料及び賃借料 △ 4,577 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 15,524 (27) 公課費 2,593
(1) 職員給与費	△ 772,115	62,997,784	警察職員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 293 ・給料 △ 119,892 一般職給 △ 119,892 ・職員手当等 △ 716,443 扶養手当 △ 3,226 地域手当 3,504 住居手当 14,541 通勤手当 19,335 管理職手当 △ 73 特勤手当 △ 4,161 特勤手当 △ 26,976 時間外勤務手当 △ 9,254 休日勤務手当 △ 82,949 夜間勤務手当 70,114 宿日直手当 13,206 期末手当 △ 72,235 勤勉手当 △ 177,480 退職手当 △ 440,188 児童手当 △ 10,035

科	目	補正額	現計額	説明
				単身赴任手当 △ 3,323 管理職員特別勤務手当 △ 7,243 ・共済費 84,421 地方職員共済組合等負担金 88,437 社会保険料 △ 4,016 ・災害補償費 △ 1,119 ・賃金 △ 3,265 ・負担金、補助及び交付金 △ 15,524
(2)	警察職員健康管理事業費	△ 1,312	235,478	健康診断等安全衛生対策に要する経費の補正である。
(3)	警察装備管理事業費	△ 12,949	418,422	
ア	警察官制服等貸与事業費	△ 18,394	349,477	警察官制服等の整備に要する経費の補正である。
イ	警察車両管理事業費	5,445	68,945	装備車両等の維持管理に要する経費の補正である。
(4)	警察管理運営事業費	△ 13,686	1,095,616	
ア	警察企画管理事業費	△ 7,400	354,280	赴任旅費等の補正である。
イ	警察官増員対策事業費	△ 697	14,403	警察官増員に要する経費の補正である。
ウ	警察署協議会活動推進事業費	△ 1,852	7,824	警察署協議会委員の報酬の補正である。
エ	警察広報活動事業費	△ 24	910	広報活動に要する経費の補正である。
オ	警察相談業務推進事業費	△ 25	1,122	総合相談業務等に要する経費の補正である。
カ	警察電算運営管理事業費	△ 259	689,442	警察電算システムの管理運営等に要する経費の補正である。
キ	情報システム高度化推進事業費	△ 3,429	14,371	警察情報システムの高度化及び統廃合に要する経費の補正である。
(5)	警察本部企画調整費	△ 500	7,500	警察施策の推進に必要な調査等に要する経費の補正である。
(6)	生活安全警察管理事業費	△ 7,893	20,585	
ア	風俗営業許可等事業費	△ 58	10,194	風俗営業等の許可事務に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 銃砲等所持許可事業費	△ 7,835	4,471	銃砲等の所持許可事務等に要する経費の補正である。
(7) 地域警察管理事業費	△ 4,396	465,979	
ア 110 静岡運営事業費	△ 496	353,104	通信指令システムの維持管理に要する経費の補正である。
イ 民間協力推進事業費	△ 3,900	112,875	駐在所等勤務員の家族に対する報償費の補正である。
第 3 目 運転免許費	△ 120,204	1,915,522	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,521		(9) 旅費 △ 6
一般歳入	△ 117,683		(11) 需用費 △ 3,642
			(12) 役務費 △ 5,698
			(13) 委託料 △ 106,006
			(14) 使用料及び賃借料 △ 4,852
(1) 運転免許事業費	△ 11,671	843,648	
ア 運転免許試験実施事業費	△ 10,785	430,334	運転免許試験に要する経費の補正である。
イ 運転免許管理システム整備事業費	△ 886	413,314	運転免許管理システムの維持管理等に要する経費の補正である。
(2) 運転者教育事業費	△ 108,533	1,071,874	高齢者講習等受講者数の変動に伴う補正である。
第 4 目 交通安全対策費	△ 95,340	4,808,839	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	19,466		(9) 旅費 △ 110
諸収入	△ 67,726		(11) 需用費 △ 13,451
県債	21,000		(12) 役務費 △ 24,352
一般歳入	△ 68,080		(13) 委託料 △ 57,881
			(14) 使用料及び賃借料 △ 108
			(15) 工事請負費 △ 2,300
			(19) 負担金、補助及び交付金 2,862
(1) 交通安全活動推進事業費	△ 3,571	520,425	
ア 交通安全企画事業費	△ 30	7,839	交通安全対策等に要する経費の補正である。
イ 交通安全対策事業費	△ 56	6,064	体験型交通安全講習等に要する経費の補正である。

科	目	補正額	現計額	説明	
ウ	静岡県交通安全指導員 設置費助成	2,862	411,862	静岡県交通安全指導員の人件費の補正である。	
エ	交通安全対策器材充実 事業費	△ 2,904	78,699	交通取締り活動器材の整備に要する経費の補正 である。	
オ	交通反則通告事業費	△ 3,443	15,961	交通反則通告書送付件数の変動に伴う補正であ る。	
(2)	交通安全施設等整備事 業費	△ 32,422	3,773,482	交通安全施設等の整備に要する経費の補正であ る。	
(3)	市街地駐車等対策事業 費	△ 59,022	304,468	自動車保管場所証明事務に要する経費の補正で ある。	
(4)	放置駐車対策事業費	△ 271	113,729	放置駐車対策に要する経費の補正である。	
(5)	自動車保管場所証明ワ ンストップサービス・シ ステム整備事業費	△ 54	96,735	自動車保管場所証明ワンストップサービス・シ ステムの管理運営に要する経費の補正である。	
第 5 目	警察施設費	△ 33,184	2,617,773		
	(財源内訳)			(節内訳)	
	国庫支出金	201		(9) 旅費	△ 89
	諸収入	△ 1,172		(11) 需用費	△ 5,975
	財産収入	3,382		(12) 役務費	△ 289
	県債	155,000		(13) 委託料	△ 5,938
	一般歳入	△ 190,595		(14) 使用料及び賃借料	△ 16
				(15) 工事請負費	△ 19,079
				(17) 公有財産購入費	△ 1,412
				(19) 負担金、補助及び交付金	△ 386
(1)	警察施設管理運営事業 費	△ 8,618	1,098,774	警察施設の維持管理に要する経費の補正である。	
(2)	警察庁舎整備事業費	△ 18,067	1,043,033		
ア	(仮称)浜松西警察署 庁舎等建設事業費	△ 3,611	104,889	庁舎建設に要する経費の補正である。	
イ	下田警察署松崎分庁舎 整備事業費	△ 101	262,299	庁舎建設に要する経費の補正である。	
ウ	湖西警察署庁舎等建設 事業費	△ 1,412	200,588	用地取得費の補正である。	
エ	交番・駐在所建設事業 費	△ 12,481	431,319	交番等の建て替えに要する経費の補正である。	

科	目	補正額	現計額	説明
オ	警察施設防災機能強化事業費	△ 462	43,938	非常用発電設備等の整備に要する経費の補正である。
(3)	警察職員住宅整備事業費	△ 6,006	249,329	
ア	警察職員住宅整備事業費	△ 6,006	143,640	警察職員住宅の解体に要する経費の補正である。
(4)	中部運転免許センター建設整備事業費	△ 493	226,637	P F Iによる中部運転免許センターの運営に要する経費の補正である。
第6目	恩給及び退職年金費	△ 10,895	79,067	
	(財源内訳)			(節内訳)
	一般歳入	△ 10,895		(6) 恩給及び退職年金 △ 10,895
(1)	警察職員恩給費	△ 10,895	79,067	退職警察職員及びその遺族に支給する恩給費の補正である。
第2項	警察活動費	△ 53,526	2,936,252	
第1目	警察活動費	△ 53,526	2,936,252	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 155,312		(1) 報酬 △ 5,854
	寄附金	10		(4) 共済費 △ 6,222
	諸収入	△ 26,311		(8) 報償費 1,821
	一般歳入	128,087		(9) 旅費 △ 4,475
				(11) 需用費 △ 38,049
				(12) 役務費 4,516
				(13) 委託料 △ 567
				(14) 使用料及び賃借料 △ 4,696
(1)	共生対策推進事業費	△ 61	3,266	外国人に対する交通安全教育に要する経費の補正である。
(2)	職員研修事業費	△ 102	6,021	警察職員に対する術科訓練、教養研修に要する経費の補正である。
(3)	警察通信管理事業費	△ 335	205,771	警察通信の管理運営に要する経費の補正である。
(4)	警察活動管理事業費	△ 5,689	141,611	捜査等警察活動に要する経費の補正である。
(5)	警察装備事業費	△ 5,653	740,213	
ア	装備車両等維持事業費	△ 4,727	664,973	装備車両の維持管理に要する経費の補正である。
イ	警察機動力確保事業費	△ 368	50,998	車両借上げに要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 警察活動器材近代化事業費	△ 558	24,242	警察活動用器材の整備に要する経費の補正である。
(6) 留置施設管理対策事業費	△ 13,975	184,191	被留置者数の変動に伴う経費の補正である。
(7) 犯罪被害者支援推進事業費	△ 119	8,796	犯罪被害者の支援活動に要する経費の補正である。
(8) 生活安全警察活動事業費	△ 6,847	243,930	
ア 生活安全警察活動事業費	△ 198	20,348	犯罪の抑止対策、少年非行防止対策及び生活経済事犯の取締り活動に要する経費の補正である。
イ 警察安全相談員設置事業費	△ 2,745	109,138	警察安全相談員の報酬等の補正である。
ウ ストーカー・DV緊急対策事業費	△ 41	1,959	ストーカー・DV対策器材の整備等に要する経費の補正である。
エ スクールサポーター活動事業費	△ 3,586	75,711	スクールサポーターの報酬等の補正である。
オ サイバー犯罪捜査等強化推進事業費	△ 134	16,666	サイバー犯罪捜査器材の整備等に要する経費の補正である。
カ 遊技機調査員活動事業費	△ 143	11,422	遊技機調査員の報酬等の補正である。
(9) 地域警察活動事業費	△ 18,952	1,092,857	
ア 地域警察運営事業費	△ 760	15,374	街頭パトロール、各家庭への巡回連絡等に要する経費の補正である。
イ 地域警察充実強化事業費	△ 811	82,772	交番等のパソコンネットワークの管理運営等に要する経費の補正である。
ウ 交番相談員設置事業費	△ 5,550	532,764	交番相談員の報酬等の補正である。
エ 航空機整備事業費	△ 11,093	260,624	ヘリコプターの維持管理に要する経費の補正である。
オ 富士登山者遭難救助活動事業費	△ 46	2,704	山岳遭難救助活動に要する経費の補正である。
カ 緊急配備支援システム整備事業費	△ 692	162,308	緊急配備支援システムの維持管理に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(10) 刑事警察活動事業費	2,764	231,790	
ア 刑事警察運営事業費	1,769	91,326	重要犯罪及び組織犯罪等の捜査活動に要する経費の補正である。
イ 来日外国人犯罪対策事業費	1,678	28,220	通訳活動等に要する経費の補正である。
ウ 静岡県警察指紋情報管理事業費	△ 83	81,323	指紋情報管理システムの管理運営に要する経費の補正である。
エ 捜査用写真デジタル化事業費	△ 479	25,721	犯罪捜査用のデジタルカメラ等の整備に要する経費の補正である。
オ DNA型鑑定支援員設置事業費	△ 121	5,200	DNA型鑑定支援員の報酬等の補正である。
(11) 交通指導取締活動事業費	△ 947	36,317	
ア 交通指導取締活動事業費	△ 909	34,210	交通指導取締活動に要する経費の補正である。
イ 交通事件捜査対策事業費	△ 38	2,107	交通事故捜査、暴走族の取締り等に要する経費の補正である。
(12) 災害警備対策事業費	△ 4,940	37,159	
ア 地震防災対策事業費	△ 30	2,106	地震等の災害対策推進に要する経費の補正である。
イ 地震対策装備資器材整備事業費	△ 376	16,287	災害救助資器材等の整備、維持管理に要する経費の補正である。
ウ 災害警備情報システム整備事業費	△ 4,534	18,766	災害警備情報システムの管理運営に要する経費の補正である。
(13) 警戒警備対策事業費	1,330	4,330	警戒警備に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第10款 教育費	△ 2,870,297	241,970,875	
第 1 項 総合教育費	△ 146	7,482	
第 1 目 総合教育費	△ 146	7,482	
(財源内訳) 一般歳入	△ 146		(節内訳) (9) 旅費 △ 31 (11) 需用費 △ 57 (12) 役務費 △ 48 (14) 使用料及び賃借料 △ 10
(1) 有徳の人づくり推進事業費	△ 146	7,482	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 教育委員会費	5,715	13,617,728	
第 1 目 教育委員会費	△ 2,975	12,314	
(財源内訳) 一般歳入	△ 2,975		(節内訳) (1) 報酬 △ 2,946 (11) 需用費 △ 11 (12) 役務費 △ 18
(1) 教育委員会運営費	△ 29	3,971	教育委員会の運営に要する経費の補正である。
(2) 教育委員報酬	△ 2,946	8,343	教育委員の報酬の補正である。 ・報酬 △ 2,946
第 2 目 教育総務費	1,211,700	5,269,480	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	2,214 △ 2,733 1,212,219		(節内訳) (2) 給料 522,689 (3) 職員手当等 503,983 (4) 共済費 213,970 (7) 賃金 △ 8,123 (8) 報償費 △ 210 (9) 旅費 △ 882 (11) 需用費 △ 303 (12) 役務費 △ 3 (13) 委託料 △ 712 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,093 (18) 備品購入費 △ 3,859 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 13,757
(1) 職員給与費	1,219,434	4,657,850	事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 522,689 一般職給 522,689 ・職員手当等 503,983 扶養手当 22,516

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			地域手当 21,994 住居手当 4,397 通勤手当 79,991 管理職手当 23,281 時間外勤務手当 137,640 休日勤務手当 △ 6 期末手当 124,607 勤勉手当 92,701 退職手当 △ 17,591 児童手当 15,515 単身赴任手当 △ 744 管理職員特別勤務手当 △ 318 ・共済費 214,081 地方職員共済組合等負担金 217,290 社会保険料 △ 3,209 ・賃金 △ 8,123 ・旅費 284 ・負担金、補助及び交付金 △ 13,480
(2) クレーム対応学校支援事業費	△ 49	5,701	学校に対するクレーム等の対応に要する経費の補正である。
(3) 不祥事根絶対策推進事業費	△ 37	1,073	不祥事根絶対策の推進に要する経費の補正である。
(4) 社会保障税番号制度推進事業費	△ 214	11,204	統合宛名システムの整備等に要する経費の補正である。
(5) しずおか型教職員サポート事業費	△ 66	24,034	教職員が学校教育活動に専念できるよう支援を行うために要する経費の補正である。
(6) 教職員総合研修事業費	△ 2,023	53,184	教職員の資質向上研修等に要する経費の補正である。
(7) 学び続ける教員支援事業費	△ 27	7,973	教員がより高い専門性、確かな指導力を身につけるための支援に要する経費の補正である。
(8) I C T 教育推進事業費	△ 5,210	488,826	
ア I C T 教育推進事業費	△ 47	69,215	事業費の確定に伴う補正である。
イ 教育委員会デジタルオフィス整備事業費	△ 496	32,178	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 静岡県学校情報化推進事業費	△ 855	306,245	事業費の確定に伴う補正である。
エ 学びを拡げる I C T 活用事業費	△ 3,812	81,188	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(9) 人権教育総合推進事業費	△ 61	2,591	人権教育に関する研修会等の実施に要する経費の補正である。
(10) 青少年の国際交流推進事業費	△ 47	14,744	東アジア諸国との学校交流、青少年交流等に要する経費の補正である。
第 3 目 教育管理費	△ 1,163,581	7,500,172	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	37,446		(1) 報酬 △ 1,110
寄附金	△ 4,000		(8) 報償費 △ 10
使用料及び手数料	△ 3,154		(9) 旅費 △ 4,611
諸収入	△ 1,000		(11) 需用費 △ 11,506
県債	491,000		(12) 役務費 △ 707
一般歳入	△ 1,683,873		(13) 委託料 △ 111,162
			(14) 使用料及び賃借料 △ 247
			(15) 工事請負費 △ 986,181
			(18) 備品購入費 △ 40,880
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 184
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 2,983
			(25) 積立金 △ 4,000
(1) 教育行政運営費	△ 6,475	183,397	教育委員会事務局の運営に要する経費等の補正である。
(2) 教育財産維持管理費	△ 547,736	98,164	県立学校等の跡地の管理に要する経費の補正である。
(3) ふじのくにグローバル人材育成基金積立金	△ 4,000	36,000	寄附金の確定に伴う補正である。
(4) 県立学校等修繕費	△ 51,658	1,674,299	県立学校等の修繕等に要する経費の補正である。
(5) 県立学校等施設整備事業費	△ 233,725	2,301,275	県立学校等の施設整備に要する経費の補正である。
(6) 県立学校等長寿命化事業費	△ 319,987	3,148,013	県立学校等の長寿命化の改修等に要する経費の補正である。
第 4 目 福利厚生費	△ 25,567	555,931	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	△ 12,386		(9) 旅費 △ 389
県債	12,000		(11) 需用費 △ 4,157
一般歳入	△ 25,181		(12) 役務費 △ 2,098
			(13) 委託料 △ 10,081
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1
			(15) 工事請負費 △ 5,000
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 3,841

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 教職員健康管理事業費	△ 12,064	145,289	教職員の健康診断に要する経費の補正である。
(2) 被服等貸与費	△ 674	12,758	教職員に貸与する被服等の購入に要する経費の補正である。
(3) 教職員住宅費	△ 12,829	397,884	
ア 教職員住宅整備費	△ 288	336,505	事業費の確定に伴う補正である。
イ 教職員住宅維持補修費	△ 12,541	61,379	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 恩給及び退職年金費	△ 11,046	78,495	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 11,046		(6) 恩給及び退職年金 △ 11,046
(1) 恩給及び退職年金費	△ 11,046	78,495	教育委員会教職員の恩給及び退職年金の補正である。
			・ 恩給及び退職年金 △ 11,046
			恩給 △ 11,928
			退職年金 882
第 6 目 総合教育センター費	△ 2,816	201,336	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,246		(11) 需用費 △ 20
一般歳入	△ 570		(13) 委託料 △ 2,276
			(14) 使用料及び賃借料 △ 520
(1) 総合教育センター管理運営費	△ 2,816	201,336	総合教育センター管理運営に要する経費の補正である。
第 3 項 小学校費	9,108	64,124,506	
第 1 目 教職員費	9,108	64,124,506	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 399,343		(1) 報酬 △ 25,243
諸収入	12,139		(2) 給料 235,524
県債	892,000		(3) 職員手当等 △ 161,734
一般歳入	△ 495,688		(4) 共済費 △ 28,526
			(9) 旅費 △ 10,913
(1) 小学校教職員給与費等	9,108	64,124,506	
ア 教職員給与費	21,658	63,886,056	人件費の確定に伴う補正である。
			・ 報酬 △ 25,243
			・ 給料 235,524
			一般職給 235,524
			・ 職員手当等 △ 161,734

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			扶養手当 △ 1,593 地域手当 8,138 住居手当 22,777 通勤手当 10,342 管理職手当 △ 2,268 へき地手当 △ 10,382 特殊勤務手当 15,685 時間外勤務手当 △ 16,937 休日勤務手当 △ 18 義務教育等教員特別手当 △ 7,387 期末手当 △ 119,156 勤勉手当 △ 26,352 退職手当 △ 58,203 児童手当 23,980 単身赴任手当 △ 360 ・ 共済費 △ 28,526 地方職員共済組合等負担金 △ 72,464 社会保険料 43,938 ・ 旅費 1,637
イ 教職員旅費（小学校）	△ 12,550	238,450	活動旅費の確定に伴う補正である。
第 4 項 中学校費	△ 720,382	39,724,275	
第 1 目 教職員費	△ 720,382	39,724,275	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 279,568		(1) 報酬 △ 26,379
諸収入	△ 64,789		(2) 給料 △ 299,242
県債	552,000		(3) 職員手当等 △ 234,381
一般歳入	△ 928,025		(4) 共済費 △ 145,616
			(9) 旅費 △ 14,764
(1) 中学校教職員給与費等	△ 720,382	39,724,275	
ア 教職員給与費	△ 708,882	39,505,775	人件費の確定に伴う補正である。 ・ 報酬 △ 26,379 ・ 給料 △ 299,242 一般職給 △ 299,242 ・ 職員手当等 △ 234,381 扶養手当 △ 13,083 地域手当 △ 11,988 住居手当 4,639 通勤手当 △ 3,256 管理職手当 △ 62 へき地手当 △ 11,727 特殊勤務手当 △ 13,572 時間外勤務手当 △ 7,451 休日勤務手当 △ 68 義務教育等教員特別手当 △ 6,067

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			期末手当 △ 132,061 勤勉手当 △ 67,685 退職手当 20,950 児童手当 8,715 単身赴任手当 △ 1,704 管理職員特別勤務手当 39 ・ 共済費 △ 145,616 地方職員共済組合等負担金△ 19,932 社会保険料 △ 125,684 ・ 旅費 △ 3,264
イ 教職員旅費（中学校）	△ 11,500	218,500	活動旅費の確定に伴う補正である。
第 5 項 高等学校費	△ 1,671,553	62,736,304	
第 1 目 高等学校総務費	△ 1,446,825	52,480,525	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金 29			(1) 報酬 △ 260
使用料及び手数料 △ 37,014			(2) 給料 △ 416,404
諸収入 △ 156,152			(3) 職員手当等 △ 600,525
県債 633,000			(4) 共済費 △ 426,666
一般歳入 △ 1,886,688			(9) 旅費 △ 2,970
(1) 教職員給与費	△ 1,446,825	52,480,525	高等学校教職員の人件費の補正である。 ・ 報酬 △ 260 ・ 給料 △ 416,404 一般職給 △ 416,404 ・ 職員手当等 △ 600,525 扶養手当 △ 35,517 地域手当 △ 17,223 住居手当 10,888 通勤手当 △ 19,601 管理職手当 △ 1,727 定時制通信教育手当 17,080 産業教育手当 △ 9,428 特殊勤務手当 △ 2,523 時間外勤務手当 △ 51,529 休日勤務手当 △ 9 夜間勤務手当 60 宿日直手当 551 義務教育等教員特別手当 △ 13,153 期末手当 △ 201,669 勤勉手当 △ 123,388 退職手当 △ 140,213 児童手当 △ 12,480 単身赴任手当 △ 744 管理職員特別勤務手当 100 ・ 共済費 △ 426,666 地方職員共済組合等負担金△ 108,157

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			社会保険料 △ 318,509 ・旅費 △ 2,970
第 2 目 高等学校管理費	△ 224,728	10,255,779	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 114,199		(4) 共済費 △ 12,175
使用料及び手数料	△ 11,856		(7) 賃金 △ 6,202
諸収入	△ 16,030		(8) 報償費 △ 1,155
財産収入	1,083		(9) 旅費 △ 11,608
一般歳入	△ 83,726		(11) 需用費 △ 21,548
			(12) 役務費 △ 3,868
			(13) 委託料 △ 2,489
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,491
			(16) 原材料費 △ 460
			(18) 備品購入費 1,022
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 80,284
			(20) 扶助費 △ 64,700
			(21) 貸付金 △ 19,770
(1) 高等学校管理運営費	△ 36,796	3,178,051	
ア 高等学校管理費	△ 34,732	2,899,153	管理運営経費の確定に伴う補正である。
イ 高等学校水産実習費	△ 2,491	150,553	実習経費の確定に伴う補正である。
ウ 高等学校農業実習費	427	55,345	実習経費の確定に伴う補正である。
(2) 高等学校生徒修学奨励費	△ 187,932	7,077,728	
ア 高等学校等奨学事業費	△ 88,822	648,378	事業費の確定に伴う補正である。
イ 高等学校就学支援事業費	△ 99,110	6,425,890	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 項 大学費	△ 6,150	6,360,512	
第 1 目 大学費	△ 6,150	6,360,512	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 11,350		(11) 需用費 △ 111
諸収入	△ 972		(13) 委託料 △ 972
一般歳入	6,172		(14) 使用料及び賃借料 △ 167
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 4,900
(1) 大学運営指導費	△ 111	4,181	事業費の確定に伴う補正である。
(2) ふじのくに学術振興事業費	△ 6,039	47,031	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 7 項 特別支援学校費	166,107	25,692,107	
第 1 目 特別支援学校費	212,663	23,931,922	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 168,650		(1) 報酬 △ 99,653
諸収入	2,425		(2) 給料 144,718
一般歳入	378,888		(3) 職員手当等 181,676
			(4) 共済費 △ 10,665
			(9) 旅費 △ 3,413
(1) 特別支援学校教職員給与費等	212,663	23,931,922	
ア 特別支援学校教職員給与費	216,709	23,855,058	人件費の確定に伴う補正である。
			・報酬 △ 99,653
			・給料 144,718
			一般職給 144,718
			・職員手当等 181,676
			扶養手当 20,726
			地域手当 6,141
			住居手当 11,204
			通勤手当 6,948
			管理職手当 △ 1,780
			特殊勤務手当 △ 2,824
			時間外勤務手当 7,591
			休日勤務手当 △ 27
			宿日直手当 △ 136
			義務教育等教員特別手当 △ 3,848
			期末手当 20,962
			勤勉手当 40,746
			退職手当 73,278
			児童手当 3,205
			単身赴任手当 △ 510
			・共済費 △ 10,665
			地方職員共済組合等負担金△ 36,179
			社会保険料 25,514
			・旅費 633
イ 教職員旅費（特別支援学校）	△ 4,046	76,864	活動旅費の確定に伴う補正である。
第 2 目 特別支援学校管理費	△ 46,556	1,760,185	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 16,500		(8) 報償費 2
諸収入	154		(9) 旅費 △ 19
財産収入	26		(11) 需用費 △ 10,560
一般歳入	△ 30,236		(12) 役務費 △ 771
			(13) 委託料 △ 431

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,149 (16) 原材料費 △ 360 (18) 備品購入費 △ 268 (20) 扶助費 △ 33,000
(1) 特別支援学校管理費	△ 13,556	1,300,185	
ア 特別支援学校管理運営費	△ 13,556	1,289,444	管理運営経費の確定に伴う補正である。
イ 特別支援学校作業実習費	0	10,741	実習経費の確定に伴う補正である。
(2) 特別支援学校就学奨励費	△ 33,000	460,000	対象児童生徒数の確定等に伴う補正である。
第 8 項 学校教育費	△ 113,945	2,029,807	
第 1 目 高校教育費	△ 43,667	764,663	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 41,845		(1) 報酬 △ 5,630
一般歳入	△ 1,822		(4) 共済費 △ 1,020
			(8) 報償費 △ 2,262
			(9) 旅費 △ 12,151
			(11) 需用費 △ 3,105
			(12) 役務費 △ 1,669
			(13) 委託料 △ 1,000
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,463
			(18) 備品購入費 △ 11,536
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 3,831
(1) 高校教育指導費	△ 38,799	670,291	
ア 次代を担う人材育成事業費	△ 2,190	9,010	事業費の確定に伴う補正である。
イ 実学推進フロンティア事業費	△ 12,628	22,372	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地域産業を支える実学奨励事業費	△ 180	104,520	事業費の確定に伴う補正である。
エ 世界にはばたく人材育成事業費	△ 23,801	10,899	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 生徒指導等推進事業費	△ 3,486	36,270	スクールカウンセラーの相談業務等に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 発達障害等の生徒支援 充実事業費	△ 1,181	11,956	発達障害等のある生徒に対する専門的支援に要する経費の補正である。
(4) 山の村運営費	△ 201	46,146	山の村の管理運営に要する経費の補正である。
第 2 目 義務教育費	△ 34,198	602,152	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 17,502		(1) 報酬 △ 22,767
一般歳入	△ 16,696		(8) 報償費 △ 5,094
			(9) 旅費 △ 1,143
			(11) 需用費 △ 1,950
			(12) 役務費 △ 600
			(13) 委託料 △ 1,633
			(14) 使用料及び賃借料 △ 180
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 831
(1) 小中学校学習支援事業 費	△ 8,924	208,176	学び方支援非常勤講師等の配置に要する経費の補正である。
(2) 生徒指導等推進事業費 (小・中)	△ 14,700	335,740	スクールカウンセラーの配置等に要する経費の補正である。
(3) しずおか型コミュニテ ィ・スクール推進事業 費	△ 919	11,081	コミュニティ・スクールの推進を目指す地域の支援に要する経費の補正である。
(4) 幼児教育連携推進事業 費	△ 3,253	15,147	幼児教育の連携推進に要する経費の補正である。
(5) 次世代の学校指導体制 整備事業費	△ 6,402	21,598	指導体制の改善・充実に要する経費の補正である。
第 3 目 特別支援教育費	0	12,330	
(財源内訳)			
国庫支出金	△ 10		
諸収入	30		
一般歳入	△ 20		
(1) 特別支援学校外部専門 員活用事業費	0	8,395	財源更正に伴う補正である。
第 4 目 健康体育費	△ 36,080	650,662	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 12,600		(1) 報酬 △ 6,200
諸収入	△ 443		(4) 共済費 △ 20
一般歳入	△ 23,037		(8) 報償費 △ 1,801
			(9) 旅費 △ 1,107

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(11) 需用費 △ 251 (12) 役務費 △ 1,546 (13) 委託料 △ 3,903 (14) 使用料及び賃借料 △ 213 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 21,039
(1) 学校体育振興費	△ 7,749	150,527	
ア スポーツ人材活用推進事業費	△ 7,156	60,454	事業費の確定に伴う補正である。
イ 地域スポーツクラブ推進事業費	△ 193	11,807	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 全国総合体育大会等派遣運営費助成	△ 400	32,646	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 学校保健管理事業費	△ 1,976	158,443	児童生徒の心臓疾患管理等に要する経費の補正である。
(3) 学校給食管理等事業費	△ 20,262	327,747	
ア 高等学校等給食管理事業費	△ 5	281,304	事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡茶愛飲推進事業費	△ 20,257	46,443	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 学校地域連携安全・安心推進事業費	△ 1,483	1,555	児童生徒の健康課題に適切に対応できる環境を整備する経費の補正である。
(5) 学校地震対策等総合推進事業費	△ 4,610	12,390	被災地生徒との交流を通じた防災学習や、学校防災の仕組みづくり、通学路の安全確保等の推進に要する経費の補正である。
第 9 項 社会教育費	△ 341,227	873,393	
第 1 目 社会教育費	△ 1,948	80,694	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,898		(8) 報償費 △ 605
諸収入	△ 50		(9) 旅費 △ 933
			(11) 需用費 △ 262
			(12) 役務費 △ 50
			(14) 使用料及び賃借料 △ 98
(1) 「読書県しずおか」づくり総合推進事業費	△ 1,948	2,852	「読書県しずおか」推進に要する経費の補正である。
第 2 目 図書館費	12,000	169,853	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 一般歳入	12,000		(節内訳) (18) 備品購入費 12,000
(1) 県立中央図書館資料充 実費	12,000	80,000	県立中央図書館の資料購入等に要する経費の補 正である。
第 4 目 青少年の家費	△ 825	305,875	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 652		(節内訳) (1) 報酬 △ 101
諸収入	△ 173		(4) 共済費 △ 45
			(7) 賃金 △ 148
			(13) 委託料 △ 531
(1) 青少年の家等管理運営 費	△ 825	305,875	青少年の家等の管理運営に要する経費の補正で ある。
第 5 目 文化財保護費	△ 350,454	301,771	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 1,406		(節内訳) (2) 給料 △ 2,272
諸収入	△ 339,403		(3) 職員手当等 △ 1,520
財産収入	127		(4) 共済費 △ 711
一般歳入	△ 9,772		(8) 報償費 △ 22
			(9) 旅費 △ 767
			(11) 需用費 △ 1,167
			(12) 役務費 △ 922
			(13) 委託料 △ 312,663
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3,910
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 26,500
(1) 文化財保存活用費	△ 27,420	150,506	
ア 文化財保護対策費	△ 920	8,108	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 文化財保存・管理費助 成	△ 26,500	141,738	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 埋蔵文化財保存活用費	△ 323,034	151,265	
ア 埋蔵文化財センター管 理運営費	△ 279	47,404	管理運営経費の確定に伴う補正である。
イ 文化財調査受託事業費	△ 322,755	103,861	事業費の確定に伴う補正である。
第 10 項 私学振興費	△ 197,824	26,804,761	
第 1 目 私学振興費	△ 197,824	26,804,761	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金	△ 208,559		(節内訳) (1) 報酬 83
諸収入	△ 337		(4) 共済費 △ 645
一般歳入	11,072		(7) 賃金 △ 1,492
			(8) 報償費 △ 258
			(9) 旅費 △ 148
			(11) 需用費 △ 712
			(12) 役務費 △ 63
			(14) 使用料及び賃借料 △ 5
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 177,404
			(20) 扶助費 △ 17,180
(1) 私立学校指導事務費	△ 152	5,480	私立学校の調査、指導に要する経費の補正である。
(2) 私立学校振興対策費	9,142	26,796,095	
ア 私立学校経常的経費助成	265,228	20,582,271	
(ア) 私立学校経常費助成	295,182	20,172,682	補助対象園児、児童、生徒及び授業料減免者数の確定に伴う補正である。
(イ) 私立専修学校運営費助成	△ 24,657	332,182	補助対象生徒数及び学校数の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立各種学校運営費助成	△ 1,798	19,623	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
(エ) 私立特別支援学校教育費助成	△ 3,499	57,784	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
イ 私立学校事業費助成	△ 256,086	6,213,824	
(ア) 私立幼稚園障害児教育費助成	△ 31,360	180,320	補助対象園児数の確定に伴う補正である。
(イ) 私立高等学校等就学支援金等助成	△ 127,865	4,792,135	補助対象生徒数の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立高等学校等奨学給付金助成	△ 17,198	351,802	補助対象生徒数の確定に伴う補正である。
(エ) 私立幼稚園子育て支援事業費助成	△ 26,021	116,079	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 教育支援体制整備事業費助成	△ 40,706	13,704	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(カ) 日本私立学校振興・共済事業団助成	1,244	219,444	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 私立学校外国語教育支援事業費助成	△ 14,180	4,600	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 私立学校地震対策緊急整備事業費助成	△ 206,814	3,186	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 1 款 災害対策費	△ 4,440,364	4,486,637	
第 1 項 農林水産施設災害復旧費	△ 1,232,470	1,265,530	
第 1 目 過年災害農林水産施設復旧費	△ 13,067	139,933	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 12,446		(2) 給料 △ 238
一般歳入	△ 621		(3) 職員手当等 △ 133
			(4) 共済費 △ 65
			(9) 旅費 △ 1
			(11) 需用費 △ 184
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 12,446
(1) 団体営過年災害林道復旧費	△ 19,141	21,859	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 過年災害農地等復旧費助成	6,074	118,074	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 現年災害農林水産施設復旧費	△ 1,219,403	1,125,597	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 929,874		(2) 給料 △ 7,113
分担金及び負担金	△ 5,198		(3) 職員手当等 △ 4,270
県債	△ 249,000		(4) 共済費 △ 2,019
一般歳入	△ 35,331		(9) 旅費 △ 7,690
			(11) 需用費 △ 60,310
			(12) 役務費 △ 1,170
			(14) 使用料及び賃借料 △ 750
			(15) 工事請負費 △ 613,598
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 518,759
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 3,724
(1) 現年災害治山施設復旧費	△ 788,538	99,462	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 現年災害林道復旧費	△ 262,845	154,155	
ア 現年災害林道復旧費	△ 2,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
イ 団体営現年災害林道復旧費	△ 260,845	154,155	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 現年災害漁港施設復旧費	159,000	719,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(4) 現年災害農地等復旧費	△ 327,020	45,980	
ア 県営現年災害農地等復旧費	△ 37,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
イ 現年災害農地等復旧費助成	△ 290,020	45,980	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 項 土木施設災害復旧費	△ 3,211,174	3,104,826	
第 1 目 過年災害土木復旧費	△ 54,748	199,252	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 35,143		(2) 給料 △ 938
県債	△ 18,000		(3) 職員手当等 △ 629
一般歳入	△ 1,605		(4) 共済費 △ 308
			(9) 旅費 △ 160
			(11) 需用費 △ 871
			(12) 役務費 △ 561
			(13) 委託料 △ 527
			(14) 使用料及び賃借料 △ 245
			(15) 工事請負費 △ 50,042
			(17) 公有財産購入費 △ 462
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 5
(1) 過年補助災害土木復旧費	△ 53,748	199,252	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市町村指導監督事務費	△ 1,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 現年災害土木復旧費	△ 3,473,427	2,468,573	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,130,190		(2) 給料 18
県債	△ 1,345,000		(3) 職員手当等 13
一般歳入	1,763		(4) 共済費 6
			(9) 旅費 △ 14,266
			(11) 需用費 △ 166,441
			(12) 役務費 △ 81,008
			(13) 委託料 △ 13,912
			(14) 使用料及び賃借料 △ 11,180
			(15) 工事請負費 △ 3,172,281
			(17) 公有財産購入費 △ 11,980
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 2,396
(1) 現年補助災害土木復旧費	△ 3,413,968	2,427,032	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市町村指導監督事務費	△ 20,459	541	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 現年単独災害土木復旧費	△ 39,000	41,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 国直轄事業費負担金	317,001	437,001	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 317,001
(財源内訳) 県債	316,000		
一般歳入	1,001		
(1) 国直轄過年災害事業費負担金	1	1	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
(2) 国直轄現年災害事業費負担金	317,000	437,000	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
第 3 項 災害対策諸費	3,280	116,281	
第 1 目 災害対策本部費	△ 48	102,545	(節内訳) (1) 報酬 △ 68 (4) 共済費 △ 208 (11) 需用費 50 (14) 使用料及び賃借料 178
(財源内訳) 国庫支出金	228		
一般歳入	△ 276		
(1) 災害対策本部等体制強化事業費	△ 276	97,317	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 国民保護実働訓練事業費	228	5,228	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 災害救助費	3,328	13,536	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 3,313 (25) 積立金 15
(財源内訳) 分担金及び負担金	3,313		
財産収入	15		
(1) 災害救助対策費	15	50	
ア 災害救助基金積立金	15	50	基金運用益の確定に伴う補正である。
(2) 東日本大震災関連災害救助費負担金	3,313	3,313	東日本大震災により被災した県に対し、県内市町が実施した災害救助に要する経費の補正である。
第 3 目 災害対策諸費	0	200	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 2 款 公債費	△ 2,205,326	184,940,674	
第 1 項 公債費	△ 2,205,326	184,940,674	
第 1 目 元金	△ 473,559	152,790,441	(節内訳) (28) 繰出金 △ 473,559
(財源内訳) 諸収入 繰入金 一般歳入	351,951 △ 30,117,000 29,291,490		
(1) 公債費 (元金)	△ 473,559	152,790,441	公債管理特別会計への繰出金の補正である。
第 2 目 利子	△ 1,601,951	31,039,049	(節内訳) (28) 繰出金 △ 1,601,951
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,601,951		
(1) 公債費 (利子)	△ 1,601,951	31,039,049	公債管理特別会計への繰出金の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 129,816	1,111,184	(節内訳) (12) 役務費 △ 48,606 (28) 繰出金 △ 81,210
(財源内訳) 一般歳入	△ 129,816		
(1) 公債諸費	△ 129,816	1,111,184	公債管理特別会計への繰出金等の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 3 款 諸支出金	3,174,000	211,317,000	
第 1 項 公営企業費	△ 15,000	41,000	
第 1 目 水道事業費	△ 15,000	41,000	(節内訳)
(財源内訳) 県債	△ 15,000		(24) 投資及び出資金 △ 15,000
(1) 水道事業出資金	△ 15,000	41,000	水道用水供給事業を行う水道事業会計への出資金の補正である。
第 2 項 地方消費税清算金	△ 543,000	82,160,000	
第 1 目 地方消費税清算金	△ 543,000	82,160,000	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 543,000		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 543,000
(1) 地方消費税清算金	△ 543,000	82,160,000	地方消費税収入額を都道府県間で清算する経費の補正である。
第 3 項 所得割交付金	468,000	29,008,000	
第 1 目 所得割交付金	468,000	29,008,000	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	468,000		(19) 負担金、補助及び交付金 468,000
(1) 所得割交付金	468,000	29,008,000	県民税所得割収入額の2%相当分を指定都市に交付する経費の補正である。
第 4 項 利子割交付金	230,000	1,092,000	
第 1 目 利子割交付金	230,000	1,092,000	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	230,000		(19) 負担金、補助及び交付金 230,000
(1) 利子割交付金	230,000	1,092,000	県民税利子割収入額から、法人に係る還付額等を調整し、事務費1%を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 5 項 配当割交付金	75,000	2,898,000	
第 1 目 配当割交付金	75,000	2,898,000	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	75,000		(19) 負担金、補助及び交付金 75,000

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 配当割交付金	75,000	2,898,000	県民税配当割収入額から、事務費1%を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 6 項 株式等譲渡所得割交付金	1,266,000	3,353,000	
第 1 目 株式等譲渡所得割交付金 (財源内訳) 一般歳入	1,266,000	3,353,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 1,266,000
(1) 株式等譲渡所得割交付金	1,266,000	3,353,000	県民税株式等譲渡所得割収入額から、事務費1%を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 7 項 地方消費税交付金	1,357,000	71,186,000	
第 1 目 地方消費税交付金 (財源内訳) 一般歳入	1,357,000	71,186,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 1,357,000
(1) 地方消費税交付金	1,357,000	71,186,000	都道府県間で清算した地方消費税の1/2を市町に交付する経費の補正である。
第 8 項 ゴルフ場利用税交付金	△ 82,000	1,772,000	
第 1 目 ゴルフ場利用税交付金 (財源内訳) 一般歳入	△ 82,000	1,772,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 82,000
(1) ゴルフ場利用税交付金	△ 82,000	1,772,000	ゴルフ場利用税収入額の7/10を当該ゴルフ場所在市町に交付する経費の補正である。
第 9 項 自動車取得税交付金	619,000	4,987,000	
第 1 目 自動車取得税交付金 (財源内訳) 一般歳入	619,000	4,987,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 619,000
(1) 自動車取得税交付金	619,000	4,987,000	自動車取得税収入額の66.5%を市町に交付する経費及び28.5%を県と指定市で国道、県道の延長、面積により按分し交付する経費の補正である。
第 10 項 軽油引取税交付金	99,000	11,519,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 目 軽油引取税交付金	99,000	11,518,000	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	99,000		(19) 負担金、補助及び交付金 99,000
(1) 軽油引取税交付金	99,000	11,518,000	軽油引取税収入額の 9/10 を県と指定市で国道、 県道の面積により按分し交付する経費の補正である。
第 1 1 項 利子割精算金	0	1,000	
第 1 2 項 県税還付金	△ 300,000	3,300,000	
第 1 目 県税還付金	△ 300,000	3,300,000	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 300,000		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 300,000
(1) 県税還付金	△ 300,000	3,300,000	県税の過誤納に係る還付金の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 4 款 予備費	0	300,000	
第 1 項 予備費	0	300,000	

2 繰越明許費

1 変更

(単位：千円)

所属部局	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
経済産業部	7 経済産業費 6 森林・林業費	森林・林業費	64,000	4,257,000	造林事業等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 経済産業費 7 水産業費	水産業費	451,000	643,000	沿岸漁業漁村振興構造改善事業費助成等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	8 交通基盤費 3 道路費	道路橋りょう 新設改良費	1,637,000	13,550,000	社会資本整備総合交付金事業（道路）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
交通基盤部	8 交通基盤費 4 河川砂防費	河川改良費	521,000	9,294,000	社会資本整備総合交付金事業（河川）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	海岸費	470,000	4,623,000	津波対策施設等整備事業（海岸）等において、用地交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	砂防費	384,000	4,569,000	社会資本整備総合交付金事業（砂防）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 5 港湾費	港湾建設費	174,000	1,869,000	社会資本整備総合交付金事業（港湾）等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
交通基盤部	8 交通基盤費 5 港湾費	漁港整備費	301,000	1,546,000	県営漁港整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 6 都市費	市街地整備費	364,000	2,617,000	社会資本整備総合交付金事業（街路）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 6 都市費	公園緑地費	140,000	516,000	ラグビーワールドカップ2019関連公園整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
経済産業部	11 災害対策費 1 農林水産施設 災害復旧費	現年災害農林 水産施設復旧 費	277,000	374,000	団体営現年災害林道復旧事業において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	11 災害対策費 1 農林水産施設 災害復旧費	現年災害農林 水産施設復旧 費	23,000	738,000	現年災害漁港施設復旧事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
交通基盤部	11 災害対策費 2 土木施設災害復旧費	現年災害土木復旧費	324,000	1,981,000	現年災害土木復旧事業において、補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

2 追加

所属部局	款 項	事 業 名	金 額	説 明
危機管理部	2 危機管理費 1 危機管理費	危機管理費	2,619,000	緊急地震・津波対策等交付金において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
くらし・環境部	4 くらし・環境費 3 建築住宅費	建築安全推進費	67,000	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	4 くらし・環境費 4 環境費	環境政策費	52,000	自然ふれあい施設再整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
文化・観光部	5 文化・観光費 4 観光交流費	観光費	344,000	観光施設整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金額	説 明
文化・観光部	5 文化・観光費 5 空港振興費	空港政策費	86,000	富士山静岡空港機能強化・魅力向上事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
健康福祉部	6 健康福祉費 2 福祉長寿費	長寿社会費	1,218,000	介護保険関連施設整備事業費助成において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 健康福祉費 3 こども未来費	こども未来費	510,000	吉原林間学園改築整備事業等において、吉原林間学園新築工事（建築）に不測の日時を要したこと等により、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 健康福祉費 4 障害者支援費	障害者支援費	665,000	障害者施設等整備費助成等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 健康福祉費 5 医療健康費	医務福祉費	472,000	医療施設等スプリンクラー等整備事業費助成等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 健康福祉費 5 医療健康費	健康増進費	22,000	静岡県総合健康センター指定管理事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 健康福祉費 5 医療健康費	県立病院費	309,000	静岡県立病院機構貸付金において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内の貸付が困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金額	説 明
経済産業部	7 経済産業費 2 産業革新費	研究開発費	196,000	水産技術研究所等整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 経済産業費 5 農業費	農業費	1,338,000	強い産地づくりパワーアップ事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	8 交通基盤費 3 道路費	道路橋りょう 維持管理費	628,000	道路等維持修繕費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	河川砂防管理 費	21,000	河川維持管理費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	農林地すべり 対策費	232,000	農地地すべり対策事業等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 5 港湾費	港湾管理費	9,000	クルーズ船を活用した交流人口拡大推進事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額	説 明
交通基盤部	8 交通基盤費 6 都市費	都市政策費	41,000	都市計画調査費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 6 都市費	生活排水費	14,000	流域別下水道整備総合計画調査費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 7 農地費	農地費	5,379,000	農業地域生産力強化整備事業等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
教育委員会 事務局	10 教育費 2 教育委員会費	教育管理費	5,000	県立学校等施設整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	10 教育費 9 社会教育費	文化財保護費	5,000	文化財保存・管理費助成において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	11 災害対策費 2 土木施設災害 復旧費	過年災害土木 復旧費	185,000	過年災害土木復旧事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

3 債務負担行為

1 変更

(1) 平成 29 年度において債務負担行為を行うもの

(単位：千円)

所管部局	事項	区分	工事予定額	平成 29 年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
くらし・環境部 環境局	7 環境衛生科学研究所 移転整備事業用地造成 工事契約	変更前	30,000	12,000	18,000	29～30 年度
		変更後	30,000	0	30,000	29～30 年度
交通基盤部 河川砂防局	41 太田川ダム小水力発 電設備工事契約	変更前	460,000	120,000	340,000	29～31 年度
		変更後	460,000	75,000	385,000	29～31 年度
交通基盤部 港湾局	93 現年災害農林水産施 設復旧事業工事契約	変更前	620,000	522,000	98,000	29～31 年度
		変更後	1,308,000	654,000	654,000	29～31 年度

2 追加

所 管 部 局	事 項	期 間	摘 要
健康福祉部 障害者支援局	95 静岡県立浜松学園の 管理運営に係る協定	平成 29 年度から 平成 35 年度まで	債務負担行為限度額 70,000 千円 管理運営予定額 70,000 千円 平成 29 年度計上予算額 0 千円
経済産業部 就業支援局	96 大学生等 U I J ター ン促進強化事業委託契 約	平成 29 年度から 平成 30 年度まで	債務負担行為限度額 6,000 千円 委託予定額 6,000 千円 平成 29 年度計上予算額 0 千円
経済産業部 森林・林業局	97 治山事業工事契約 (森復旧治山工事)	平成 29 年度から 平成 30 年度まで	債務負担行為限度額 50,000 千円 工事予定額 50,000 千円 平成 29 年度計上予算額 0 千円
交通基盤部 河川砂防局	98 治山地すべり対策事 業工事契約 (小鮎川)	平成 29 年度から 平成 30 年度まで	債務負担行為限度額 44,000 千円 工事予定額 44,000 千円 平成 29 年度計上予算額 0 千円
交通基盤部 農 地 局	99 農業農村整備事業等 工事契約 (県営基幹農業用水利施 設機能保全向上対策事 業仿僧川大池地区ほか 1 件)	平成 29 年度から 平成 30 年度まで	債務負担行為限度額 226,000 千円 工事予定額 226,000 千円 平成 29 年度計上予算額 0 千円
	県営基幹農業用水利施 設機能保全向上対策事 業仿僧川大池地区排水 機場工事	平成 29 年度から 平成 30 年度まで	債務負担行為限度額 36,000 千円 工事予定額 36,000 千円 平成 29 年度計上予算額 0 千円
	農地・農村防災対策事 業新神子地区排水機場 工事	平成 29 年度から 平成 30 年度まで	債務負担行為限度額 190,000 千円 工事予定額 190,000 千円 平成 29 年度計上予算額 0 千円

第 2 特別会計 2 月補正予算

第 5 0 号議案

1 公債管理特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 公債費	△ 2,083,115	423,267,885	
第 1 項 公債費	△ 2,083,115	423,267,885	
第 1 目 元金	△ 473,858	386,088,142	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 415,500 (25) 積立金 △ 58,358 県債の元金相当額の補正である。 県債元金相当額を基金に積み立てる経費の補正である。
(財源内訳) 繰入金	△ 473,858		
(1) 公債費 (元金)	△ 473,858	386,088,142	
ア 公債費 (元金) 特別会計	△ 415,500	270,356,730	
イ 公債費 (元金) 特別会計 (積立金)	△ 58,358	115,731,412	
第 2 目 利子	△ 1,528,047	36,561,953	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 1,564,999 (25) 積立金 36,952 県債の利子の補正である。 県債利子相当額を基金に積み立てる経費の補正である。
(財源内訳) 財産収入 繰入金	36,952 △ 1,564,999		
(1) 公債費 (利子)	△ 1,528,047	36,561,953	
ア 公債費 (利子) 特別会計	△ 1,564,999	33,798,001	
イ 公債費 (利子) 特別会計 (積立金)	36,952	2,763,952	
第 3 目 公債諸費	△ 81,210	617,790	(節内訳) (12) 役務費 △ 81,210 県債の支払手数料等の補正である。
(財源内訳) 繰入金	△ 81,210		
(1) 公債諸費 (特別会計)	△ 81,210	617,790	

第51号議案

2 自動車税等証紙徴収事務特別会計

(単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 繰出金	435,000	5,019,000	
第 1 項 一般会計繰出金	435,000	5,019,000	
第 1 目 一般会計繰出金	435,000	5,019,000	
(財源内訳)			(節内訳)
証紙収入	435,000		(28) 繰出金 435,000
(1) 自動車税等証紙徴収事業費	435,000	5,019,000	自動車税及び自動車取得税のうち、証紙徴収したものを一般会計歳入へ振替支出する経費の補正である。

第52号議案

3 県営住宅事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 県営住宅事業費	△ 1,214,270	8,889,453	
第 1 項 県営住宅管理費	△ 44,044	3,567,059	
第 1 目 管理総務費	△ 9,746	169,310	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 9,746		(節内訳) (2) 給料 △ 3,270 (3) 職員手当等 △ 4,766 (4) 共済費 △ 1,710
(1) 職員給与費	△ 9,746	169,310	県営住宅事業特別会計職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 3,270 一般職給 △ 3,270 ・職員手当等 △ 4,766 扶養手当 △ 678 地域手当 △ 612 住居手当 △ 172 通勤手当 △ 529 管理職手当 2 期末手当 △ 1,317 勤勉手当 △ 1,340 児童手当 △ 120 ・共済費 △ 1,710 地方職員共済組合等負担金△ 1,710
第 2 目 県営住宅管理費	△ 34,298	3,397,749	
(財源内訳) 使用料及び手数料 国庫支出金 財産収入 繰入金 諸収入	173,033 1,877 △ 14,343 △ 194,547 △ 318		(節内訳) (8) 報償費 △ 1,333 (12) 役務費 △ 6,006 (14) 使用料及び賃借料 △ 11,049 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 4,465 (23) 償還金、利子及び割引料 △ 10,000 (27) 公課費 △ 1,445
(1) 県営住宅管理費	△ 34,298	1,679,749	県営住宅の管理に要する経費の補正である。
(2) 県営住宅修繕等事業費	0	1,718,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 県営住宅整備費	△ 1,280,403	5,130,247	
第 1 目 県営住宅整備費	△ 1,280,403	5,130,247	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 209,759		(節内訳) (2) 給料 △ 407

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
国庫支出金 県債	△ 146,644 △ 924,000		(3) 職員手当等 △ 921 (4) 共済費 △ 548 (8) 報償費 △ 250 (9) 旅費 △ 690 (12) 役務費 △ 2,500 (13) 委託料 △ 173,847 (14) 使用料及び賃借料 △ 350 (15) 工事請負費 △ 1,059,525 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 50 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 41,315
(1) 県営住宅総合再生整備 事業費	△ 1,280,403	5,130,247	事業費の確定及び国庫支出金の決定に伴う補正 である。
第 3 項 積立金	110,177	192,147	
第 1 目 積立金 (財源内訳) 財産収入 繰越金	△ 12,815 122,992	192,147	(節内訳) (25) 積立金 110,177
(1) 県営住宅管理基金積立 金	110,177	192,147	繰越金の確定等による積立金の補正である。
第 2 款 公債費	△ 18,730	3,422,309	
第 1 項 公債費	△ 18,730	3,422,309	
第 2 目 利子 (財源内訳) 使用料及び手数料 繰入金	△ 18,000 △ 16,924 △ 1,076	263,000	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 18,000
(1) 公債費 (利子)	△ 18,000	263,000	県債の利率の確定等に伴う利子に要する経費の 補正である。
第 3 目 公債諸費 (財源内訳) 使用料及び手数料	△ 730 △ 730	5,309	(節内訳) (12) 役務費 △ 730
(1) 公債費 (諸費)	△ 730	5,309	県債の発行額の確定に伴う発行手数料に要する 経費の補正である。
第 3 款 予備費	0	68,238	
第 1 項 予備費	0	68,238	

繰越明許費

1 変更

(単位：千円)

款 項	事業名	金 額		説 明
		補正前	補正後	
1 県営住宅事業費 2 県営住宅整備費	県営住宅整備費	49,000	691,000	県営住宅総合再生整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

平成29年度 県債の補正について

公営住宅建設事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額
公営住宅建設事業債	公営住宅建設費	2,207,000	3,131,000	△924,000

第53号議案

4 心身障害者扶養共済事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 扶養共済事業費	△ 2,225	659,625	
第 1 項 扶養年金費	△ 2,221	655,623	
第 1 目 扶養年金費	△ 2,221	655,623	(節内訳)
(財源内訳)			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,221
繰入金	1		
諸収入	△ 2,222		
(1) 心身障害者扶養年金費	△ 2,221	655,623	
ア 心身障害者扶養年金費	△ 2,221	293,726	加入者数の変動に伴う補正である。
第 2 項 諸費	△ 4	4,002	
第 1 目 諸費	△ 4	4,002	(節内訳)
(財源内訳)			(9) 旅費 △ 2
繰入金	△ 4		(11) 需用費 △ 1
			(12) 役務費 △ 1
(1) 心身障害者扶養共済取扱事務費	△ 4	4,002	事業費の確定等に伴う補正である。
第 2 款 予備費	0	150	
第 1 項 予備費	0	150	

第54号議案

5 中小企業高度化資金貸付事業等特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 中小企業高度化等事業費	△ 1,275,593	1,180,637	
第 1 項 中小企業高度化資金等貸付金	△ 1,175,586	534,956	
第 1 目 貸付金	△ 1,175,586	534,956	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 235,137		(21) 貸付金
県債	△ 940,449		△ 1,175,586
(1) 高度化資金費貸付金	△ 1,175,586	534,956	中小企業者等の高度化事業に対して貸し付ける経費の補正である。
ア 共同施設資金費貸付金	△ 271,718	533,671	貸付金の確定に伴う補正である。
イ 集団化資金費貸付金	△ 903,844	0	貸付金の確定に伴う補正である。
ウ 特別広域高度化資金費貸付金	△ 24	1,285	貸付金の確定に伴う補正である。
第 2 項 諸費	0	22,993	
第 1 目 諸費	0	22,993	
(財源内訳)			
繰越金	19		
諸収入	△ 19		
(1) 高度化資金等事務費	0	22,993	
ア 高度化資金貸付事務費	0	17,371	財源更正に伴う補正である。
第 3 項 一般会計繰出金	△ 100,007	622,688	
第 1 目 一般会計繰出金	△ 100,007	622,688	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	1,971		(28) 繰出金
諸収入	△ 101,978		△ 100,007
(1) 一般会計繰出金	△ 101,730	365,051	償還金の確定に伴う補正である。
(2) 一般会計繰出金(設備近代化財源返還等)	1,723	257,637	償還金の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 款 公債費	△ 243,253	8,655,517	
第 1 項 公債費	△ 243,253	8,655,517	
第 1 目 元金	△ 242,024	8,588,477	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	1,963		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 242,024
諸収入	△ 243,987		
(1) 公債費 (元金)	△ 243,747	8,330,916	償還金の確定に伴う補正である。
(2) 公債費 (設備近代化財 源返還)	1,723	257,561	償還金の確定に伴う補正である。
第 2 目 利子	△ 1,229	67,040	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 1,229		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 1,229
(1) 公債費 (利子)	△ 1,229	67,040	償還金の確定に伴う補正である。

平成 29 年度 県債の補正について

国の予算等貸付金債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位: 千円)

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今回補正額
国の予算等貸付金債	中小企業高度化資金等貸付金	426,936	1,367,385	△940,449

第55号議案

6 林業改善資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 林業改善資金費	△ 125,042	67,906	
第 1 項 林業改善資金貸付金	0	40,000	
第 1 目 貸付金	0	40,000	
(財源内訳)			
繰越金	7,000		
諸収入	△ 7,000		
(1) 林業・木材産業改善資金貸付金	0	40,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 83,330	16,670	
第 1 目 貸付金	△ 83,330	16,670	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	△ 41,665		(21) 貸付金 △ 83,330
諸収入	△ 41,665		
(1) 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 83,330	16,670	貸付金額の確定に伴う補正である。
第 3 項 諸費	△ 32	946	
第 1 目 諸費	△ 32	946	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	△ 32		(9) 旅費 △ 13
諸収入			(13) 委託料 △ 19
(1) 林業・木材産業改善資金制度運営費	△ 32	880	制度運営費の確定に伴う補正である。
第 4 項 木材産業等高度化資金借入金償還金	△ 41,680	8,335	
第 1 目 元金	△ 41,665	8,335	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 41,665		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 41,665
(1) 木材産業等高度化推進資金借入金償還金(元金)	△ 41,665	8,335	貸付金額の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 利子	△ 15	0	
(財源内訳) 繰越金	△ 15		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 15
(1) 木材産業等高度化推進 資金借入金償還金 (利 子)	△ 15	0	借入利率の確定に伴う補正である。
第 5 項 一般会計繰出金	0	1,955	
第 2 款 予備費	32,104	237,156	
第 1 項 予備費	32,104	237,156	
第 1 目 予備費	32,104	237,156	
(財源内訳) 繰越金	74,540		(節内訳) (30) 予備費 32,104
諸収入	△ 42,436		
(1) 林業・木材産業改善資 金予備費	32,078	186,930	繰越金等の確定に伴う補正である。
(2) 木材産業等高度化推進 資金予備費	26	50,226	諸収入の確定に伴う補正である。

第56号議案

7 沿岸漁業改善資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 沿岸漁業改善資金費	△ 31,963	34,150	
第 1 項 沿岸漁業改善資金貸付金	△ 31,568	33,432	
第 1 目 貸付金	△ 31,568	33,432	(節内訳)
(財源内訳)			(21) 貸付金 △ 31,568
繰越金	△ 23,320		
諸収入	△ 8,248		
(1) 沿岸漁業改善資金貸付金	△ 31,568	33,432	貸付に要する経費の補正である。
第 2 項 諸費	△ 395	718	
第 1 目 諸費	△ 395	718	(節内訳)
(財源内訳)			(11) 需用費 △ 10
繰入金	△ 395		(12) 役務費 △ 385
(1) 沿岸漁業改善資金制度運営費	△ 395	718	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 款 予備費	86,501	207,388	
第 1 項 予備費	86,501	207,388	
第 1 目 予備費	86,501	207,388	(節内訳)
(財源内訳)			(30) 予備費 86,501
繰越金	86,977		
諸収入	△ 476		
(1) 沿岸漁業改善資金予備費	86,501	207,388	繰越金等の確定に伴う補正である。

第57号議案

8 清水港等港湾整備事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 港湾事業費	95,230	6,293,720	
第 1 項 港湾管理費	△ 193,570	1,737,360	
第 1 目 清水港港湾管理費	△ 48,086	1,395,623	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 46,044		(2) 給料
諸収入	△ 2,042		(3) 職員手当等
			(4) 共済費
			(9) 旅費
			(11) 需用費
			(12) 役務費
			(13) 委託料
			(14) 使用料及び賃借料
			(15) 工事請負費
(1) 職員給与費	△ 24,701	274,906	清水港管理局職員の人件費の補正である。
			・給料
			一般職給
			・職員手当等
			扶養手当
			地域手当
			住居手当
			通勤手当
			管理職手当
			特殊勤務手当
			時間外勤務手当
			期末手当
			勤勉手当
			児童手当
			・共済費
			地方職員共済組合等負担金△
(2) 事務所費	△ 40	146,034	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 企画振興費	△ 233	29,644	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 清水港港湾管理費	△ 16,749	691,961	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 港湾物流情報化事業費	△ 8	1,455	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 清水港プレジャーボート適正化対策事業費	△ 6,171	24,300	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 清水港保安対策事業費	△ 184	227,323	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第2目	田子の浦港港湾管理費	△ 7,739	179,020	(節内訳)
	(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入	△ 7,746 7		(2) 給料 △ 4,093 (3) 職員手当等 △ 2,883 (4) 共済費 73 (9) 旅費 △ 5 (11) 需用費 △ 50 (12) 役務費 △ 8 (13) 委託料 △ 773
(1)	職員給与費	△ 6,903	57,632	田子の浦港管理事務所職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 4,093 一般職給 △ 4,093 ・職員手当等 △ 2,883 扶養手当 △ 201 地域手当 △ 156 住居手当 △ 360 通勤手当 157 時間外勤務手当 △ 298 期末手当 △ 1,063 勤勉手当 △ 887 児童手当 △ 75 ・共済費 73 地方職員共済組合等負担金 73
(2)	田子の浦港港湾管理費	△ 364	81,231	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	田子の浦港保安対策事業費	△ 472	40,157	事業費の確定に伴う補正である。
第3目	御前崎港港湾管理費	△ 125,840	153,203	(節内訳)
	(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 125,840		(9) 旅費 △ 5 (11) 需用費 △ 76 (12) 役務費 △ 9 (13) 委託料 △ 2,500 (23) 償還金、利子及び割引料 △ 123,250
(1)	御前崎港港湾管理費	△ 129,816	101,905	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	御前崎港保安対策事業費	3,976	51,298	事業費の確定に伴う補正である。
第4目	公課費	△ 11,905	9,514	(節内訳)
	(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 11,905		(27) 公課費 △ 11,905

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 公課費	△ 11,905	9,514	消費税納付額の確定に伴う補正である。
第 2 項 施設整備費	38,800	1,701,800	
第 1 目 清水港施設整備費	38,800	1,616,800	
(財源内訳)			(節内訳)
分担金及び負担金	12,966		(9) 旅費 △ 50
使用料及び手数料	13,869		(11) 需用費 △ 50
国庫支出金	12,965		(13) 委託料 18,900
県債	△ 1,000		(15) 工事請負費 20,000
(1) 清水港施設整備費	38,800	1,616,800	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 田子の浦港施設整備費	0	85,000	
(財源内訳)			
使用料及び手数料	1,000		
県債	△ 1,000		
(1) 田子の浦港施設整備費	0	85,000	財源更正に伴う補正である。
第 3 項 積立金	250,000	2,843,000	
第 1 目 積立金	250,000	2,843,000	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	162,819		(25) 積立金 250,000
繰越金	87,181		
(1) 積立金	250,000	2,843,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 一般会計繰出金	0	11,560	
第 2 款 公債費	△ 60,230	3,256,862	
第 1 項 公債費	△ 60,230	3,256,862	
第 1 目 元金	0	2,981,372	
(財源内訳)			
使用料及び手数料	385,043		
財産収入	△ 428,144		
諸収入	43,101		
(1) 公債費 (元金)	0	2,981,372	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 利子	△ 60,000	270,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 使用料及び手数料 財産収入 (1) 公債費 (利子)	△ 32,523 △ 27,477 △ 60,000	 270,000	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 60,000 県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費の補正である。
第 3 目 公債諸費 (財源内訳) 使用料及び手数料 (1) 公債費 (公債諸費)	△ 230 △ 230 △ 230	5,490 5,490	(節内訳) (12) 役務費 △ 230 県債借入額の確定に伴う県債に係る諸手数料の補正である。
第 3 款 予備費	0	7,418	
第 1 項 予備費	0	7,418	

繰越明許費

1 変更

(単位：千円)

款 項	事業名	金 額		説 明
		補正前	補正後	
1 港湾事業費 1 港湾管理費	清水港港湾管理費	47,000	101,000	基本施設修繕事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 2 施設整備費	清水港施設整備費	330,000	525,000	新興津荷役機械整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

2 追加

(単位：千円)

款 項	事業名	金 額	説 明
1 港湾事業費 1 港湾管理費	田子の浦港港湾管理費	16,000	機能施設修繕事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 2 施設整備費	田子の浦港施設整備費	85,000	中央荷役機械整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

平成29年度 県債の補正について

港湾整備事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額
港湾整備事業債	清水港施設整備費	2,061,000	2,061,000	0
	新興津荷役機械整備費	250,000	250,000	0
	富士見荷役機械整備費	150,000	150,000	0
	興津富士見上屋整備費	1,020,000	1,020,000	0
	清水港資本費平準化費	641,000	641,000	0
	清水港埠頭整備費	157,000	158,000	△ 1,000
	新興津埠頭用地整備費	100,000	100,000	0
	新興津都市再開発等用地整備費	57,000	58,000	△ 1,000
	田子の浦港施設整備費	105,000	106,000	△ 1,000
	中央埠頭荷役機械整備費	84,000	85,000	△ 1,000
	田子の浦港資本費平準化費	21,000	21,000	0
	御前崎港施設整備費	263,000	263,000	0
	御前崎港資本費平準化費	263,000	263,000	0
	合 計		2,586,000	2,588,000

第58号議案

9 流域下水道事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 流域下水道事業費	△ 153,140	4,338,392	
第 1 項 流域下水道管理費	△ 86,390	3,427,572	
第 1 目 管理総務費	30,883	1,451,733	
(財源内訳)			(節内訳)
分担金及び負担金	47,941		(2) 給料 △ 11,762
繰入金	△ 1,223		(3) 職員手当等 △ 8,446
諸収入	165		(4) 共済費 △ 4,857
県債	△ 16,000		(13) 委託料 △ 14,410
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 571
			(27) 公課費 70,929
(1) 職員給与費	△ 25,065	136,191	流域下水道事業特別会計職員の人件費の補正である。 <ul style="list-style-type: none"> ・給料 △ 11,762 <ul style="list-style-type: none"> 一般職給 △ 11,762 ・職員手当等 △ 8,446 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 1,101 地域手当 △ 471 住居手当 142 通勤手当 658 時間外勤務手当 △ 857 期末手当 △ 3,393 勤勉手当 △ 2,607 児童手当 △ 361 単身赴任手当 △ 456 ・共済費 △ 4,857 <ul style="list-style-type: none"> 地方職員共済組合等負担金 △ 4,857
(2) 管理総務費（管理事務費）	70,929	1,292,198	狩野川東部及び狩野川西部流域下水道の維持管理業務に要する経費の補正である。
(3) 管理総務費（企業会計導入事業）	△ 14,981	23,344	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 狩野川東部管理費	△ 46,976	823,554	
(財源内訳)			(節内訳)
分担金及び負担金	△ 45,533		(11) 需用費 △ 6,000
使用料及び手数料	△ 9		(13) 委託料 △ 34,584
財産収入	15		(15) 工事請負費 △ 5,395
繰入金	△ 1,984		(18) 備品購入費 △ 997
諸収入	535		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 狩野川東部管理費	△ 46,976	823,554	狩野川東部流域下水道の施設の維持管理に要する経費の補正である。
第 3 目 狩野川西部管理費	△ 70,297	1,152,285	(節内訳) (11) 需用費 △ 4,900 (13) 委託料 △ 96,390 (15) 工事請負費 31,298 (18) 備品購入費 △ 305
(財源内訳) 分担金及び負担金 繰入金 諸収入	△ 23,006 △ 48,612 1,321		
(1) 狩野川西部管理費	△ 70,297	1,152,285	狩野川西部流域下水道の施設の維持管理に要する経費の補正である。
第 2 項 流域下水道建設費	△ 66,750	910,820	
第 1 目 流域下水道建設費	△ 66,750	910,820	(節内訳) (2) 給料 △ 1,672 (3) 職員手当等 △ 972 (4) 共済費 △ 767 (7) 賃金 △ 73 (9) 旅費 △ 10 (11) 需用費 △ 193 (12) 役務費 △ 102 (13) 委託料 △ 29,641 (14) 使用料及び賃借料 △ 50 (15) 工事請負費 △ 33,259 (18) 備品購入費 △ 11
(財源内訳) 分担金及び負担金 国庫支出金 繰入金 県債	△ 35,050 7,200 △ 4,900 △ 34,000		
(1) 流域下水道建設費 (補助事業)	△ 66,750	910,820	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 款 公債費	△ 13,410	1,409,281	
第 1 項 公債費	△ 13,410	1,409,281	
第 1 目 元金	0	1,188,302	
(財源内訳) 分担金及び負担金 繰入金	23,178 △ 23,178		
(1) 公債費 (元金)	0	1,188,302	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 利子	△ 13,329	220,920	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 13,329
(財源内訳) 分担金及び負担金	△ 4,709		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
繰入金	△ 8,620		
(1) 公債費 (利子)	△ 13,329	220,920	県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 81	59	
(財源内訳) 分担金及び負担金	△ 81		(節内訳) (12) 役務費 △ 81
(1) 公債費 (諸費)	△ 81	59	県債の支払手数料に要する経費の補正である。
第 3 款 予備費	0	1,777	
第 1 項 予備費	0	1,777	

繰 越 明 許 費

1 変 更

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額		説 明
		補 正 前	補 正 後	
1 流域下水道事業費 2 流域下水道建設費	流域下水道建設費	60,000	496,000	狩野川東部流域下水道事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

2 追 加

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額	説 明
1 流域下水道事業費 1 流域下水道管理費	管理総務費	10,000	企業会計導入事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

平成29年度 県債の補正について

下水道事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
下 水 道 事 業 債	狩野川東部流域下水道事業費	90,000	129,000	△ 39,000
	狩野川西部流域下水道事業費	125,000	136,000	△ 11,000
合 計		215,000	265,000	△ 50,000

第59号議案

10 物品調達事務等特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 集中管理費	△ 423,340	2,035,660	
第 1 項 集中管理費	△ 423,340	2,035,660	
第 1 目 物品調達費	△ 418,540	1,927,460	
(財源内訳) 諸収入	△ 418,540		(節内訳) (1) 報酬 △ 680 (4) 共済費 △ 140 (8) 報償費 △ 12,520 (11) 需用費 △ 123,170 (12) 役務費 △ 1,810 (14) 使用料及び賃借料 △ 5,100 (18) 備品購入費 △ 273,970 (27) 公課費 △ 1,150
(1) 物品調達費	△ 418,540	1,927,460	本庁における物品の一括購入及び庁内印刷等に要する経費並びに各総合庁舎内出先機関における物品の一括購入等に要する経費の補正である。
第 2 目 自動車管理費	△ 600	59,400	
(財源内訳) 諸収入	△ 600		(節内訳) (11) 需用費 △ 200 (14) 使用料及び賃借料 △ 400
(1) 自動車管理費	△ 600	59,400	本庁自動車の管理及び出先機関使用分を含む東名通行料等に要する経費の補正である。
第 3 目 電話管理費	△ 4,200	48,800	
(財源内訳) 諸収入	△ 4,200		(節内訳) (12) 役務費 △ 4,200
(1) 電話管理費	△ 4,200	48,800	本庁における電話料に要する経費の補正である。

第3 企業会計2月補正予算

第60号議案

1 工業用水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業収益	4,487	4,780,408	
第 1 項 営業収益	△ 3,999	4,534,224	
第 1 目 給水収益 (節内訳)	1,981	4,441,149	給水量の変動に伴う補正である。
柿田川工業用水道料金	462		
富士川工業用水道料金	9,776		
東駿河湾工業用水道料金	250		
静清工業用水道料金	△ 785		
中遠工業用水道料金	△ 31		
西遠工業用水道料金	△ 7,534		
湖西工業用水道料金	△ 157		
第 2 目 その他営業収益 (節内訳)	△ 5,980	93,075	三方原用水等の共用施設管理費の確定に伴う補正である。
管理受託収益	△ 5,980		
第 2 項 営業外収益	1,818	180,580	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	447	2,088	預金利息等の補正である。
預金利息	347		
有価証券利息	100		
第 2 目 長期前受金戻入 (節内訳)	1,371	174,783	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
長期前受金戻入	1,371		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業費用	△ 16,997	4,590,774	
第 1 項 営業費用	△ 70,352	4,253,951	
第 1 目 原水及び浄水費	△ 10,142	1,654,810	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 700 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 △ 438 (5) 法定福利費 △ 262 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 262 ・維持管理費 △ 9,442 <ul style="list-style-type: none"> (10) 役務費 △ 500 (11) 委託料 59,513 (12) 賃借料 47 (13) 修繕料 △ 7,239 (16) 動力費 △ 62,241 (17) 薬品費 927 (20) 負担金 9 (24) 公課費 42
第 2 目 配水及び給水費	△ 14,591	659,987	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 3,199 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 △ 84 (2) 給料 △ 3,498 (3) 職員手当等 △ 1,269 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 327 地域手当 △ 138 通勤手当 945 時間外勤務手当 △ 268 期末手当 △ 1,336 勤勉手当 △ 1,228 賞与引当金繰入額 35 特殊勤務手当 △ 37 管理職手当 2 休日勤務手当 △ 127 住居手当 602 児童手当 608 (5) 法定福利費 1,652 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 1,652 ・維持管理費 △ 11,392 <ul style="list-style-type: none"> (10) 役務費 270 (11) 委託料 3,225 (12) 賃借料 △ 2,938 (13) 修繕料 △ 589

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(16) 動力費 △ 11,360
第 3目 総係費	△ 40,914	264,369	<p>企業局職員の人件費、事務費及び交付金の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 38,883 (1) 報酬 △ 299 (2) 給料 △ 10,108 (3) 職員手当等 △ 26,777 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 316 地域手当 26 通勤手当 △ 870 時間外勤務手当 △ 277 期末手当 △ 288 勤勉手当 △ 2,422 管理職手当 △ 1,295 休日勤務手当 27 退職給付費 △ 21,640 <ul style="list-style-type: none"> 児童手当 278 (5) 法定福利費 △ 1,699 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 1,699 ・事務費 △ 2,032 (6) 旅費 △ 258 (9) 需用費 △ 823 (10) 役務費 △ 446 (12) 賃借料 △ 505 (13) 修繕料 △ 54 (19) 補償費 54 <ul style="list-style-type: none"> ・交付金 1 (25) 交付金 1
第 4目 共用施設管理費	△ 5,110	102,832	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 5,110 (1) 報酬 △ 77 (2) 給料 △ 2,348 (3) 職員手当等 △ 2,506 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 304 地域手当 △ 97 通勤手当 △ 749 時間外勤務手当 △ 171 期末手当 △ 446 勤勉手当 △ 309 特殊勤務手当 △ 38 休日勤務手当 △ 20 児童手当 △ 372 (5) 法定福利費 △ 179

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			法定福利費 △ 179 ・維持管理費 0 (11) 委託料 1,900 (13) 修繕料 △ 1,900 (16) 動力費 △ 8 (24) 公課費 8
第 5 目 減価償却費	4,913	1,556,474	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (35) 有形固定資産減価償却費 4,984 (36) 無形固定資産減価償却費 △ 71
第 6 目 資産減耗費	△ 4,508	15,479	除却対象固定資産の確定に伴う補正である。 (節内訳) (37) 固定資産除却費 △ 4,508
第 2 項 営業外費用	53,345	333,258	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 4,655	191,367	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (40) 企業債利息 △ 4,655
第 4 目 消費税及び地方消費税	58,000	129,000	納税予定額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (49) 消費税及び地方消費税 58,000
第 3 項 特別損失	10	565	
第 1 目 固定資産売却損	10	565	職員公舎建物の売却に伴う補正である。 (節内訳) (50) 固定資産売却損 10
第 4 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 498,500	334,579	
第 1 項 企業債	△ 514,000	170,000	
第 1 目 工業用水道建設費債 (節内訳)	△ 514,000	170,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・富士川 125,000 → 0千円 ・静清 340,000 → 170,000千円 ・中遠 129,000 → 0千円 ・西遠 54,000 → 0千円 ・湖西 36,000 → 0千円
富士川工業用水道建設費債	△ 125,000		
静清工業用水道建設費債	△ 170,000		
中遠工業用水道建設費債	△ 129,000		
西遠工業用水道建設費債	△ 54,000		
湖西工業用水道建設費債	△ 36,000		
第 2 項 国庫補助金	0	75,200	
第 3 項 補償金	△ 9,300	0	
第 1 目 補償金 (節内訳)	△ 9,300	0	建設改良事業の確定に伴う補正である。
補償金	△ 9,300		
第 4 項 負担金	24,810	87,871	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳)	24,810	87,871	建設改良事業の確定に伴う補正である。
静清工業用水道工事費負担金	24,810		
第 5 項 固定資産売却代金	△ 10	1,508	
第 1 目 固定資産売却代金 (節内訳)	△ 10	1,508	職員公舎建物の売却に伴う補正である。
固定資産売却代金	△ 10		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 243,175	2,945,651	
第 1 項 建設改良費	△ 223,456	1,949,544	
第 1 目 富士川工業用水道建設改良費	131,000	421,726	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 131,000 (11) 委託料 1,300 (19) 補償費 2,500 (62) 工事請負費 127,200
第 2 目 東駿河湾工業用水道建設改良費	△ 208,800	456,282	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 208,800 (62) 工事請負費 △ 208,800
第 3 目 静清工業用水道建設改良費	1,000	663,018	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 1,000 (11) 委託料 23,000 (62) 工事請負費 △ 22,000
第 4 目 中遠工業用水道建設改良費	△ 98,976	157,800	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 98,976 (11) 委託料 △ 7,000 (19) 補償費 △ 1,000 (62) 工事請負費 △ 90,976
第 5 目 西遠工業用水道建設改良費	△ 24,890	122,310	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 24,890 (11) 委託料 △ 41,000 (19) 補償費 500 (56) 土地購入費 310 (62) 工事請負費 15,300
第 6 目 湖西工業用水道建設改良費	△ 23,790	127,408	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 23,790 (62) 工事請負費 △ 23,790

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 7 目 柿田川工業用水道建設改良費	1,000	1,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 1,000 (62) 工事請負費 1,000
第 2 項 固定資産取得費	0	3,965	
第 3 項 企業債償還金	△ 19,719	992,142	
第 1 目 企業債償還金	△ 19,719	992,142	企業債償還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (76) 元金償還金 △ 19,719

備考 資本的収入額 334,579 千円が資本的支出額 2,945,651 千円に対し不足する額 2,611,072 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 138,195 千円、減債積立金 252,806 千円、建設改良積立金 83,978 千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,136,093 千円で補填するものとする。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明

平成 29 年度 企業債の補正について (第 5 条)

工業用水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額 (単位: 千円)

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
工業用水道建設費債	富士川工業用水道建設費	0	125,000	△ 125,000
	静岡工業用水道建設費	170,000	340,000	△ 170,000
	中遠工業用水道建設費	0	129,000	△ 129,000
	西遠工業用水道建設費	0	54,000	△ 54,000
	湖西工業用水道建設費	0	36,000	△ 36,000
合 計		170,000	684,000	△ 514,000

第61号議案

2 水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業収益	△ 1,005	6,975,995	
第 1 項 営業収益	△ 1,082	6,466,691	
第 1 目 給水収益 (節内訳) 駿豆水道料金 榛南水道料金 遠州水道料金	1,890 394 1,007 489	6,376,259	給水量の変動に伴う補正である。
第 2 目 その他営業収益 (節内訳) 管理受託収益	△ 2,972 △ 2,972	90,432	天竜川下流用水共用施設管理費の確定に伴う補正である。
第 2 項 営業外収益	77	509,304	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳) 預金利息	134 134	976	預金利息の補正である。
第 2 目 長期前受金戻入 (節内訳) 長期前受金戻入	△ 57 △ 57	507,624	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業費用	△ 99,771	6,137,802	
第 1 項 営業費用	△ 238,870	5,471,522	
第 1 目 原水及び浄水費	△ 104,634	1,435,647	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 1,144 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 △ 841 (5) 法定福利費 △ 303 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 303 ・維持管理費 △ 103,490 <ul style="list-style-type: none"> (11) 委託料 △ 6,721 (12) 賃借料 △ 3,769 (16) 動力費 △ 93,066 (24) 公課費 66
第 2 目 配水及び給水費	△ 32,060	1,184,618	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 1,471 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 △ 98 (2) 給料 △ 1,510 (3) 職員手当等 217 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 734 地域手当 △ 26 通勤手当 △ 1,742 時間外勤務手当 △ 102 期末手当 △ 51 勤勉手当 △ 8 賞与引当金繰入額 514 管理職手当 2 休日勤務手当 87 住居手当 156 児童手当 653 (5) 法定福利費 2,862 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 2,820 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費引当金繰入額 42 ・維持管理費 △ 33,531 <ul style="list-style-type: none"> (11) 委託料 △ 11,456 (12) 賃借料 △ 244 (13) 修繕料 169 (16) 動力費 △ 22,000
第 3 目 総係費	△ 25,386	309,058	企業局職員の人件費及び事務費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(節内訳) ・人件費 △ 23,455 (1) 報酬 △ 161 (2) 給料 △ 1,263 (3) 職員手当等 △ 22,131 扶養手当 △ 82 地域手当 △ 517 通勤手当 277 時間外勤務手当 △ 125 期末手当 △ 900 勤勉手当 △ 254 賞与引当金繰入額 116 管理職手当 1 休日勤務手当 83 住居手当 1,861 退職給付費 △ 22,452 児童手当 △ 139 (5) 法定福利費 100 法定福利費 100 ・事務費 △ 1,931 (6) 旅費 △ 197 (9) 需用費 △ 738 (10) 役務費 △ 424 (12) 賃借料 △ 572
第 4 目 共用施設管理費	611	133,366	企業局職員の人件費、事務費及び維持管理費の補正である。 (節内訳) ・人件費 611 (1) 報酬 △ 6 (2) 給料 △ 208 (3) 職員手当等 740 扶養手当 387 地域手当 1 通勤手当 99 時間外勤務手当 33 期末手当 86 勤勉手当 △ 43 賞与引当金繰入額 118 休日勤務手当 54 児童手当 5 (5) 法定福利費 85 法定福利費 71 法定福利費引当金繰入額 14 ・事務費 0 (13) 修繕料 △ 1 (23) 保険料 1 ・維持管理費 0 (11) 委託料 △ 1,350

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(13) 修繕料 1,350 (16) 動力費 △ 8 (24) 公課費 8
第 5 目 減価償却費	△ 24,997	2,393,784	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (35) 有形固定資産減価償却費 △ 24,961 (36) 無形固定資産減価償却費 △ 36
第 6 目 資産減耗費	△ 52,404	15,049	除却対象固定資産の確定に伴う補正である。 (節内訳) (37) 固定資産除却費 △ 52,404
第 2 項 営業外費用	139,099	663,280	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 1,901	334,459	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (40) 企業債利息 △ 1,901
第 4 目 消費税及び地方消費税	141,000	319,000	納税予定額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (49) 消費税及び地方消費税 141,000
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 153,580	424,420	
第 1 項 企業債	△ 99,000	267,000	
第 1 目 水道建設費債 (節内訳) 駿豆水道建設費債 榛南水道建設費債 遠州水道建設費債	△ 99,000 △ 14,000 △ 37,000 △ 48,000	267,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・駿豆 23,000 → 9,000 千円 ・榛南 157,000 → 120,000 千円 ・遠州 186,000 → 138,000 千円
第 2 項 出資金	△ 15,000	41,000	
第 1 目 出資金 (節内訳) 一般会計出資金	△ 15,000 △ 15,000	41,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。
第 3 項 補助金	△ 39,580	116,420	
第 1 目 水道建設費補助金 (節内訳) 榛南水道建設費補助金 遠州水道建設費補助金	△ 39,580 △ 22,910 △ 16,670	116,420	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・補助対象事業費 榛南: 272,000 → 201,270 千円 遠州: 200,000 → 147,990 千円 ・補助率 榛南: 1/3 遠州: 1/3

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 541,789	3,077,597	
第 1 項 建設改良費	△ 541,340	1,883,660	
第 1 目 駿豆水道建設改良費	△ 221,800	263,729	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 221,800 (11) 委託料 △ 17,500 (19) 補償費 500 (62) 工事請負費 △ 204,800
第 2 目 榛南水道建設改良費	△ 69,730	306,486	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 69,730 (11) 委託料 900 (62) 工事請負費 △ 70,630
第 3 目 遠州水道建設改良費	△ 249,810	1,313,445	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 249,810 (11) 委託料 555 (18) 材料費 9,000 (19) 補償費 △ 1,000 (20) 負担金 △ 11,400 (62) 工事請負費 △ 246,965
第 2 項 固定資産取得費	△ 2,800	14,446	
第 1 目 固定資産取得費	△ 2,800	14,446	固定資産購入額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (60) 車両運搬具購入費 △ 2,800
第 3 項 企業債償還金	0	1,177,140	
第 4 項 補助金返還金	2,351	2,351	
第 1 目 補助金返還金	2,351	2,351	補助金交付要綱に基づく消費税相当額の返還に伴う補正である。 (節内訳) (81) 補助金返還金 2,351

備考 資本的収入額 424,420 千円が資本的支出額 3,077,597 千円に対し不足する額 2,653,177 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 131,977 千円、減債積立金 862,785 千円、建設改良積立金 238,406 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,420,009 千円で補填するものとする。

平成29年度 企業債の補正について（第5条）

水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
水道建設費債	駿豆水道建設費	9,000	23,000	△ 14,000
	榛南水道建設費	120,000	157,000	△ 37,000
	遠州水道建設費	138,000	186,000	△ 48,000
合 計		267,000	366,000	△ 99,000

第62号議案

3 地域振興整備事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業収益	44,675	152,501	
第 1 項 営業収益	△ 81,807	0	
第 1 目 土地売却収益	△ 81,807	0	売却土地の減に伴う補正である。
(節内訳) 土地売却収益	△ 81,807		
第 2 項 営業外収益	126,482	126,501	
第 1 目 受取利息及び配当金	135	151	預金利息の補正である。
(節内訳) 預金利息	135		
第 2 目 雑収益	347	350	開発整備資産の貸付けに伴う補正である。
(節内訳) その他雑収益	347		
第 3 目 消費税及び地方消費税 還付金	126,000	126,000	建設改良費の確定による仮払消費税の確定等に伴う補正である。
(節内訳) 消費税及び地方消費税 還付金	126,000		
第 3 項 特別利益	0	26,000	

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業費用	△ 261,444	121,959	
第 1 項 営業費用	△ 80,279	117,702	
第 1 目 土地売却原価	△ 81,807	0	売却土地の減に伴う補正である。 (節内訳) (29) 土地売却原価 △ 81,807
第 2 目 一般管理費	1,528	117,702	企業局職員の人件費及び調査費等の補正である。 (節内訳) ・人件費 26,532 (2) 給料 1,664 (3) 職員手当等 23,363 扶養手当 130 地域手当 127 通勤手当 △ 164 時間外勤務手当 △ 310 期末手当 748 勤勉手当 1,667 賞与引当金繰入額 580 管理職手当 3,125 休日勤務手当 4 住居手当 △ 360 管理職員特別勤務手当 24 退職給付費 17,426 児童手当 366 (5) 法定福利費 1,505 法定福利費 1,406 法定福利費引当金繰入額 99 ・事務費 △ 504 (6) 旅費 △ 313 (9) 需用費 △ 81 (10) 役務費 △ 48 (12) 賃借料 △ 62 ・広告宣伝費 △ 9,000 (32) 広告宣伝費 △ 9,000 ・調査費 △ 15,500 (26) 調査費 △ 13,000 (33) 補助金 △ 2,500
第 2 項 営業外費用	△ 181,165	1,257	
第 2 目 雑損失	△ 181,165	1,000	仕入控除対象とならない消費税及び地方消費税の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(節内訳) (48) その他雑損失 △ 181,165
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 127,750	809,424	
第 1 項 負担金	21,204	46,028	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳) 工事費負担金	21,204 21,204	46,028	建設改良事業の確定に伴う補正である。
第 2 項 浜松坪井地区事業収入	△ 8,000	0	
第 1 目 浜松坪井地区事業収入 (節内訳) 浜松坪井地区事業収入	△ 8,000 △ 8,000	0	事業計画の変更に伴う補正である。
第 3 項 長泉南一色地区事業収入	△ 132,500	0	
第 1 目 長泉南一色地区事業収入 (節内訳) 長泉南一色地区事業収入	△ 132,500 △ 132,500	0	建設改良事業の確定に伴う補正である。
第 4 項 清水町久米田地区事業収入	△ 5,428	49,972	
第 1 目 清水町久米田地区事業収入 (節内訳) 清水町久米田地区事業収入	△ 5,428 △ 5,428	49,972	建設改良事業の確定に伴う補正である。
第 5 項 森中川下地区事業収入	△ 3,026	213,424	
第 1 目 森中川下地区事業収入 (節内訳) 森中川下地区事業収入	△ 3,026 △ 3,026	213,424	建設改良事業の確定に伴う補正である。
第 6 項 新規用地事業収入	△ 500,000	0	
第 1 目 新規用地事業収入	△ 500,000	0	事業計画の変更に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(節内訳) 新規用地事業収入	△ 500,000		
第 7 項 藤枝高田地区事業収入	500,000	500,000	
第 1 目 藤枝高田地区事業収入	500,000	500,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。
(節内訳) 藤枝高田地区事業収入	500,000		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 346,175	2,486,249	
第 1 項 建設改良費	△ 346,175	2,486,249	
第 1 目 開発整備費	△ 296,175	2,461,249	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 908 (2) 給料 △ 371 (3) 職員手当等 935 扶養手当 △ 304 地域手当 △ 16 通勤手当 1,484 時間外勤務手当 △ 14 期末手当 421 勤勉手当 440 賞与引当金繰入額 △ 708 特殊勤務手当 40 休日勤務手当 4 住居手当 △ 360 児童手当 △ 52 (5) 法定福利費 344 法定福利費 503 法定福利費引当金繰入額 △ 159 ・事務費 △ 13,872 (9) 需用費 △ 13,872 ・工事費 △ 283,211 (11) 委託料 △ 104,000 (19) 補償費 260,000 (56) 土地購入費 △ 130,000 (62) 工事請負費 △ 309,211
第 2 目 補助金	△ 50,000	25,000	補助対象事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) (33) 補助金 △ 50,000

備考 資本的収入額 809,424 千円が資本的支出額 2,486,249 千円に対し不足する額 1,676,825 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 147,323 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,529,502 千円で補填するものとする。

第63号議案

4 県立静岡がんセンター事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業収益	189,022	33,738,637	
第 1 項 医業収益	188,534	26,376,271	
第 1 目 診療収益 (節内訳)	318,693	25,580,598	入院収益及び外来収益の補正である。
入院収益	415,094		
外来収益	△ 96,401		
第 2 目 その他医業収益 (節内訳)	△ 130,159	795,673	室料差額収益及び医業雑収益の補正である。
室料差額収益	△ 22,677		
医業雑収益	△ 107,482		
第 2 項 医業外収益	△ 4,512	7,356,366	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	△ 6,172	12,830	預金利息及び有価証券利息の補正である。
預金利息	△ 6,474		
有価証券利息	302		
第 2 目 他会計補助金 (節内訳)	39,122	522,713	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計補助金の補正である。
一般会計補助金	39,122		
第 3 目 他会計負担金 (節内訳)	△ 38,282	5,505,996	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
一般会計負担金	△ 38,282		
第 5 目 その他医業外収益 (節内訳)	820	1,097,770	外部研究資金、公舎貸付料等の補正である。
資産貸付収益	△ 2,217		
受託等研究収益	△ 933		
その他医業外収益	3,970		
第 3 項 特別利益	5,000	6,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 目 過年度損益修正益 (節内訳) 過年度損益修正益	5,000 5,000	6,000	過年度分の収益に係る補正である。
第 2 款 研究所事業収益	△ 22,062	752,259	
第 1 項 研究所収益	△ 45,926	728,395	
第 1 目 他会計負担金 (節内訳) 一般会計負担金	△ 41,641 △ 41,641	663,479	がんセンター研究所支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
第 2 目 その他研究所収益 (節内訳) その他研究所収益	△ 4,285 △ 4,285	64,916	外部研究資金等の確定に伴う補正である。
第 2 項 特別利益	23,864	23,864	
第 1 目 その他特別利益 (節内訳) その他特別利益	23,864 23,864	23,864	外部資金で購入した物品の除却に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業費用	407,891	33,994,923	
第 1 項 医業費用	370,080	32,593,350	
第 1 目 給与費	116,639	11,812,341	<p>がんセンター局職員(研究所を除く)のPersonnel費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(1) 給料 37,691</p> <p>(2) 職員手当等 △ 3,590</p> <p>扶養手当 △ 677</p> <p>地域手当 3,246</p> <p>住居手当 △ 2,277</p> <p>通勤手当 1,084</p> <p>管理職手当 834</p> <p>初任給調整手当 △ 228</p> <p>特殊勤務手当 30,981</p> <p>時間外勤務手当 △ 26,723</p> <p>休日勤務手当 5,427</p> <p>夜間勤務手当 △ 7,420</p> <p>宿日直手当 △ 5,821</p> <p>期末手当 15,222</p> <p>勤勉手当 △ 19,110</p> <p>児童手当 △ 705</p> <p>管理職員特別勤務手当 2,577</p> <p>(3) 報酬 82,395</p> <p>(5) 法定福利費 16,815</p> <p>(6) 退職給付費 △ 13,382</p> <p>(7) 負担金 1,460</p> <p>(8) 奨学費 △ 4,750</p>
第 2 目 材料費	322,336	11,154,962	<p>薬品費及び診療材料費等の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(9) 薬品費 184,741</p> <p>(10) 診療材料費 136,520</p> <p>(12) 医療消耗備品費 1,075</p>
第 3 目 経費	△ 107,618	5,588,426	<p>運営管理に要する経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(14) 報償費 178</p> <p>(15) 旅費 10,961</p> <p>(17) 消耗品費 10,665</p> <p>(18) 光熱水費 △ 60,263</p> <p>(19) 燃料費 △ 612</p> <p>(20) 食糧費 148</p> <p>(21) 印刷製本費 △ 236</p> <p>(22) 修繕費 △ 3,955</p>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(23) 保険料 △ 398 (24) 賃借料 △ 14,305 (25) 通信運搬費 △ 1,553 (26) 委託料 △ 49,977 (27) 手数料 △ 6,041 (28) 諸会費 1,995 (30) 雑費 5,775
第 5 目 資産減耗費	13,120	14,120	棚卸資産の減耗に伴う補正である。 (節内訳) (34) 棚卸資産減耗費 13,120
第 6 目 研究研修費	25,603	544,265	医学研究及び職員の研修等に要する経費の補正である。 (節内訳) (37) 謝金 △ 89 (38) 研究旅費 25,694 (41) 研究雑費 △ 2
第 2 項 医業外費用	2,430	1,364,192	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	4,609	599,198	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (42) 企業債利息 4,609
第 2 目 受託研究費	△ 3,166	393,584	医薬品受託研究費の補正である。 (節内訳) (3) 報酬 △ 81 (15) 旅費 △ 2,360 (21) 印刷製本費 191 (22) 修繕費 300 (24) 賃借料 △ 277 (25) 通信運搬費 1,000 (27) 手数料 3,000 (28) 諸会費 12,000 (30) 雑費 △ 16,940 (36) 研究材料費 1
第 4 目 雑損失	△ 62	277,952	看護師乳幼児保育委託等に要する経費の補正である。 (節内訳) (14) 報償費 △ 13 (15) 旅費 3,090 (17) 消耗品費 499 (20) 食糧費 22

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(21) 印刷製本費 143 (24) 賃借料 235 (25) 通信運搬費 △ 211 (26) 委託料 △ 259 (27) 手数料 5 (30) 雑費 1,707 (39) 図書費 59 (49) その他雑損失 △ 5,339
第 5 目 消費税等	1,049	60,430	納税予定額の増に伴う補正である。 (節内訳) (73) 消費税等 1,049
第 3 項 特別損失	35,381	37,381	
第 1 目 過年度損益修正損	3,331	5,331	過年度分の費用に係る補正である。 (節内訳) (69) 過年度損益修正損 3,331
第 2 目 固定資産除却損	32,050	32,050	医療機器等の除却額の確定等に伴う補正である。 (節内訳) (68) 固定資産除却損 32,050
第 2 款 研究所事業費用	△ 36,834	923,338	
第 1 項 研究所費用	△ 95,774	864,398	
第 1 目 給与費	△ 45,335	261,691	がんセンター研究所職員の人件費の補正である。 (節内訳) (1) 給料 △ 16,545 (2) 職員手当等 △ 15,184 扶養手当 △ 295 地域手当 △ 1,312 住居手当 △ 312 通勤手当 △ 14 初任給調整手当 △ 4,919 特殊勤務手当 △ 897 時間外勤務手当 △ 5,425 休日勤務手当 △ 1,697 期末手当 65 勤勉手当 △ 18 児童手当 △ 360 (3) 報酬 △ 2,430 (5) 法定福利費 △ 9,930 (6) 退職給付費 △ 1,246

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明																														
第 2 目 研究費	△ 34,344	49,156	<p>がんセンター研究所の研究費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <table> <tr><td>(15) 旅費</td><td>△</td><td>1,852</td></tr> <tr><td>(21) 印刷製本費</td><td>△</td><td>100</td></tr> <tr><td>(24) 賃借料</td><td></td><td>204</td></tr> <tr><td>(26) 委託料</td><td>△</td><td>509</td></tr> <tr><td>(27) 手数料</td><td></td><td>1,098</td></tr> <tr><td>(28) 諸会費</td><td>△</td><td>379</td></tr> <tr><td>(30) 雑費</td><td></td><td>274</td></tr> <tr><td>(36) 研究材料費</td><td>△</td><td>41,240</td></tr> <tr><td>(39) 図書費</td><td></td><td>599</td></tr> <tr><td>(40) 研究消耗備品費</td><td></td><td>7,561</td></tr> </table>	(15) 旅費	△	1,852	(21) 印刷製本費	△	100	(24) 賃借料		204	(26) 委託料	△	509	(27) 手数料		1,098	(28) 諸会費	△	379	(30) 雑費		274	(36) 研究材料費	△	41,240	(39) 図書費		599	(40) 研究消耗備品費		7,561
(15) 旅費	△	1,852																															
(21) 印刷製本費	△	100																															
(24) 賃借料		204																															
(26) 委託料	△	509																															
(27) 手数料		1,098																															
(28) 諸会費	△	379																															
(30) 雑費		274																															
(36) 研究材料費	△	41,240																															
(39) 図書費		599																															
(40) 研究消耗備品費		7,561																															
第 3 目 運営経費	△ 16,156	287,271	<p>がんセンター研究所の運営経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <table> <tr><td>(14) 報償費</td><td>△</td><td>1,592</td></tr> <tr><td>(15) 旅費</td><td></td><td>200</td></tr> <tr><td>(17) 消耗品費</td><td>△</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>(22) 修繕費</td><td>△</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>(23) 保険料</td><td>△</td><td>34</td></tr> <tr><td>(24) 賃借料</td><td>△</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>(25) 通信運搬費</td><td>△</td><td>330</td></tr> <tr><td>(26) 委託料</td><td>△</td><td>10,000</td></tr> </table>	(14) 報償費	△	1,592	(15) 旅費		200	(17) 消耗品費	△	2,000	(22) 修繕費	△	1,000	(23) 保険料	△	34	(24) 賃借料	△	1,400	(25) 通信運搬費	△	330	(26) 委託料	△	10,000						
(14) 報償費	△	1,592																															
(15) 旅費		200																															
(17) 消耗品費	△	2,000																															
(22) 修繕費	△	1,000																															
(23) 保険料	△	34																															
(24) 賃借料	△	1,400																															
(25) 通信運搬費	△	330																															
(26) 委託料	△	10,000																															
第 5 目 支払利息及び企業債取扱諸費	61	55,083	<p>企業債利息の確定に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <table> <tr><td>(42) 企業債利息</td><td></td><td>61</td></tr> </table>	(42) 企業債利息		61																											
(42) 企業債利息		61																															
第 2 項 特別損失	58,940	58,940																															
第 1 目 過年度損益修正損	23,665	23,665	<p>一般会計負担金の返還に係る補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <table> <tr><td>(69) 過年度損益修正損</td><td></td><td>23,665</td></tr> </table>	(69) 過年度損益修正損		23,665																											
(69) 過年度損益修正損		23,665																															
第 2 目 固定資産除却損	35,275	35,275	<p>機器等の除却額の確定に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <table> <tr><td>(68) 固定資産除却損</td><td></td><td>35,275</td></tr> </table>	(68) 固定資産除却損		35,275																											
(68) 固定資産除却損		35,275																															

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的収入	24,112	1,466,057	
第 1 項 企業債	△ 8,000	882,000	
第 1 目 企業債 (節内訳) 静岡がんセンター医療 機器整備費債	△ 8,000 △ 8,000	882,000	医療機器整備等に充てるための企業債の補正である。
第 2 項 基金繰入金	0	1,000	
第 3 項 受託金	0	50,945	
第 4 項 投資有価証券償還金	0	500,000	
第 5 項 寄附金	20,480	20,480	
第 1 目 寄附金 (節内訳) 寄附金	20,480 20,480	20,480	寄附金の収入に伴う補正である。
第 6 項 敷金・保証金返還金	332	332	
第 1 目 敷金・保証金返還金 (節内訳) 敷金返還金	332 332	332	職員宿舍の敷金の返還に伴う補正である。
第 7 項 貸付金返還金	11,300	11,300	
第 1 目 貸付金返還金 (節内訳) 貸付金返還金	11,300 11,300	11,300	看護学生修学資金貸付金の返還に伴う補正である。
第 2 款 研究所資本的収入	0	226,421	
第 1 項 企業債	0	52,000	
第 2 項 他会計負担金	91	940	
第 1 目 一般会計負担金	91	940	がんセンター研究所の器械備品等の購入に充てるための一般会計負担金の補正である。

科 目	補正額	現計額	説明
(節内訳) 一般会計負担金	91		
第 3 項 受託金	△ 91	32,309	
第 1 目 受託金	△ 91	32,309	がんセンター研究所の器械備品等の購入に充てるための研究受託金の補正である。
(節内訳) 受託金	△ 91		
第 4 項 出資金	0	141,172	

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的支出	185	4,976,198	
第 1 項 建設改良費	6,105	953,642	
第 1 目 資産購入費	△ 103,214	759,088	器械備品等の整備に要する経費の補正である。 (節内訳) (26) 委託料 12,129 (53) 器械備品購入費 △ 115,343
第 2 目 建設改良費	109,319	194,554	機器整備等に要する経費の補正である。 (節内訳) (26) 委託料 17,599 (60) 工事費 91,720
第 2 項 企業債償還金	0	3,963,676	
第 3 項 長期貸付金	△ 26,400	38,400	
第 1 目 長期貸付金	△ 26,400	38,400	看護学生修学資金貸付金に要する経費の補正である。 (節内訳) (75) 貸付金 △ 26,400
第 4 項 積立金	20,480	20,480	
第 1 目 積立金	20,480	20,480	基金の造成に要する経費の補正である。 (節内訳) (78) 積立金 20,480
第 2 款 研究所資本的支出	0	226,422	
第 1 項 建設改良費	0	85,249	
第 2 項 企業債償還金	0	141,173	

備考 資本的収入額 1,692,478 千円が資本的支出額 5,202,620 千円に対し不足する額 3,510,142 千円は、過年度分損益勘定留保資金 3,510,142 千円で補填するものとする。

平成 29 年度 企業債の補正について (第 5 条)

医療機器整備費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額 (単位 : 千円)

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今回補正額
県立病院建設改良費	静岡がんセンター 医療機器整備費	882,000	890,000	△ 8,000